

平成 14 年度
包括外部監査の結果に関する報告書

県立大学の経営管理状況について

秋田県包括外部監査人
澤田祐治

平成 14 年度
包括外部監査の結果に関する報告書
県立大学の経営管理状況について

目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 監査対象期間	1
4. 事件を選定した理由	1
5. 監査の方法	2
(1) 監査の視点	2
(2) 主な監査手続	2
6. 監査の実施期間	3
7. 監査の補助者	3
第2 秋田県財政の概要	4
1. 秋田県の財政状況について	4
(1) 県財政の現状について	4
(2) 県が公表した『財政の中期見通し』について	7
(3) 【キャッシュ・フロー計算書：財政の中期見通し】の作成について ..	9
2. 県債の状況と県立大学及び公社（県の出えん団体）保有県債について ..	12
(1) 県債の状況と県立大学の整備について	12
(2) 県債の状況と公社（県の出えん団体）保有県債について	14
第3 秋田県立大学の概要	16
1. 設置の経緯	16
2. 基本理念	16
3. 設置時期及び学部等の概要	16
4. キャンパスの概要	17
5. 県立大学にかかる建設コスト	19
(1) 県立大学設置事業にかかる総事業費	19
(2) 県立大学設置事業にかかる建設財源	19
(3) 県立大学大学院整備事業にかかる総事業費及び建設資金	20
(4) 県立大学の設置にかかる県債償還計画（全体）	21
4. 財務状況	23
5. 教職員等の概況	23

(1) 学生数、教職員の状況	23
(2) 教員の状況	24
(3) 入学者の出身地の状況	25
(4) 学生の就職状況	26
(5) 入学金、授業料の状況	27
6. 国立大学、公立大学及び私立大学の財務数値の比較（平成 13 年度） ..	28
第 4. 監査の結果	30
1. 収入関係	30
(1) 使用料：授業料関係他	30
(2) 手数料：入学金及び入学検定料	32
(3) 財産収入及び諸収入	32
2. 支出関係	34
(1) 人件費関係	34
(2) その他需用費等	34
(3) 委託料関係	37
(4) 学術研究交付金	41
(5) 奨学寄付交付金	42
(6) 短大における学生寮費会計	42
3. 財産関係	44
(1) 公有財産・物品（図書以外）の管理状況	44
(2) 図書の管理状況	52
(3) 県職員住宅建築費償還金	57
第 5 利害関係	63

本報告書の表の記載については、単位未満の端数を切り捨てて表示しているものがあるため、表示上の合計とその内訳とは必ずしも一致していない。
--

第1 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

県立大学の経営管理状況について

3. 監査対象期間

原則として平成 13 年度（平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日）を対象とした。ただし、必要と認めた範囲において、平成 12 年度以前の各年度及び平成 14 年度の執行分についても対象とした。

4. 事件を選定した理由

秋田県（以下、「県」という。）の財政状況は全国的に見ても厳しい水準にあり、県の財政課が作成した『財政の中期見通し（平成 14 年 3 月）』においては、財政調整基金、減債基金及び地域振興事業基金（いわゆる財政 3 基金）の残高が平成 18 年度に底をつくと推計されている。このような厳しい財政状況の折り、県は、平成 11 年 4 月に新たに秋田県立大学（以下、「県立大学」という。）を開学した。当該事業は県の単独事業として実施され、総額で約 317 億円の県債の発行が予定されており、今後の元利償還に際して、その負担は県財政に重要な影響を与えるものと推察される。

施設整備に関しては平成 15 年 4 月の大学院生物資源科学研究科の開学をもって一段落するが、大学を取り巻く環境は大きく変動しつつある。

全国的な大学・短大進学率は上昇を続けているものの、出生率の長期低落傾向を受けたわが国 18 歳人口の減少により、入学者数自体は減少している。このような大学教育の主対象たる入学者数の減少は大学の経営基盤を脆弱にし、大学間の入学者獲得競争を激化させる側面を持つ。また、バブル崩壊後の閉塞状況下において、従前の体制を見直す動きが社会の各分野で出てきているが、大学に関しても、研究成果の社会への還元策も含めて、研究機関としてのあり方を見直すべきとの風潮が社会的にも強まっている。

このような環境変化を踏まえて、現在、大学のあり方自体が強く問われており、あるべき姿を模索する動きが顕著になってきている。国立大学においては、国立大学法人化の準備が進むと同時に各国立大学間の再編の動きが顕在化しており、このことは、地域の公立大学及び私立大学に対しても当然に影響を与えている。

また、地方においては、東京を始めとする大都市圏への青年層の流出抑制及び産学連携等による地域活性化の核となるものとして大学を求める声があり、県立大学に対しても同様に期待されているところであるが、秋田県の資金負担を経営的な存立基盤とする県立大学は、大学教育への県費投入のあり方という公立大学特有の論点も加わり、その存在意義を県民に対して明確にすることが求められている。

加えて、同じく県立の国際教養大学の設置が予定されていることも踏まえると、秋田県行政における県立大学の位置付けは重要性を増していると思われる。また、地方独立行政法人制度の創設が具体的に検討されている中、県立大学もその主要な適用対象の一つとなろう。

このような県立大学の秋田県行政における重要性の増大を鑑みた場合、県立大学の経営管理状況の適正性を検証するとともに、その経済性及び効率性等を併せて把握する必要性を認め、テーマとして選定することとした。

5. 監査の方法

(1) 監査の視点

特に以下の視点から、監査を実施した。

- ① 県立大学の管理運営が、法令、条例及び規則等に基づき適正に運営されているかどうか。
- ② 県立大学にかかる事務処理に関して、その適正な実施を可能とする内部的な牽制機能が有効に機能しているかどうか。
- ③ 県立大学の秋田県財政の中に占める位置付けを明確にした上で、大学の管理運営が、最少の経費で最大の効果をあげるようになされているかどうか。

(2) 主な監査手続

- ① 当初計画の策定資料、実績及び関連する財政の状況等について、担当者に対する質問、及び入手資料を基礎とした分析等を実施することにより、その適正性等を検証した。
- ② 県立大学の管理運営に関連する諸事務について、関連帳簿及び証憑等を入手もしくは閲覧するとともに、必要に応じて担当者に質問を行い、その適正性等を検証した。
- ③ 特に、業務委託、建設工事、営繕工事等について、契約書、仕様書及び見積書等を入手もしくは閲覧するとともに、必要に応じて担当者に質問を行い、その適正性及び経済性・効率性を検証した。
- ④ 県立大学を構成する秋田キャンパス、本荘キャンパス及び短期大学

部等について、必要に応じて現場視察等を実施した。

6. 監査の実施期間

平成 14 年 6 月 8 日から平成 14 年 2 月 7 日まで

7. 監査の補助者

監査補助者の氏名及び資格は以下のとおりである。

公認会計士	唐澤 正幸
公認会計士	大崎 美保
公認会計士	山本 靖子
公認会計士	岡井 眞
会計士補	川口 明浩
会計士補	木下 哲
税理士	秋山 牧

第2 秋田県財政の概要

本節においては、秋田県財政の現状及び将来推計を概括的に示すとともに、その中における県立大学等の位置付けについて記述する。

1. 秋田県の財政状況について

(1) 県財政の現状について

平成 13 年度末における県財政の現状は次に掲載する【経営指標一覧表】のとおりであり、全体として財政構造の弾力性が失われつつある現状を示している。

まず、財政構造の弾力性を代表する指標である経常収支比率（経常的に歳入として入ってくる一般財源がどの程度義務的な経費に充当されたかを表す指標）を見ると 87.0%であり、弾力性に対する要注意水準である 80%を大きく超過している。また、県債残高（いわゆる「長期借入金」の残高）に関する指標を見ると、好ましいとされる水準からの乖離が大きく危険ラインに達している。例えば公債費比率、公債費負担比率及び起債制限比率がそれぞれ 22.8%（好ましい水準の上限 10%）、26.6%（警戒水準 15%、危険水準 20%）及び 15.7%（制限水準 20%）となっており、財政運営の自由度が大幅に制限されているものと考えられる。このような状況の原因は基本的には、県の財政力の低さ（財政力指数＝0.22549）に求められる。

【経営指標一覧表】

区 分	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
財政力指数 ^{注1}	0.29790	0.30097	0.27598	0.24792	0.22549
経常収支比率 ^{注2} （%）	86.2	87.7	84.8	84.9	87.0
公債費比率 ^{注3} （%）	20.0	21.4	23.9	22.2	22.8
公債費負担比率 ^{注4} （%）	21.2	21.2	24.3	26.6	26.6
起債制限比率 ^{注5} （%）	13.5	14.3	15.4	15.8	15.7
県債残高（億円）	8,743	9,627	10,160	10,403	10,735

（注1）「財政力指数」とは、財源の余裕度を示す指標であり、基準財政収入額を基準財政需要額で割り返した値の3ヵ年平均である。1を超えるほど財源に余裕があることを表すが、県の数値は「0.22549」であり基準となる「1」の4分の1以下である。

（注2）「経常収支比率」とは、財政構造の弾力性を測定する比率であり、義務的経費（人件費、扶助費、公債費等）に充当された経常一般財源（地方税、地方交付税等）の割合で示される。この比率が低いほど、政策的、臨時的な経費に財源を回すことができ財政構造に弾力性があることを示す。75%～80%を超えると弾力性がなくなりつつあること表す。

(注 3)「公債費比率」とは、標準財政規模等に対して県債の元金償還や利息の支払いに充てられた一般財源等の割合を表し、財政の健全性の目安は 10%であるとされている。

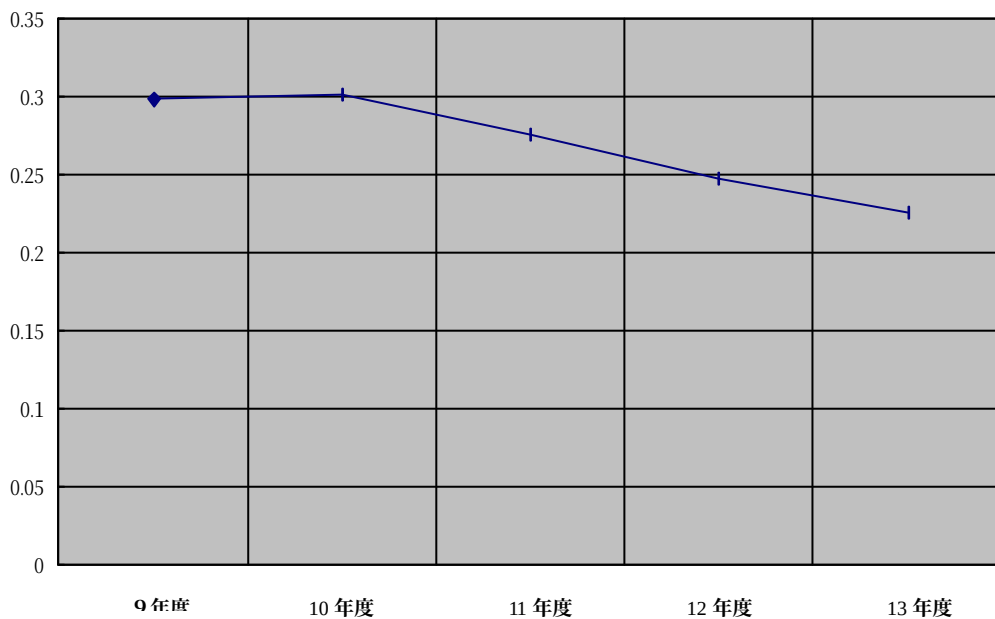
(注 4)「公債費負担比率」とは、一般財源の総額に占める、公債費に充てられた一般財源の割合を表し、高いほど財政運営の硬直化を示している。一般的には 15%が警戒水準で 20%が危険水準であると言われている。

(注 5)「起債制限比率」とは、地方債の発行を制限するために設定された指標であり、20%が制限水準となり、地方債の発行が制限される。

いずれの指標の年度推移をみても改善の方向には動いていると明確に分析できる要素は見出せない。これらの指標値の年度推移（過去 5 年間）をグラフ化したものが次の 3 つのグラフである。

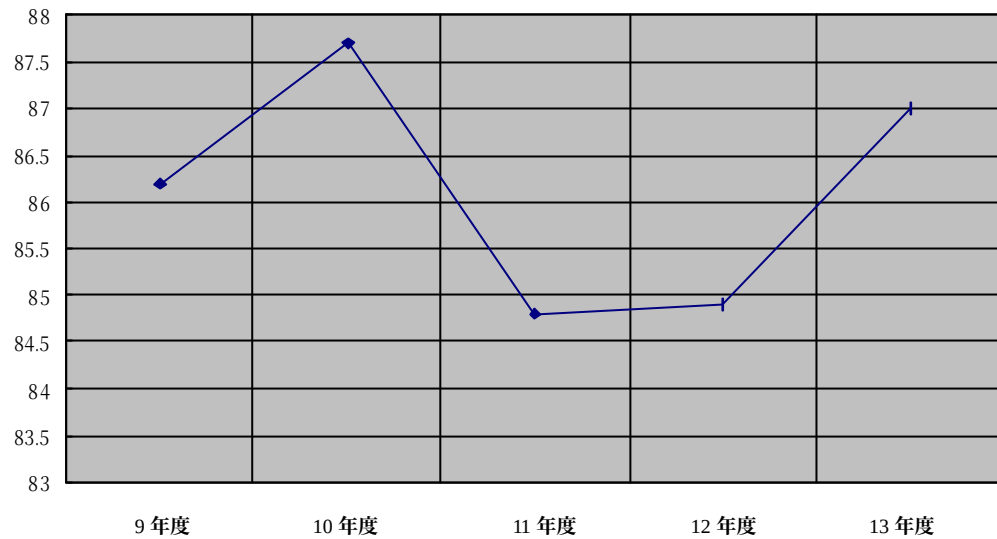
財政力指数

基準値：1)

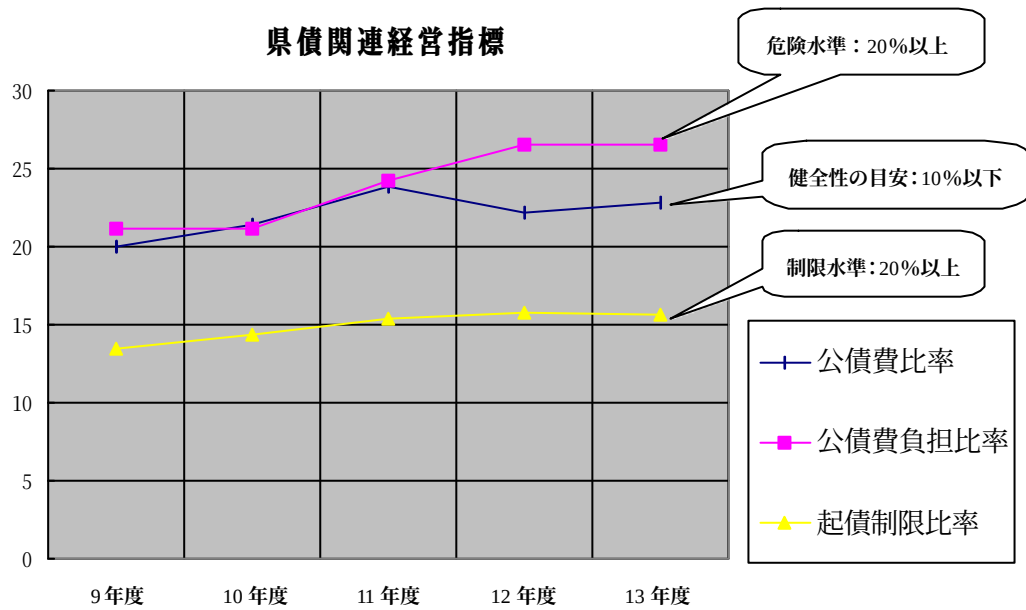


経常収支比率

(基準値：75%～80%)



県債関連経営指標



(2) 県が公表した『財政の中期見通し』について

この危機的な財政状況が今後どのように推移するかについて、県財政当局は『財政の中期見通し』を策定し（平成 14 年 3 月秋田県総務部財政課）、県の基本となる会計である一般会計を対象として、その収支状況を平成 14 年度から平成 18 年度の期間をとり財政推計の試算を行っている。

その結果は、次の【今後の財政状況等一覧表】に示すとおり要約することができる。

【今後の財政状況等一覧表】

区 分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
歳 入 (百万円)	720,612	721,631	730,902	720,679	713,480
歳 出 (百万円)	739,672	741,086	744,312	730,353	725,284
収支不足額 (△; 不足)	△ 19,060	△ 19,455	△ 13,410	△ 9,674	△ 11,804
年度末基金残高 (百万円)	52,955	33,500	20,090	10,416	△1,388
県債残高 (億円)	10,982	11,355	11,693	11,787	11,975
県債発行額 (億円)	1,177	1,328	1,393	1,294	1,274
公債費 (億円)	1,239	1,336	1,473	1,353	1,315
公債費比率 (%)	25.4	25.8	25.8	25.2	24.2
公債費負担比率 (%)	27.6	28.2	28.5	28.5	27.5
起債制限比率 (%)	15.7	15.8	16.2	16.2	16.4
経常収支比率 (%)	93.1	91.9	91.8	90.8	90.9

県は、上記の表から全体の見通しを次のようにまとめている。

すなわち、「あきた 21 総合計画」の進展により、平成 14、15、16 年度の予算規模は 7,400 億円程度で推移するが、その後は公債費の減少により縮小する。また、収支不足額と基金の取崩しについて、県税収入の回復が見込めないことから、経費節減を図りながらも収支不足額を基金の取崩しにより補填することとしており、平成 18 年度には財政 3 基金（財政調整基金、減債基金及び地域振興事業基金）の残高がなくなり、しかも約 13 億 88 百万円の財源不足となる。

県債関連の財務数値について、平成 18 年度末に県債残高は 1 兆 1,975 億円となり、公債費負担比率は 27.5%，起債制限比率は 16.4%という高水準になるものと見込まれている。

個別事項の特徴については、次に示すとおりである。

ア.『財政の中期見通し』策定の前提について

県は、平成 14 年度当初予算案をもとに平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 年間について、財政の中期見通しの試算を行っている。対象となる会計は一般会計であるが、上記の表の公債費比率等 4 つの指標は普通会計ベースで行われている。

歳入については、経済成長率を名目年率 0%と仮定して県税収入等を見積もっている。また歳出の推計の特徴として、扶助費の伸びは 3.5%とし、公債費は県債償還の年度範囲を平成 13 年度実績及び平成 14 年度借入予定に対する償還経費としている。投資的経費は債務負担行為等が設定されているものについては積み上げて集計され、それ以外の補助事業は平成 15 年度に前年比 10%削減後同額で推移させ、単独事業については同額として試算している。その他の行政経費については、原則として現時点の計画額が積み上げられているが、県の単独補助金は『第 2 期行政改革推進プログラム』（平成 14 年 3 月）に示されたサンセット方式等に従い縮減（約 11 億円）を予定し、物件費は平成 15 年度に前年度比 10%の削減後は同程度の推移としている。福祉関係経費は、3.5%の伸びが見込まれている。

イ. 県債発行の中期見通しについて

「あきた 21 総合計画」や臨時財源対策債の増額により、県債の発行額は平成 15、16 年度をピークに減少するものと見込まれている。

ウ. 扶助費の中期見通しについて

高齢化の進展や介護保険制度の充実等に伴い一定の伸び（3.5%）が続く。

エ. 公債費の中期見通しについて

数次の経済対策や大規模な単独投資事業（県立大学など）に伴う県債の償還が平成 15、16 年度を中心にピークとなるが、その後は減少する。

オ. 単独事業の中期見通しについて

中高一貫校、県立武道館、新水族館、警察本部第二庁舎等の建設により現時点では平成 15 年度がピークとなる。次期実施計画の策定状況による影響もあるが、減少傾向で推移するものと見込まれている。

カ. その他行政経費の中期見通しについて

少子・高齢化の進展に伴い、福祉関係経費に一定の伸び（3.5%）が見込まれるが、補助金等の見直しにより増加を抑制する。

また、県内経済の活性化のために施策の充実に伴う貸付金や補助金等の需要が見込まれる。ただし、貸付金及び補助金（福祉関連を除く。）には増加を見込んでいない。

（3）【キャッシュ・フロー計算書：財政の中期見通し】の作成について

県が推計した『財政の中期見通し』は現行の自治体会計ベースの表となっているため、その中には経常的な行政活動、投資的な行政活動及び財務的な行政活動が混在したものと公表されている。この自治体会計ベースの『財政の中期見通し』を企業会計における「キャッシュ・フロー計算書」ベースに組替えて、「行政活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」を明確に区分したものを作成したのが次の表であり、その表の主要な項目をグラフ化したものがその次に併せて掲載したグラフである。

このような「キャッシュ・フロー計算書」を作成することによって、上記で説明されている内容をより明確にかつ視覚的に理解することができる。すなわち、投資活動は毎年度緩やかな逡減傾向にあるが、行政活動によるキャッシュ・フローがそれ以上に減少しているため、財務活動によるキャッシュ・フローの増加（県債の発行）で賄っていること、そのため県債残高は増加傾向にあることなどを理解することができる。このことは平成 15、16 年度に顕著に見られる特徴である。

更に、県債残高の大きさと今後重要な指標値として注意する必要があることを強調するために「県債残高返済可能年数」という指標を県実施の推計に付加した。この「県債残高返済可能年数」の算定方法等は表の脚注である注 2 に記載しているが、平成 14 年度では 10.5 年で平成 16 年度（13.9 年）まで上昇し、一旦は下降するが平成 18 年度には再度上昇して 12.2 年となっている。ちなみに同様な方式で算定されている唯一の例として浦安市の市債残高返済可能年数があるが、浦安市の場合税収入等の伸びなどにより平成 13 年度決算ベースで当該指標値は 5 年となっている（『浦安市アニュアル・レポート 2001』）。

【キャッシュ・フロー計算書：財政の中期見通し】

(単位：百万円、%、年)

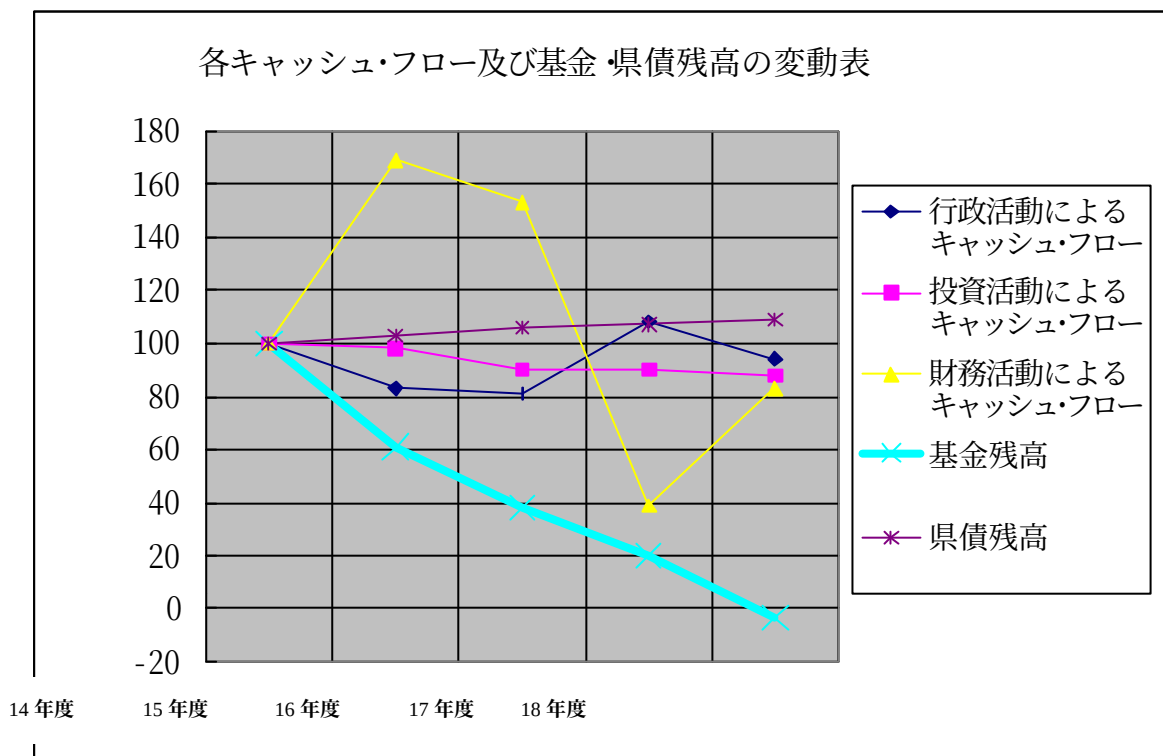
区 分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
I 行政活動によるキャッシュ・フロー					
〔支出の部計〕	354,429	363,758	366,770	337,436	347,256
義務的経費	243,573	252,734	255,933	226,927	236,145
経常経費	28,407	27,868	27,868	27,868	27,868
その他の経費	55,633	56,341	56,153	55,825	56,427
清算金交付金	26,816	26,816	26,816	26,816	26,816
〔収入の部計〕	458,703	449,808	450,807	450,377	445,229
県税等	458,703	449,808	450,807	450,377	445,229
行政活動によるキャッシュ・フロー計	104,274	86,050	84,037	112,941	97,973
II 投資活動によるキャッシュ・フロー					
〔支出の部計〕	289,064	280,762	271,040	271,914	268,368
投資的経費	213,252	208,633	198,911	199,785	196,239
うち、単独分	74,780	80,057	67,602	68,648	64,945
(単独分の割合 ^{注1})	35%	38%	34%	34%	33%
貸付金等	75,812	72,129	72,129	72,129	72,129
〔収入の部計〕	144,242	139,006	140,768	140,885	140,854
国庫支出金	73,934	68,698	70,460	70,577	70,546
貸付金返済収入	70,308	70,308	70,308	70,308	70,308
投資活動によるキャッシュ・フロー計	△144,822	△141,756	△130,272	△131,029	△127,514
III 財務活動によるキャッシュ・フロー					
〔支出の部計〕	96,179	96,565	106,502	121,004	109,660
公債費等 ^{注2}	96,179	96,565	106,502	121,004	109,660
〔収入の部計〕	117,667	132,819	139,327	129,418	127,398
県債発行額	117,667	132,819	139,327	129,418	127,398
財務活動によるキャッシュ・フロー計	21,488	36,254	32,825	8,414	17,738
IV キャッシュ・フロー増減額	△19,060	△19,455	△13,410	△9,674	△11,804
V 前期末基金残高	72,015	52,955	33,500	20,090	10,416
VI 当期末基金残高	52,955	33,500	20,090	10,416	△1,388
VII 県債期末残高	1,098,200	1,135,500	1,169,300	1,178,700	1,197,500
VIII 県債残高返済可能年数 ^{注3}	10.5 年	13.2 年	13.9 年	10.4 年	12.2 年
IX プライマリー・バランス	△40,548	△55,707	△46,235	△18,088	△29,541

※ この表の数値は四捨五入にて端数処理を行っているため、合計数値と内訳数値が異なる場合がある。

(注1)「単独分の割合」は、「投資的経費」に占める「単独分」の割合をいう。ここで「単独分」とは、県が単独で行う事業をいう。

(注2)「公債費等」には、公債費（元本部分）のほかに職員公舎返還金が含まれている。

(注3)「県債残高返済可能年数」は、「行政活動によるキャッシュ・フロー」の金額で「県債残高」を割り返した数値であり、短いほど財務の健全性が高いことを示す。また、「行政活動によるキャッシュ・フロー」及び「投資活動によるキャッシュ・フロー」の合計金額は、いずれの年度もマイナスであるため、当該合計金額を使用した「県債残高返済可能年数」はマイナスとなるため、今回は採用しなかった。



(注意) 上表は、平成14年度の値を100として作成している。

2. 県債の状況と県立大学及び公社（県の出えん団体）保有県債について

（1）県債の状況と県立大学の整備について

一般会計における県債の発行、償還及び県債残高等の状況は次の表【県債の状況と県立大学関連の県債発行額】のとおりである。これによると県債発行の規模は平成9年度から平成13年度まで1千億円の前半から中盤までで推移している。一方、元金の償還は平成12年度まではおよそ20%～30%台で伸びていたが、平成13年度には一気に1,361億円と前年度比56%も増加しており、以後の年度の推計では1千億円前半の金額で償還が行われるものと見込まれていることは【今後の財政状況等一覧表】ですで見たとおりである。

その結果として、県債残高は平成9年度の8,743億円から平成13年度で1兆736億円と一貫して増加しており、この4年間の増加率は22.8%、年平均5.7%となっている。

このような一般会計における県債の発行状況の中で、平成10年度には県立大学の整備のために大規模な起債が行われており（次の表中の①）、県債発行額に占める県立大学の整備に要する発行額の割合は13.9%と大きな割合となっている。なお、平成13年度末現在の県立大学整備に要した県債残高の、一般会計県債残高に占める割合は、2.8%（307億円÷1兆736億円×100＝2.8%）である。

また、県立大学の整備は県の単独事業であることから、その整備に要した県債の償還財源は、県が大半を負担することとなるため、県債利子支払い費用を含めて大きな負担になるものと考えられる。今年度の包括外部監査における二つの「特定の事件（監査テーマ）」のうち、「県立大学の経営管理状況について」は、このような県単独事業である県立大学の整備及び運営状況について、合規性の監査を中心としながらも、効率性や有効性についても重点をおいて監査を行った。また、『意見書』においては、企業会計の手法を借りて行政コスト計算書を作成し分析を試みている。ここでは、発生主義会計特有の「減価償却費」や「退職給与引当金繰入額」と共に、自治体会計では事業所管課が管理していないことが原因でコストとして意識されにくい「県債利子」も明示的に認識している。

【県債の状況と県立大学関連の県債発行額】

(単位：百万円)

区 分	9 年 度	10 年 度	11 年 度	12 年 度	13 年 度
発 行 A	134,166	156,880	123,955	111,607	169,378
うち短大整備	—	430	—	—	—
県立大整備	3,083	21,363	2,322	1,018	72
大学院整備	—	—	—	—	154
図書館整備	—	—	—	—	17
県立大小計：B	3,083	21,793	2,322	1,018	243
県債発行に占める県立大学の割合（B/A：％）	2.3 %	13.9 %	1.9 %	0.9 %	0.1 %
元金償還 C	52,561	68,384	70,730	87,337	136,091
純発行高 A－C	81,605	88,496	53,225	24,270	33,287
調 整 ^{注1}	—	11	—	—	—
県 債 残 高	874,313	962,797	1,016,022	1,040,291	1,073,578
支 払 利 息	32,868	32,602	31,974	31,174	29,147
公 債 諸 費	79	69	115	153	^{注2} 1,097

(注1) 「調整」は、売却された財産に係る県債の残債の譲渡を指す。

(注2) 平成13年度の公債諸費は、主に県債の買入償却（低利の県債への借換債）410億円にかかる費用である。

(注3) 県立大学の整備に係る県債の発行に関しては、上記のほかに木材高度加工研究所の整備に係る県債が平成4～7年度にかけて総額43億4百万円発行されている（平成13年度末現在の残債：32億6,049万円）。

（２）県債の状況と公社（県の出えん団体）保有県債について

（１）で説明した県債のうち、借換債発行額及び公社の引き受け状況を示したものが次の表である。県の一般会計における借換債発行額に占める公社保有借換債の割合が多いのは平成 10 年度及び平成 12 年度であることがわかる。平成 9、10 年度における借換債の増加は、平成 6 年度前後に行われた、県の単独事業である地域総合整備事業債 127 億円の借換えがその主な原因である。

【借換債等の推移と公社保有県債の借換】

（単位：百万円）

区 分	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
借換債発行額 A	3,369	10,747	999	7,959	53,004
公社新規引受額	注 1 4,560	190	200	100	—
公社保有借換債分 B	—	7,580	260	4,560	7,670
公社の割合（B／A）	—	70.5 %	26.0 %	57.3 %	14.5 %

（注 1）平成 9 年度の公社新規引受額のうち 30 億円は県立大学の事業に充当されている。

次の表は、借換債等の今後の推移とその内訳を示している。

まず、借換債の発行額は平成 15 年度（141 億 48 百万円）から趨勢的に多くなっており、平成 16 年度には 282 億 81 百万円、平成 17 年度 174 億 36 百万円、平成 18 年度 181 億 11 百万円である。

次に、借換債のうち銀行引受の部分が圧倒的に多いが、公社保有借換分も平成 15、16、18 年度には 4 分の 1 から 3 分の 1 の割合に達している。これに関連して、今年度の包括外部監査における二つの「特定の事件（監査テーマ）」のうち、「財団法人秋田県林業公社の収支並びに秋田県の公社に対する貸付金等について」の中で、次のことを検討している。すなわち、県が出えんしている団体である公社が県債を保有する意味、その取引内容、契約の手続、科目表示の適正性等について検討を行った。

【借換債等の今後の推移とその内訳】

（単位：百万円）

区 分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
借換債発行額 A	7,720	14,148	28,281	17,436	18,111
うち銀行借換分	7,160	9,588	20,510	16,876	13,551
公社借換分 B	560	4,560	7,670	560	4,560
公社の割合（A／B）	7.3 %	32.2 %	27.1 %	3.2 %	25.2 %

なお、公社保有の県債については、上記の表の数値上、全額借換えする

ことを想定して推計されている。既発行分については、現在年に6%ずつの半年償還を行い、最終年度で残債を一括償還することとしている。また、公社引受の新規発行分については、平成14年度からは、3年間据え置き後7年間に年6%ずつの半年償還を行い、残り58%（ $100\% - 6\% \times 7 \text{年間} = 58\%$ ）を10年間で償還することとしている。

第3 秋田県立大学の概要

1. 設置の経緯

県は平成3年2月に、「技術立県」を基本施策とする「秋田県新総合発展計画」（計画期間：平成3年度～平成12年度）を策定したが、これを受けて、平成4年12月に秋田県高等教育懇談会において県立大学の設置が提言されている。当該提言においては、設置の意義として、「①新しい地域の文化と学術の創造・継承活動の拠点の確立、②県民に対する高度で幅広い教育機会の提供、③地域産業の高度化、優秀な人材の確保、④若者の県内定着、秋田のイメージアップ」を挙げた上で、「総合文理系学部」及び「生物資源系学部」の設置が構想された。

その後、平成8年3月に策定された「秋田県新総合発展計画後期計画」（計画期間：平成8年度～平成12年度）において、そのリーディングプロジェクトとして位置付けられるとともに、平成8年7月には、基本理念、設置学部及び開学時期等を取りまとめた「（仮称）秋田県立大学基本構想」が策定された。以後、平成8年度より実際の設置事業が開始され、平成11年4月に秋田県立大学として開学したものである。

2. 基本理念

上述の「（仮称）秋田県立大学基本構想」において、以下の2点を基本理念として定めている。

- ① 学術文化の中心として、真理探究の精神、未来を切り拓く幅広い視野と豊かな創造力を備えた有為な人材を養成することを目的とする。
- ② 広く県民に開かれた大学として、県民に生涯にわたり高度な教育機会を提供するとともに、先進的な科学の研究および技術の開発を行い、本県の文化の発展と産業の振興に大きく寄与することを目的とする。

3. 設置時期及び学部等の概要

県立大学は、4年制のシステム科学技術学部及び生物資源科学部、2年制の短期大学部生物生産学科及び農業工学科（以下、「短大」という。）並びに木材高度加工研究所（以下、「木高研」という。）等の附置研究機関等とから構成される。

4年制の2学部はともに平成11年4月の県立大学開学時に新設されたものであるが、短大は、昭和48年に創設された秋田県立農業短期大学を前身とし、開学時にその併設校とされたものである。また、木高研は平成7年に秋田県立農業短期大学の附属施設として設置されたものが、開学時にその附置研究

所となったものである。更に、大学院として、システム科学技術研究科を平成 14 年 4 月に設置するとともに、生物資源科学研究科についても平成 15 年 4 月の開学を予定しており、平成 14 年 12 月 19 日に文部科学省から認可されている。

主な設置学部等は以下の【設置学部等の概要】のとおりであるが、この内、総合科学教育研究センターは主に教養課程に関する教授等が所属する組織であり、図書・情報センターは主に図書館の管理運営を行う組織である。また、リエゾン・オフィスは産学官連携事業を行う際に大学側の実施主体となるものである。

【設置学部等の概要】

種 別	学部・附置施設等
4 年制学部	生物資源科学部
	システム科学技術学部
大学院	生物資源科学研究科（平成 15 年 4 月設置予定）
	システム科学技術研究科
研究機関・本部等	総合科学教育研究センター
	木材高度加工研究所
	図書・情報センター
	本部
	リエゾン・オフィス
短期大学部（短大）	生物生産学科
	農業工学科
	附属農場
	附属図書・情報センター

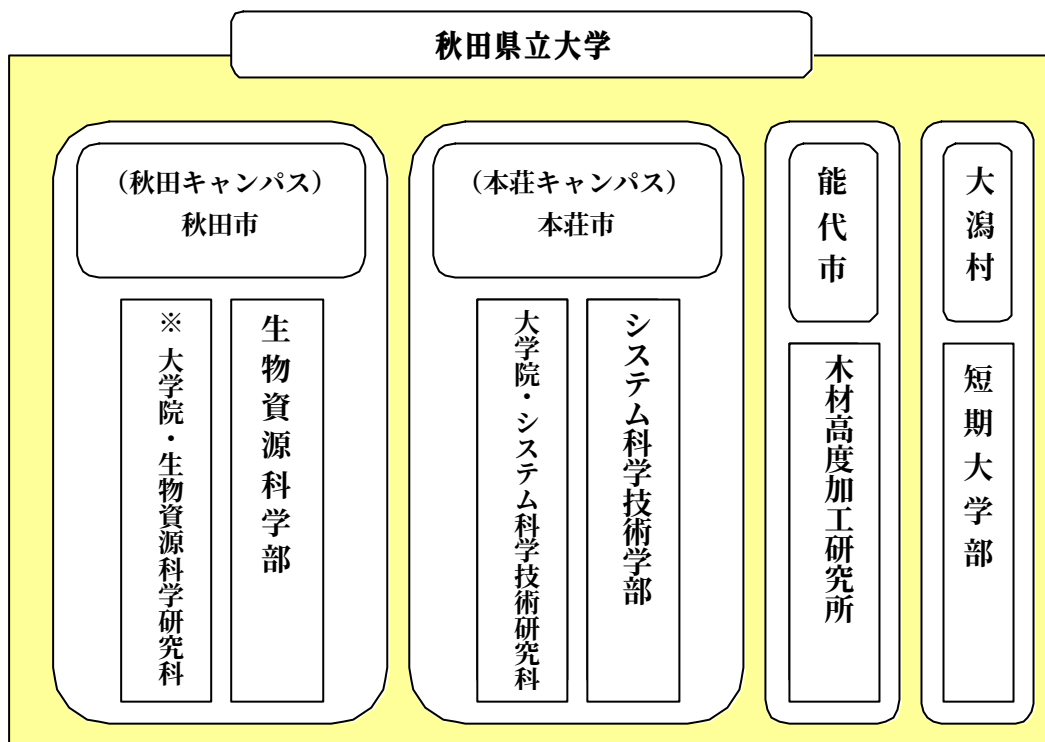
4. キャンパスの概要

県立大学のキャンパスは学部ごとに分散して設置されている。

4 年制大学（システム科学技術学部及び生物資源科学部）及び大学院は、秋田キャンパス（秋田市内）及び本荘キャンパス（本荘市内）の 2 キャンパスを有しており、本部、生物資源科学部及び大学院生物資源科学研究科（設置予定）は秋田キャンパスに、システム科学技術学部及び大学院システム科学技術研究科は本荘キャンパスに設置されている。また、短大のキャンパスは南秋田郡大潟村に、木高研は能代市に設置されている。

主なキャンパスの所在地も含めた概要図を以下に示す。なお、秋田キャン

パスに設置されている本部以外に、本荘事務室及び大潟事務室が設置されている。



※大学院・生物資源科学研究科は平成 15 年 4 月開学予定。

5. 県立大学にかかる建設コスト

(1) 県立大学設置事業にかかる総事業費

前述のとおり、県立大学の主要なキャンパスである秋田キャンパスと本荘キャンパスは平成 11 年の開学時に建設されたものであるが、短大は昭和 48 年に設置された秋田県立農業短期大学を引き継ぎ、併設校としたものである。このため、以下においては 2 キャンパスにかかる事業費に焦点を当てて議論を進めるものとし、必要に応じて短大等のデータを考慮するものとする。

短大を除く両キャンパスについては、平成 8 年度から建設が開始され、平成 12 年度までに総額約 472 億円が支出されている。建設にかかる当初計画額及び実際の支出額の概要は以下のとおりであるが、これには大学院整備事業にかかる支出を含まないものである。また、実際の支出額は計画額と比して約 14 億円縮減されており、主に設備費が縮減されたものであるが、これは情報ネットワークや機器・図書等にかかる費用を圧縮したものである。なお、本節の表中の金額については、単位未満を切り捨てているため、合計額と一致しない場合がある。

【県立大学設置事業費】

(単位：千円)

区分	当初計画額 (A)	支出額 (B)	差額 (A-B)
用地費	2,558,681	2,552,525	6,156
造成費	4,148,400	4,106,267	42,133
建築費	32,058,345	32,100,478	△42,133
設備費	10,000,000	8,508,200	1,491,800
合計	48,765,426	47,267,470	1,497,956

【キャンパスごとの事業費】

(単位：千円)

区分	当初計画額 (A)	支出額 (B)	差額 (A-B)
秋田キャンパス	23,091,519	22,518,560	572,959
本荘キャンパス	25,673,907	24,748,910	924,997
合計	48,765,426	47,267,470	1,497,956

(2) 県立大学設置事業にかかる建設財源

秋田キャンパス及び本荘キャンパスの建設に際しては、当初総事業費約 472 億円のうち、約 59%にあたる約 278 億円を県債の発行によりまかない、残額のうち約 41%を一般財源等から充当している。また、発行した県債に関しては平成 11 年度より平成 33 年度まで 23 年間にわたり償還する計画で

あり、平成 14 年度以降、毎年 20 億円前後の元利償還金の支出が続くこととなる。財源内訳及び県債償還計画は以下のとおりである。なお、県債発行額が当初計画と比して約 47 億円増加しているが、これは平成 10 年度以降の各年度において緊急経済対策分として追加計上したためである。

【財源内訳】

(単位：千円)

区分	当初計画額 (A)	支出額 (B)	差額 (A-B)
県債	23,100,000	27,858,000	△4,758,000
一般財源等	25,665,426	19,409,470	6,255,956
合計	48,765,426	47,267,470	1,497,956

【県立大学設置事業にかかる県債償還計画】

(単位：千円)

年 度	元金償還額(A)	利子支払額(B)	元利合計 (A)+(B)	県債残高
平成 10 年度	-	81,858	81,858	25,989,000
平成 11 年度	450,000	469,949	919,949	26,929,000
平成 12 年度	115,056	518,062	633,118	27,292,944
平成 13 年度	532,056	513,188	1,045,244	26,760,888
平成 14 年度	1,396,836	497,787	1,894,623	25,364,052
平成 15 年度	1,461,906	470,316	1,932,222	23,902,146
平成 16 年度	1,691,576	456,786	2,148,362	22,210,570
平成 17 年度	1,693,736	423,642	2,117,378	20,516,834
平成 18 年度	1,693,736	390,703	2,084,439	18,823,098
平成 19 年度	1,660,439	357,930	2,018,370	17,162,659
平成 20～33 年度	17,162,658	1,957,612	19,120,270	-
合計	27,858,000	6,137,840	33,995,840	-

(注) 本表においては、当初の設置事業に関して発行された県債 27,858,000 千円を記載しており、設置後の施設整備にかかる支出の財源として発行された県債分を含まない。

(3) 県立大学大学院整備事業にかかる総事業費及び建設資金

秋田キャンパス及び本荘キャンパスにおいて大学院の建設が進められているが、その整備事業費として、平成 12 年度から平成 15 年度にかけて総事業費約 62 億円が計画されている。その財源内訳としては、全体の約 63% にあたる約 39 億円を県債の発行によりまかない、残額の約 37%を一般財源から充当する計画である。また、発行した県債に関しては、平成 17 年度から平成 35 年度までの 19 年間にわたり償還する計画であるが、平成 18 年

度以降、毎年 3 億円前後の元利償還金の支出が続くこととなる。なお、事業継続中であり、以下の県債償還計画の基礎となる県債発行額も実績値ではなく計画値である。

【県立大学大学院整備事業にかかる県債償還計画】

(単位：千円)

年 度	元金償還額(A)	利子支払額(B)	元利合計 (A)+(B)	県債残高
平成 14 年度	-	823	823	3,914,000
平成 15 年度	-	73,392	73,392	3,914,000
平成 16 年度	-	76,190	76,190	3,914,000
平成 17 年度	9,240	76,175	85,415	3,904,760
平成 18 年度	226,380	75,030	301,410	3,678,380
平成 19 年度	234,780	72,393	307,173	3,443,600
平成 20～33 年度	3,443,600	529,392	3,972,992	-
合 計	3,914,000	903,399	4,817,399	-

(4) 県立大学の設置にかかる県債償還計画（全体）

上述の県立大学設置事業及び県立大学大学院整備事業に加え、短大設置事業及び木高研整備事業にかかる県債元利償還金額は以下のとおりである。なお、木高研にかかる平成 16 年度及び平成 17 年度の元利償還額が膨らんでいるが、これは償還期限の到来による元金償還分である。将来的に借換債の発行が想定されるが、現在のところ計画が策定されていないため考慮に入っていない。更に、これ以外にも県財政の概要にも記載したとおり、図書館整備事業を始めとする追加的な整備事業に関して発行された県債がある。

また、短大設置事業に関しては、昭和 48 年度に 5 億 8 千万円が起債されているが、昭和 57 年度に償還されており、次表には記載していない。

【県債元利償還額】

(単位：千円)

区分	県立大学分	大学院分	木高研分	合 計
平成 10 年度	81,858	-	261,490	343,348
平成 11 年度	919,949	-	417,397	1,337,346
平成 12 年度	633,118	-	407,347	1,040,465
平成 13 年度	1,045,244	-	397,297	1,442,541
平成 14 年度	1,894,623	823	388,261	2,283,708
平成 15 年度	1,932,222	73,392	549,952	2,555,567
平成 16 年度	2,148,362	76,190	1,251,962	3,476,515
平成 17 年度	2,117,378	85,415	1,416,330	3,619,123
平成 18 年度	2,084,439	301,410	-	2,385,849
平成 19 年度	2,018,370	307,173	-	2,325,544
平成 20～33 年度	19,120,270	3,972,992	-	23,093,262
合計	33,995,840	4,817,399	5,090,041	43,903,280

4. 財務状況

開学後 3 ヶ年度における財務状況は以下のとおりである。これには 4 年制の 2 学部その他短大及び木高研の数値も含んでいる。収入項目及び支出項目がともに増加傾向にあるが、これは平成 11 年度の開学より順次学生が入学しているためであり、平成 14 年度において初めて 4 学年が揃うものである。

平成 13 年度においては、実際の支出超過額である「差引：収支差額」が約 45 億円となっている。なお、現行制度上、地方交付税における基準財政需要額に算入される部分があるため（約 19 億円）、これを控除した約 25 億円が実質的な県の負担分と言える。

【 過去 3 年間の収支の状況 】

(単位：千円)

		平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
収 入	使用料及び手数料	456,897	617,734	786,189
	国庫支出金	9,451	39,568	32,400
	財産収入	53,173	49,753	48,829
	寄付金			12,700
	諸収入	62,943	62,920	110,826
	計	582,464	769,975	990,944
支 出	給与費	2,435,819	2,609,429	2,785,029
	管理運営費	1,761,543	1,995,124	2,296,325
	受託研究費	26,704	45,067	59,986
	繰越明許費・施設整備費	5,259,118	1,992,122	418,757
	出損金	100,000	—	—
	計	9,583,184	6,641,742	5,560,097
差引：収支差額		△9,000,720	△5,871,767	△4,569,153
	交付税措置(国負担)	807,311	1,360,849	1,972,280
	実質的持出(県負担)	△8,193,409	△4,510,918	△2,596,873

5. 教職員等の概況

(1) 学生数、教職員の状況

平成 13 年度における学生数は、システム科学技術学部（本荘キャンパス）が 730 名、生物資源科学部（秋田キャンパス）が 348 名及び短大（大潟村）が 218 名である。また、教職員数も含めた開学後の推移は次表のとおりである。

ア. 県立大学（4年制）

		平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
学 生 数		375	727	1,078
学 <				

イ. 短大

		平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
学 生 数		251	208	218
学 部	生 物 生 産 学 科	187	140	150
	農 業 工 学 科	64	68	68
	学部計	251	208	218
教 員 数		37	32	30
職 員 数		33	29	28

（注）学生数、教職員（常勤）は、各年の5月1日現在の状況である。また、学生数には科目等履修生及び研究生を含まない。

（2）教員の状況

平成 13 年 5 月 1 日現在における常勤の教員は、秋田キャンパスにおいて教授 28 名を始めとして 79 名。本荘キャンパスにおいて教授 33 名を始めとして 101 名。短大において教授 14 名を始めとして 30 名となっている。各々

の内訳は下表のとおりである。

(単位：人)

区 分	学長	教授	助教授	講師	助手	合計
生物資源科学部	—	22	20	3	25	70
総合科学教育研究センター (秋田キャンパス)	—	5	1	1	0	7
リエゾン・オフィス	—	1	0	0	0	1
その他	1	0	0	0	0	1
秋田キャンパス 計	1	28	21	4	25	79
システム科学技術学部	—	32	21	10	34	97
総合科学教育センター (本荘キャンパス)	—	1	2	0	1	4
本荘キャンパス 計	—	33	23	10	35	101
短期大学部	—	14	7	8	1	30
木材高度加工研究センター	—	5	1	2	3	11
合 計	1	80	52	24	64	221

(3) 入学者の出身地の状況

ア. 県立大学(4年制)

各年度の入学者の状況は下表のとおりである。県内からの進学者が概ね 30%を占めており、北海道・東北地区も加えると概ね 6 割を超える占有率である。しかし、開学時の平成 11 年度をピークとして、県内及び北海道・東北地区からの進学者数及びその割合は低下傾向にあり、その他地区からの入学者が増加しつつある。

一方、県内からの進学者数についても低下傾向にあったが、平成 14 年度においては開学後最多の 129 人となっている。

出 身 地	平成 11 年度		平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%
秋田県	123	32.8	115	32.5	108	30.1	129	35.8
北海道・東北地区	149	39.7	122	34.5	115	32.0	75	20.8
その他地区	103	27.5	117	33.0	136	37.9	156	43.4
合 計	375	100.0	354	100.0	359	100.0	360	100.0

(注) 学校基本調査に合わせ、出身地は出身高等学校の所在地による。また、大検はその他でカウントしている。

イ. 短大

各年度の入学者の状況は下表のとおりである。県内からの進学者が概ね 50%を占めており、北海道・東北地区も加えると 8 割を超える占有率であり、4 年制の 2 学部と比べ県内及び周辺地域から入学者割合が高い。

出身地	平成 11 年度		平成 12 年度		平成 13 年度	
	人	%	人	%	人	%
秋田県	51	49.1	60	57.7	57	50.9
北海道・東北地区	33	31.7	28	26.9	35	31.2
その他地区	20	19.2	16	15.4	20	17.9
合 計	104	100.0	104	100.0	112	100.0

(4) 学生の就職状況

ア. 県立大学（4 年制）

平成 14 年 10 月 31 日現在における秋田県立大学第一期生の卒業予定者は 323 人であり、その内、就職希望者は 226 人(約 70%)、大学院進学希望者は 97 人(約 30%)となっている。なお、就職希望者 226 人の内定状況は下表のとおりであるが、これは平成 15 年 3 月卒業予定の学生が対象である（平成 11 年度入学者）。

就職希望者数の内、県内での就職を希望する者は、平成 11 年度における県内からの入学者割合と同程度の約 30%であり、大学院進学希望者を除くと、県内からの入学者と同程度の割合の学生が県内での就職を希望していることが分かる。一方、就職内定率は県内就職希望者の方が県外就職希望者と比較して 20 ポイント以上低くなっている。

【就職状況】

卒業予定者数(人)	就職希望者数(人)			就職内定者数(人)			就職内定率(%)		
	県内	県外	合計	県内	県外	合計	県内	県外	合計
323 (100%)	68 (30%)	158 (70%)	226 (100%)	43 (24%)	138 (76%)	181 (100%)	63.2	86.1	79.2

(注) 表中 () 内の割合は、合計人数に占める県内・県外の割合である。

イ. 短大

平成 14 年 12 月現在における短大の 2 年在籍者 110 人の内、就職内定者は 38 人、4 年生大学編入者は 27 人となっている。

(5) 入学金、授業料の状況

(単位: 円)

入 学 年 度			平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
県立大学	授業料	学 生	478,800	478,800	496,800
		研 究 生	26,600	26,600	27,600
		科目等履修生・聴講生	13,300	13,300	13,800
	入学金	学 生	275,000	277,000	277,000
		研 究 生	82,500	83,100	83,100
		科目等履修生・聴講生	27,500	27,700	27,700
大学院	授業料	学 生	—	—	496,800
		研 究 生	—	—	27,600
		科目等履修生・聴講生	—	—	13,800
	入学金	学 生	—	—	277,000
		研 究 生	—	—	83,100
		科目等履修生・聴講生	—	—	27,700
短期大学部	授業料	学 生	348,600	348,600	361,800
		研 究 生	19,400	19,400	20,200
		科目等履修生・聴講生	9,700	9,700	10,100
	入学金	学 生	165,000	166,200	166,200
		研 究 生	49,500	49,800	49,800
		科目等履修生・聴講生	16,500	16,600	16,600

(注) 1. 県内者の授業料は国立大学の授業料と同額であり、適用は1年遅れとなっている。

2. 県外者の入学金＝県内者の入学金×1.5

6. 国立大学、公立大学及び私立大学の財務数値の比較（平成 13 年度）

県立大学は、平成 11 年 4 月に開学しているため、平成 13 年度現在学生は、3 年生までとなることから、学生 1 人当りの支出額等の数値は、相対的に高くなっている。

区 分	当 学	国立大学	公立大学	私立大学
学校数	2	118	125	606
授業料収入 (百万円)	576	267,656	54,995	2,336,617
入学金・検定料 (百万円)	205	56,006	13,588	223,460
小計 (百万円)	781	323,777	68,583	2,560,077
国庫補助金収入 (百万円)	16	0	1,137	472,012
支出総額 (百万円)	4,475	1,162,303	260,993	3,082,558
内人件費 (百万円)	2,247	723,135	147,494	1,837,033
内教員人件費 (百万円)	1,672	496,427	108,221	1,200,662
内職員人件費 (百万円)	575	167,335	27,811	493,920
学生数 (人)	1,296	629,487	132,464	2,745,270
教員数 (人)	221	61,583	12,538	104,151
職員数 (人)	83	56,812	12,613	55,266
教職員合計 (人)	304	118,395	25,151	159,417
学生 1 人当りの授業料収入 (千円)	444	425	415	851
学生 1 人当りの支出額 (千円)	3,453	1,846	1,970	1,122
人件費依存率 (%)	287.7	223.3	215.0	71.7
教職員 1 人当りの支出総額 (千円)	14,720	9,817	10,377	19,336
教員 1 人当りの人件費 (千円)	7,566	8,061	8,631	11,528
教員 1 人当りの学生数 (人)	5.8	10.2	10.5	26.3
職員 1 人当りの学生数 (人)	15.6	11.0	10.5	49.6

(注) 1. 当学の数値は、平成 13 年度による。なお以下の点については考慮している。

- ① 当学とは、県立大学(生物工学研究soを含む)・短期大学部の合計数値であり、木材高度加工研究所は含まない。
- ② 学生数、教員数及び職員数は、平成 13 年 5 月 1 日現在のものである。
- ③ 教員数及び職員数は、本務者数である。
- ④ 人件費には、共済組合負担金等の支払金は含まれていない。
- ⑤ 教員人件費は、本務教員の給与である。
- ⑥ 職員人件費は、事務系職員の給与である。

2. 国立大学（短期大学を含む）、公立大学（短期大学を含む）の数値は、「平成 14 年度 学校基本調査報告書（高等教育機関編）」（文部科学省）によっている。ただし、

以下の点については考慮している。

- ① 学校数及び収支額は、平成 13 年度のデータによっている。
- ② 附属病院及び附置研究所を除いている。
- ③ 学生数、教員数及び職員数は、平成 13 年 5 月 1 日現在のものである。
- ④ 教員数は、本務者数である。
- ⑤ 人件費には、共済組合負担金等の所定支払金は含まれていない。
- ⑥ 教員人件費は、本務教員の給与である。
- ⑦ 職員人件費は、事務系職員の給与である。

3. 私立大学の数値は、「平成 14 年度版 今日の私学財政 大学・短期大学編」(日本私立学校振興・共済事業団)による。ただし以下の点については考慮している。

- ① 本表に掲げたデータは、大学法人(医歯学部を設置する法人を除く)と短期大学法人の合計数値である。
- ② 校数及び収支額は、平成 13 年度のデータによっている。
- ③ 授業料収入は、入学金を除く「学生生徒等納付金」によっている。したがって、授業料収入には、実験実習料、施設設備資金、その他学生生徒等納付金の各収入が含まれている。
- ④ 学生数、教員数及び職員数は、平成 13 年 5 月 1 日現在のものである。
- ⑤ 教員数及び職員数は、専任者数である。

4. 人件費依存率は、本来、私立大学では、「職員人件費／職員数」として算出しているが、ここでは「人件費／(授業料＋入学金及び検定料収入)」により算出している。

第4. 監査の結果

以下においては、主に県立大学の各キャンパスの事業所（県立大学事務局、本荘事務室及び大潟事務室等）における事務の執行状況を対象としている。

1. 収入関係

各事業所における収入は、授業料関係他、入学料及び入学検定料、財産収入等である。

なお、地方公共団体が使用料等を収受する際には、内部的な意思決定行為としての「調定」を行い、収入金額を決定した後に、納入義務者に対して納入にかかる通知を行うこととされている（地方自治法第 231 条）。

（1）使用料：授業料関係他

ア. 概要

在学生の授業料は、各年度にかかる授業料について、前期及び後期の 2 期に区分してそれぞれ年額の 2 分の 1 に相当する金額を、前期にあっては 4 月 30 日までに、後期にあっては 10 月 31 日までに徴収することとされている（秋田県立大学条例（以下、「県大条例」という。）第 8 条第 2 項）。

イ. 監査手続

授業料にかかる事務手続が適切に実施されているかを検証するため、各キャンパスを単位として、調定票を始めとする関係証憑を査閲するとともに必要に応じて関係職員に対してヒアリングを実施した。その際、調定票を基礎として金額的に重要性が高いものをサンプルとして任意に抽出し、検証作業を実施した。

ウ. 監査結果

以下の項目を除き、特に記載すべき事項はない。

（i）授業料未済者等に対する督促手続について

平成 14 年 11 月 29 日における収入未済額及び人数は下記のとおりである。

【授業料収入未済の状況：H14/11/29 時点】

区分	秋田		本荘 (注1)		短大	
収入未済	金額	延べ人数	金額	延べ人数	金額	延べ人数
	3,229 千円	16 人	9,718 千円	40 人	1,356 千円	10 人
未済割合 (注2)	3.5%		4.1%		4.6%	

(注 1) 本荘キャンパスについては、納期限が平成 14 年 9 月以前のものが 120 万円 (6 人) 含まれている。

(注 2) 未済割合の算出方法は、各キャンパスの未済人数を各キャンパスの在学学生人数で除して計算している。

秋田県財務規則（以下、「財務規則」という。）第 380 条において、納入義務者が納期限を過ぎても完納しない場合、納期限後 20 日以内に督促状を送付するとともに遅滞なく完納するよう督促する旨が定められている。

a. 短大における督促状未発送について

平成 13 年度まではいずれのキャンパスにおいても督促状の発送が行われていなかったが、平成 14 年度からは、秋田及び本荘の両キャンパスにおいては督促状が発送されることとなった。しかし、短大においては、現在も督促状の発送を行っておらず、学生に対する口頭及び電話による督促に止めている。

平成 14 年 11 月 29 日時点における短大の収入未済人数の割合は、突出してはいないものの、督促状を発送することにより適切な債権管理を実施する必要がある。

b. 督促報告書のフォームの統一について

秋田及び本荘キャンパスでは、平成 14 年度から、督促状を発送した後も授業料が未納のままである学生に対して、電話による督促を実施しその記録を残している。また、短大においても、電話等による督促の顛末が記録に残されている。

しかしながら、各キャンパスにおいてその督促の報告書の様式が不統一であった。

今後、大学院の開校により在学学生が増加し、収入未済額の管理が一層重要となるため、督促報告書の様式を統一し、所定の管理者への報告手続も含めて、大学内で統一・徹底する必要がある。

c. 短大における寮費(諸収入)督促状未発送について

短大では学生寮を有しており、寮生が利用した電気・水道料や清掃委託負担分などの入居費用を寮費収入として月次で徴収している。収入未済額一覧表（平成 14 年 11 月 29 日現在）に、未収寮費が以下のとおり計上されていた。

【寮費の収入未済の状況：H14/11/29 現在】

納期限	金額(千円)	人数
9 月 20 日	92	2
10 月 18 日	92	2
11 月 18、20 日	1,656	36
合計	1,840	40 人

9 月及び 10 月納期限の寮費未収合計 18 万円は、12 月中に納入されることを口頭にて確認している。授業料の督促手続と併せて、寮費の収入未済額についても督促状を発送することにより適切な債権管理を実施する必要がある。

(2) 手数料：入学金及び入学検定料

ア. 概要

入学検定料は、入学願書を受理した際に徴収されるものであり（県大条例第 8 条第 5 項）、いわゆる受験料である。一方、入学金は実際の入学手続の際に徴収されるものである（県大条例第 8 条第 4 項）。

イ. 監査手続

入学金及び入学検定料にかかる事務手続が適切に実施されているかを検証するため、各キャンパスを単位として、調定票を始めとする関係証拠を査閲するとともに必要に応じて関係職員に対してヒアリングを実施した。その際、調定票を基礎として金額的に重要性の高いものをサンプルとして任意に抽出し、検証作業を実施した。

ウ. 監査結果

実施した手続の範囲内においては、特に記載すべき事項はない。

(3) 財産収入及び諸収入

ア. 概要

財産収入には主に短大における農産物及び畜産物の販売収入が計上さ

れ、諸収入には各キャンパスの受託事業収入、短大寮入居費用収入等が計上される。

イ. 監査手続

財産収入及び諸収入にかかる事務手続が適切に実施されているか検証するため、各キャンパスを単位として、調定票を始めとする関係証憑を査閲するとともに必要に応じて関係職員に対してヒアリングを実施した。その際、調定票を基礎として金額的に重要性が高いものを任意に抽出し、検証作業を実施した。

ウ. 監査結果

以下の項目を除き、特に記載すべき事項はない。

(i) 受託研究契約にかかる契約事務及び契約の遅れについて（本荘キャンパス）

受託研究契約 2 件の関係証憑を査閲したところ、次のような時系列上の不整合が検出された。

委託先	受注金額 (千円)	評議会 承認日	契約伺 決裁日	契約日	調定日	入金日	研究期間
業者A	8,000	4/19	5/14	4/27	5/14	6/4	H13/5/1 ～H14/3/31
業者B	8,443	4/19	11/29	4/16	11/29	12/28	H13/4/16 ～H14/3/31

- ① 業者A、業者Bともに、契約日が契約伺決済日より前の日付で作成されている。業者Bについては、評議会（評議会は受託研究の受託可否を決定する公式の意思決定期間である）承認日より前の日付で契約されている。契約事務の遅れの原因は、業者Aについては大学側の事務の遅れ、業者Bについては先方の組織改変による事務の遅れである。
- ② 業者Bについて、研究期間は 4 月から開始されているが、調定日が 11 月であり、7 か月分だけ先に資金負担を負っている。

- ・業者Aについて

業者Bについては、契約日を遡って記載する旨及び理由について契約何に記載されており、内部的な上長への報告も実施されていたが、業者Aについては、遅れる旨の記載のみで、理由についての記載が行われていなかった。

本来、契約は契約何決裁を受けて行われるものであるから、契約何決裁日より後になるべき性質のものである。もし、何らかの事情により契約行為が遅延する場合には、例外事象であることとしてその旨及び理由を明示し、内部管理を徹底させるべきである。

- ・業者Bについて

研究開始後に先方都合による契約不締結といった事故等による不測の費用負担を防止するために、内部的な管理のみならず、委託者との責任関係を明確化する方法を検討すべきである。

2. 支出関係

支出関係については、人件費関係、委託費関係、その他需用費関係、負担金補助金及び交付金他に分けて検討した。

(1) 人件費関係

ア. 概要

人件費関係には非常勤職員報酬、賃金、報償費及び旅費を含めている。

イ. 監査手続

各キャンパスにおいて、支出内訳票を基礎として金額的に重要性が高いものをサンプルとして抽出し、関連証憑を査閲するとともに、必要に応じて関係職員に対するヒアリングを実施した。

ウ. 監査結果

実施した手続の範囲内においては、特に記載すべき事項はない。

(2) その他需用費等

ア. 概要

その他需用費等には、一般需用費、役務費、工事請負費及び備品購入費が含まれる。

イ. 監査手続

その他需用費に該当する項目の内、支出内訳票を基礎として金額的に重要性が高いものをサンプルとして抽出し、関係証憑を査閲するとともに、必要に応じて関係職員に対するヒアリングを実施した。

ウ. 監査結果

以下の項目を除き、特に記載すべき事項はない。

(i) 屋外運動場排水整備工事にかかる入札について（短大）

【屋外運動場排水整備工事 （税込総額） 2,100,000 円】

工事請負の概要

契約期間 平成 13 年 8 月 28 日着工－平成 13 年 9 月 30 日完成

予定価格（入札比較価格：税抜） 2,043,000 円

指名競争入札 10 社

落札金額・不落につき随意契約（税抜） 2,000,000 円

入札日 平成 13 年 8 月 21 日

入札経過（税抜）

（単位：円）

業者	初入札	再入札	不落による 随意契約
業者 A	4,900,000	4,430,000	
業者 B	4,680,000	4,320,000	
業者 C	4,620,000	4,380,000	
業者 D	4,500,000	4,250,000	←随意契約
業者 E	4,900,000	4,400,000	
業者 F	4,850,000	4,290,000	
業者 G	4,550,000	4,460,000	
業者 H	4,770,000	4,300,000	
業者 I	4,950,000	4,600,000	
業者 J	4,650,000	4,400,000	

検査日 平成 13 年 10 月 1 日

支出命令書 平成 13 年 11 月 7 日起票

上記のとおり 2 回の入札を実施したが、ともに不落であったため、再度の入札時に最も入札価格が低かった者と随意契約を締結している地方自治法施行令(以下、「施行令」という。)第 167 条の 2 第 1 項第 6 号・財務規則第 172 条第 1 項第 5 号)。全 2 回の入札時における入札価格の最低価格は予定価格を大幅に上回る 425 万円であったにも関わらず、最終的な契約価額は 200 万円となっている。

予定価格と入札価格に大きな差があるが、この点についての短大の説明は次のとおりである。

当該工事は現場説明会が実施されず、関係資料の閲覧が県立大学事務局大潟事務室で 2 日間にわたって実施されたが、指名入札業者が入札前の資料閲覧に来なかったために工事の規模を誤り、予定価格に比して過大な入札価格になった。

上記の工事請負契約について検討すべき事項は、以下のとおりである。

① 予定価格と入札価格との差額について

「建設工事等競争入札工事の取扱い（平成 4 年 2 月 20 日）」によると「差が少額で、随意契約ができると認められる場合を除き、指名替等を行い、新たな入札を行う」旨が記載されている。

短大では、この件について随意契約ができると解釈し、また、工期を夏休み中に終了させるために新たな入札を行わず、随意契約を行った。

しかしながら、予定価格 204 万円と入札価格の最低価格 425 万円との差額は、100%以上であり、この契約においては少額と認められないと考えられ、この点について県と監査人の間で見解が異なる。

いずれにしても、入札制度の趣旨を反映した適切な入札事務を遂行するために、指名業者への資料閲覧を促し、入札に関する情報提供手続を徹底すべきである。

② 公印使用印の押印漏れについて

秋田県公印取扱規程第 9 条に定めた公印使用承認印が、業者に対する指名通知発送時に押印されていない。この押印漏れは事務処理の誤りであると説明を受けた（秋田県では公印使用簿等についての定めは無い）。

指名通知は手渡しで確実に指名業者に渡されたと説明をうけているが、その点を検証できるようにするためにも押印事務は徹底

されるべきである。

(3) 委託料関係

ア. 概要

県立大学においては施設の保守点検業務及び警備業務等を外部に委託しており、そのための支出が委託料として計上される。なお、県全体として、行政運営の効率化及び県民サービス向上を趣旨として平成 12 年度に「業務委託の推進に関するガイドライン」を取りまとめ、業務の外部委託を推進しているところである。

委託業務の契約に際し受託業者を決定する場合には、原則として競争入札を行うこととされている。しかし、一定の場合においては、競争の方法によらず任意に特定の相手方を選択し契約を締結する随意契約による契約の締結が認められている。ただし、あくまでも例外的な方式であり、認められている一定の要件に該当することが要求される。

秋田県においては、予定価格が 100 万円以下の委託契約について随意契約を締結することができるものとされているとともに（施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、財務規則第 171 条）、加えて、金額に関わらず、性質又は目的が競争入札に適しない場合にも随意契約を締結することが認められている（施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）。

イ. 監査手続

平成 13 年度における外部委託契約の中から、主に金額の大きいものを中心にサンプルを抽出し、関係書類を査閲するとともに、必要に応じて関係職員に対してヒアリングを実施した。

ウ. 監査の結果

以下の事項を除き、特に記載すべき事項はない。なお、監査委員監査において既に指摘済みの事項に関しては記載を省略する。

() 学生寮清掃業務（短大）

委託名	委託料	契約先決定方法
学生寮清掃業務	6,562,500 円	指名競争入札

「学生寮清掃業務」は日常清掃及び年に 1 回実施する定期清掃とかなるものであり、契約書上、各業務終了後に「実績報告書」の提出を受けることとなっていたにも関わらず、定期清掃にかかる「実績報告書」の提出を受けていない。実績報告書は委託業務の確実な遂行を

確認する重要な証拠書類であり、今後は必ず提出を受けた上で実施状況を確認する等、適切な事務の執行を求めるものである。

() 学生寮給食業務（短大）

委託名	委託料	契約先決定方法
学生寮給食業務	12,632,759 円	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

a. 学生寮給食業務にかかる委託契約の概要

学生寮給食業務は、短大学生寮における食堂業務であり、当該委託契約に含まれる費用は、人件費、食材費及び諸経費相当分である。ただし、平成 13 年度までは学生寮費会計と県費との両方で負担する形態を採っており、県費負担分は人件費相当分の 2 分の 1 についてのみであった。このため、下表のとおり平成 13 年度の県費負担分（12,632,759 円）に食材費は含まれていない。

なお、平成 14 年度より学生寮費会計が県の歳入歳出予算の中に組み込まれたことにより、平成 14 年度からは人件費及び食材費相当分の全てを県費負担としている。

【平成 13 年度：実績】

（単位：円）

区分	県費負担分	学生寮費会計負担分	合計
人件費	12,632,759	12,632,759	25,265,518
食材費 （含：諸経費）	—	51,290,420	51,290,420
合計	12,632,759	63,923,179	76,555,938

（注）平成 14 年度における委託契約額は 75,430,284 円である。

b. 随意契約理由の妥当性

平成 13 年度までは「大規模な給食事業ができる者が近隣地域に 1 者しかいない」ことを理由として、随意契約により契約を締結し、他者からの見積りも徴収していない。

また、平成 14 年度の契約締結に際しても、同様の理由により随意契約の方式により契約を締結しているが、「随意契約理由書」上の記載によると、「相手方が事実上特定された場合においても、その妥当性や競争性を担保するため、秋田市など県内において給食業務の実

績があるものとの比較検討」を行うとし、従前より契約を締結していたA社を含む業者3者から『提案書』を徴収した上で、「提案書比較により最も有利な者から見積書を徴して単独随意契約とする」としている。

しかし、契約締結に際し、近隣地域に当該サービスを提供し得る者が1者しかいないことを検証する作業を実施していないことから、当該随意契約理由には客観的な裏付けがない。加えて、約7,500万円を超える契約額（平成14年度）の大きさを鑑みた場合、たとえ地理的要因があるとしても、当該随意契約理由に対して当然に合理性を見出せるものではなく、原則どおり競争入札を実施すべきであったものと考ええる。

監査時においては、当該契約を担当した職員が異動したことを理由として合理的な回答が得られなかったものの、来年度（平成15年度）より競争入札の実施を検討するとの回答を得た。行政手続の透明性を確保し、かつ効率的な運営を図るためにも競争入札の確実な実施を求めるものである。

なお、今後は、担当職員の異動を理由として実施した行政手続の根拠を示し得ないことの無いよう、役職上位者が自己の監督責任を十分に発揮し、異動時の引継ぎ事務等に徹底を期すよう求めるものである。

c. 『提案書』による契約予定価格検証の十分性

平成14年度の契約に際しては、結果として随意契約としたものの、上述のとおり、契約予定価格を検証し、委託契約金額積算の参考とする目的で、業者より『提案書』を入手し比較検討を行っている。この場合、業者から提示された提案金額をそのまま比較するのではなく、提案金額に対して県自身が補正を行った上で比較をしており、その意味で、『見積書』ではなくあくまで『提案書』を徴収したものとしている。補正の詳細は以下のとおりである。

① 食材費にかかる補正

食材費の中には、材料費とともに日常的な小規模修繕にかかる経費も含まれるが、毎食の材料単価については県で定めており、各社に差異は生じない。このため、補正の対象となるものは日常的な小規模修繕経費分である。県は、B社及びC社の見積りににおいて当該修繕経費の一部が含まれていないとして加算している。

② 人件費にかかる補正

人件費にかかる補正の主な要因は、B社及びC社の提案内容が県の仕様に準拠しておらず、業務に従事する要員数に過小な部分があるとして、それにかかる金額を推計し加算しているものである。その際、賃金分のみならず交通費、福利厚生費、社会保険料及び健康診断料等についても増加額を見積り、補正額として加算している。

【1：食材費】 (単位：円)

区分	A社（契約業者）	B社	C社
提案書価格	50,077,440	49,555,800	51,706,720
補正額	0	1,029,000	793,800
比較価格	50,077,440	50,584,800	52,500,520

【2：人件費】 (単位：円)

区分	A社（契約業者）	B社	C社
提案書価格	25,352,844	19,849,624	17,347,579
補正額	0	12,700,239	7,893,447
比較価格	25,352,844	32,549,863	25,241,026

【1+2：委託料総額】 (単位：円)

区分	A社（契約業者）	B社	C社
提案書価格	75,430,284	69,405,424	69,054,299
補正額	0	13,729,239	8,687,247
比較価格	75,430,284	83,134,663	77,741,546

人件費にかかる補正に関して、県は「各者から見積書を徴さず、提案書とすることについては、各者それぞれに当該業務量の労力見積推計が違うためであり、業務にかかる労力を少なく見積もって金額を積算した者と労力を多く見積もって積算したそれとでは、一概に比べることができない（学生寮給食業務の随意契約理由書より）」ため補正を実施したとしている。しかし、人件費に限らず、需要者たる県の要求するサービス供給水準に対し、対価としてどのような価格をつけるかは業者の企業努力に依存するものであり、補正額を県自身が算定する手法では客

観性を担保し得ないおそれがある。

特に、随意契約においては契約価格を引き下げる誘引を業者が有しないことから、より慎重な契約予定価格の積算が求められる。本件において契約予定価格の妥当性を十分に検証するためには、より県の仕様に沿った『提案書』を再入手する等、県自身が補正を行う範囲を必要最小限に止める努力をすべきであったものとする。

(4) 学術研究交付金

ア. 学術研究交付金概要

平成 13 年度より、学術研究交付金制度が創設された。この制度は、従来の研究者に対する研究推進費を交付金制度にすることにより、予算執行を弾力的に行うことができる制度である。具体的には、知事から県立大学の教員に交付された時点で予算上は会計事務が終了することになるため、予算科目に縛られず、事務手続きの融通が利き、物品購入などに迅速な対応が可能となるものである。平成 13 年度の交付金の金額は、347,300 千円（本荘キャンパス 204,200 千円、秋田キャンパス 143,100 千円）となっている。

イ. 監査手続

- ① 学術研究交付金の事務処理の内容を把握し、当該処理が条例等に準拠して運用されているかを検討した。
- ② 特定の研究グループを抽出し、その研究により支出された経費等について関係証憑及び普通預金通帳との照合を実施した。

ウ. 監査結果

監査の結果、下記事項を除き実施した手続きの範囲内においては、特に記載すべき事項はない。

・学術研究交付金で購入した備品等の管理について。

学術研究交付金で購入した設備及び備品については、1 件の購入金額が 3 万円以上のものについては、取得した日の属する会計年度の翌年度の 4 月末日までに、県に寄付しなければならない（学術研究交付金要綱第 26 条）。

秋田・本荘キャンパスでは、3 万円以上の備品等はリストアップされ明細表は作成されているが、往査時点（平成 14 年 11 月）では、

県への寄付行為はなされていなかった（なお平成 14 年 12 月 20 日において上記備品等は県へ寄付されている）。

（５）奨学寄付交付金

ア．概要

奨学寄付交付金は、県立大学（短大を含む）における学術研究活動を推進し、文化の向上と産業の振興に資するため、県立大学の奨学を目的として受け入れた寄付金を原資とする交付金である。奨学寄付金を原資として交付される現金については、歳入歳出外現金として取扱われており、また、「補助金等」の規程の適用はない。

イ．監査手続

奨学寄付交付金の事務処理の内容を把握し、当該処理が法令・条例等に準拠して運用されているかを検討した。

ウ．監査結果

実施した手続きの範囲内においては、特に記載すべき事項はない。

（６）短大における学生寮費会計

ア．概要

平成 13 年度までは、短大に設置されている学生寮に関して、独自に学生寮費を経理し、学生から寮費等を徴収するとともに、居室料、給食費、光熱水費及び改良修繕費等を拠出する形態を採っていた。なお、居室料、電気料金、上下水道料金、燃料費及び清掃料の支払先は県である。また、給食費は学生寮における食堂業務委託にかかる費用であるが、前述のとおり、全体の委託料のうち、県が人件費相当額の内の 2 分の 1 を負担し、残りを学生寮費で賄うこととしていた。

学生寮費会計は形式的に県の歳入歳出予算から分離され、歳計外現金の扱いにもなっていないものの、県立大学事務局大湊事務室が事務局となり、職員が業務の一環として事務を実施してきたことを鑑みると、本来は県の予算の一部をなすべきものと考えられることから、監査対象とするものである。

なお、平成 14 年度より学生寮費会計は県の歳入歳出予算に組み込まれている。

【平成 13 年度寮費会計決算概要】

(単位：円)

支 出		収 入	
居室料	6,534,000	寮費	100,556,000
給食費	63,923,179	その他収入	2,128,171
光熱水費	12,317,378		
その他支出	13,447,864		
改良修繕費	5,857,740		
精算還付金	604,010		
合計	102,684,171	合計	102,684,171

精算還付金は退寮者に対する精算分である。

イ. 監査手続

平成 13 年度学生寮費会計決算報告書及び関係証憑を査閲するとともに、必要に応じて関係職員に対してヒアリングを実施した。

ウ. 監査結果

(i) 学生寮給食業務委託にかかる契約書について

前述のとおり学生寮給食業務に関しては、県費と寮費会計の両者で委託料を負担していたものである。しかし、県費負担分に関しては県と受託業者との間に正式な契約書が存在していたものの、寮費会計の負担分に関しては受託業者との間で正式な契約書が存在していない状況であった。

(ii) 改良修繕費の経理処理について

改良修繕費は当初から予算を定めているものではなく、年間の収入及び改良修繕費以外の支出額が確定した後に、その差額を改良修繕費に充当していたものである。このため、会計年度は 3 月末日を期末とする 1 年間であったにも関わらず、改良修繕費の支出を始めるのは主に金額が確定した後であることから、実際の会計年度を超えた時期に行われる。

事実、平成 14 年 3 月末日に終了する、平成 13 年度学生寮費会計の改良修繕費の中には平成 14 年 10 月に至って支出されたものも含まれている。確かに、状況に応じた柔軟な支出を可能とする側面があったとはいえ、県の歳出を補完する役割を担い、かつ職員が勤務時間内に事務を行う等、実態として公金に近い性格を有している以上、少なくとも県の歳入歳出予算に準じた決算を実施すべきであったと考える。

(iii) 県の歳入歳出予算への組み込みの良否について

平成 13 年度まで存続した寮費会計は状況に応じた柔軟な対応等を可能にするものではあったものの、上記のような問題点をはらむものであったと言えるが、平成 14 年度より総計予算主義の原則に則り、透明性を確保する観点から県の歳入歳出予算に組み入れられることとなった点は評価できるものである。今後は、県の予算の一部として適切な執行を期待するものである。

3. 財産関係

(1) 公有財産・物品（図書以外）の管理状況

ア. 概要

地方公共団体における財産は、地方自治法第 237 条において、公有財産、物品、及び債権並びに基金と定義され、県立大学においては公有財産及び物品が管理対象となる。公有財産は主に不動産及びその従物であり、具体的には各キャンパスの土地、校舎を始めとする建物、空調設備・排水設備を始めとする工作物等からなる。

一方、物品は現金、公有財産等以外の動産と定義され、具体的には、財務規則第 344 条において備品、消耗品、動物及び生産物等に分類される。この場合、取得価格の単価が 3 万円未満の備品は、原則として消耗品に分類され、台帳管理の対象となるのは、取得価格が 3 万円以上の備品及び動物等である。更に、取得価格の単価が 300 万円以上の備品及び動物等は重要な物品として管理している。

また、各公有財産及び物品は秋田キャンパス、本荘キャンパス、短大及び木高研の単位で把握・管理されており、管理台帳として、『公有財産台帳』、『備品原簿』及び『動物原簿』を作成し備え付けることが求められている（財務規則第 335 条及び第 362 条）。なお、図書に関しては、別途『図書原簿』を作成し管理しているが、その管理状況については、別に記載する。

イ. 監査手続

(i) 公有財産関係

- ① 『公有財産台帳』を入手し査閲するとともに、必要に応じて関係職員に対するヒアリング及び関係証憑との突合を実施した。
- ② 『公有財産台帳』よりサンプルを抽出し、現物との照合を実施した。
- ③ 行政財産の使用許可に関して関係証憑を査閲することにより、事

務手続きが条例及び規則等に則り適切に実施されていることを検証した。

(ii) 物品関係

- ① 備品に関して、『備品原簿一覧表』を入手し査閲するとともに、必要に応じて関係職員に対してヒアリングを実施した。また、『備品原簿一覧表』よりサンプルを抽出し、現物との照合を行った。
- ② 短大に所属する動物に関して、関係職員に対してヒアリングを実施するとともに、現物の状況を確認した。

ウ. 監査の結果

(i) 秋田キャンパス

a. 公有財産関係

『公有財産台帳』からサンプルを抽出し現物と照合したところ、以下の2件（融雪設備及び空気調和装置）について、現物と照合できなかった。なお、それ以外の項目に関しては、実施した手続の範囲内において特に記載すべき事項はない。

【融雪設備】

区分	分類	台帳上の設置場所分類	種目	数量	価格：円
(1)	行政財産	図書・メディア・講堂施設棟	諸作業装置	20 個	9,284,970
(2)	行政財産	共通施設棟	諸作業装置	2 個	39,697,660
(3)	行政財産	管理棟	諸作業装置	2 個	238,760

講堂施設棟における融雪設備（表中(1)）については、その存在自体は確認できたものの、数量の把握はできなかった。また、講堂施設棟以外には特別実験棟に設置されているのみとのことであり、表中(2)及び(3)の融雪設備については、その存在自体が確認できなかった。

【空気調和装置】

区分	分類	台帳上の設置場所分類	種目	数量	価格：円
(1)	行政財産	共通施設棟	諸作業装置	123 個	39,697,660
(2)	行政財産	図書・メディア・講堂施設棟	諸作業装置	20 個	9,284,970
(3)	行政財産	管理棟	諸作業装置	25 個	52,698,120
(4)	行政財産	学部棟Ⅰ	諸作業装置	98 個	129,033,150
(5)	行政財産	学部棟Ⅱ	諸作業装置	98 個	132,010,980

(6)	行政財産	学部棟Ⅲ	諸作業装置	98 個	130,090,950
(7)	行政財産	体育施設棟	諸作業装置	6 個	9,412,000
(8)	行政財産	特別実験棟	諸作業装置	98 個	109,836,300
(9)	行政財産	課外活動棟	諸作業装置	98 個	5,187,000

監査時の説明においては、台帳上の数量が室外機の数量なのか屋内送風装置の数量なのか判明しなかった。特に、表中（９）の課外活動棟における空気調和装置については、職員の同行を得て実物と照合した結果、認識可能なものは 20 個に止まり、台帳との間に明確な差異が生じている。

地方財政法第 8 条に規定されているとおり、地方公共団体は、その財産を常に良好の状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用することが求められる。これは、行政運営に果たす公有財産の重要性とともに、その財源が県費を始めとする租税等であることを鑑みた場合、当然に求められるところである。そのためには、公有財産の現況を的確に把握することが前提となり、その手段として常に正確かつ適正な『公有財産台帳』を作成する必要がある。

本件は、現物の照合に際して職員の同行を得るとともに、必要に応じ、秋田キャンパスの施設管理業務を受託している業者の説明を聴取したにも関わらず、現物の特定ができなかったものである。今後は、現状を反映したより適切な公有財産台帳を整備することが求められる。

b. 物品関係

実施した手続の範囲内においては、以下の項目を除き、特に記載すべき事項はない。

- ① 『備品原簿一覧表』からサンプルを抽出し現物と照合した結果、以下のものについて現物と照合ができなかった。

備品を構成する一般重要物品、重要物品以外の備品及び自動車類から各々サンプルを抽出し現物と照合した結果、以下のものについて現物と照合できなかった。いずれも職員の同行を得て照合を実施したものの現物の所在自体を特定できなかったものであり、今後は適切な把握に努める必要がある。

なお、特に研究用機器を現物と照合するに際しては、『備品原簿』からはその所在が判明せず、設置場所等の特定に困難性を伴う場合

が多々生じた。これは、実際の研究用機器を使用する研究者等のみが機器の存置している場所を把握しており、『備品原簿』を管理する事務局との間で情報が共有されていないためである。

【備品：一般重要物品】

区分	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-01-04-01-999	中央実験台	000023	34,650,000 円
2	1-01-04-01-999	中央実験台	000024	41,895,000 円

【備品：重要物品以外】

区分	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-11-02-02-999	TV・写真撮影装置付微分干渉顕微鏡	000212	2,493,750 円
2	1-15-01-99-999	赤外線式ガス濃度測定装置	000625	2,100,000 円

② 以下のものについて、正確なラベルの貼付が確認できなかった。

財務規則第 363 条において、備品を受け入れた場合には、表示が困難な場合を除き、当該備品に記号及び番号を表示することを定めているが、以下のものについて、『備品原簿一覧表』上に記載された物品分類コード等が表示されたラベル等の貼付を確認できなかった。これらの備品については、取扱説明書、備品の規格等と照合することにより現物と照合し得たものであるが、今後は正確なラベル等の貼付を徹底するとともに、ラベル等の貼付が困難なものに関しては、代替的な現物確認の手法を検討する必要がある。

※ ラベル等の貼付が困難とは思われないにも関わらず、貼付がなされていないもの。

【備品：一般重要物品】

区分	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-11-02-02-009	電子顕微鏡	000001	38,500,000 円
2	1-11-02-02-999	低真空型走査型電子顕微鏡	000211	29,715,000 円
3	1-15-02-03-999	自動 X 線解析装置	000002	29,085,000 円

【備品：重要物品以外】

区分	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-15-01-99-999	遠心式濃縮機システム	000513	1,169,700 円
2	1-15-01-99-999	凍結乾燥機	000534	2,249,100 円
3	1-15-01-99-999	生体分子クロマトグラフィシステム装置	000902	2,299,500 円
4	1-15-01-99-999	蛍光実体顕微鏡	000916	2,925,300 円
5	1-15-01-99-999	地理情報システム一式	000966	2,509,500 円

※ ラベル等は添付されているが、『備品原簿一覧表』上の番号とは異なる番号が貼付されていたもの。

【一般重要物品】

区分	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-02-05-99-999	電動式異動棚	000119	20,632,500 円
2	1-15-02-02-999	高周波プラズマ発光分光分析装置	000002	22,500,000 円
3	1-15-02-03-999	液体クロマトグラフ質量分析装置	000001	38,000,000 円

③ 「供用者」の設定が不適切なもの。

物品を使用し、その物品の保管に責任を有する職員を「供用者」と定め、『物品供用簿』及び『備品原簿一覧表』上に記載することとしているが、研究用機器にも関わらず会計担当職員が「供用者」となっている例が多数見られる。これは、開学時に大量の物品を取得した際に、事務の煩雑を回避する目的で行われたものと推察されるが、「供用者」の制度趣旨を喪失させるものであり、実際の物品使用者を「供用者」として登録し直すべきである。

上述の事象は、全て、実際の備品とその管理台帳たる『備品原簿』との関係を希薄化し、備品原簿の管理台帳能力を弱めるものであり、改善を図る必要がある。

公有財産と同様、備品についても、その効率的使用は地方公共団体の責務であり、そのためには現状を正確に把握し、台帳上の確に記載することが求められる。その意味で、台帳等の整備は台帳の管理能力の向上を旨として実施すべきであり、形式的にラベル等の貼付を行うことで良しとするのではなく、併せて循環的なたな卸等を

実施することにより、管理台帳としての備品原簿の有用性を高めることに留意する必要がある。

c. 行政財産の使用許可関係

実施した手続の範囲内においては、特に記載すべき事項はない。

(ii) 本荘キャンパス

a. 公有財産関係

実施した手続の範囲内においては、特に記載すべき事項はない。

b. 物品関係

備品を構成する一般重要物品、重要物品以外及び自動車類から各々サンプルを抽出し現物と照合した結果、全て現物と照合できたものの、以下のものについては、『備品原簿一覧表』上に記載された物品分類コード等が表示されたラベル等の貼付を確認できなかった。なお、それ以外の項目に関しては、実施した手続の範囲内において特に記載すべき事項はない。

【備品：一般重要物品】

区分	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-11-02-02-999	電子顕微鏡システム	000001	91,875,000 円

【備品：重要物品以外】

区分	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-11-02-03-999	カラスキャナー	000010	2,940,000 円
2	1-14-01-02-999	熱重量測定装置	000031	2,982,000 円
3	1-14-01-12-999	紫外可視分光光度計	000005	2,782,500 円

c. 行政財産の使用許可関係

実施した手続の範囲内においては、特に記載すべき事項はない。

(iii) 短大

a. 公有財産関係

実施した手続の範囲内においては、特に記載すべき事項はない。

b. 物品関係

備品を構成する一般重要物品、重要物品以外の備品及び自動車類

から各々サンプルを抽出し現物と照合した結果、全て現物と照合できたものの、以下のものについて、『備品原簿一覧表』上に記載された物品分類コード等が表示されたラベル等の貼付を確認できなかった。なお、それ以外の項目に関しては、実施した手続の範囲内において特に記載すべき事項はない。

※ ラベル等の貼付が困難とは思われないにも関わらず、貼付がなされていなかったもの。

【備品：重要物品以外】

区分	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-14-01-12-031	日射計 (直達日射量測定装置)	000001	2,221,700 円
2	1-15—01-01-014	排気・循環装置 (ドラフトチャンパー)	000004	2,163,000 円
3	1-17-02-01-017	土壌消毒器	000001	2,423,715 円

※ ラベル等は添付されているが、備品原簿一覧表上の番号とは異なる番号が貼付されていたもの。

【備品：重要物品以外】

	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-15-05-01-007	X 線検査装置	000001	2,040,000 円

c. 行政財産の使用許可関係

実施した手続の範囲内においては、特に記載すべき事項はない。

(iv) 木高研

a. 公有財産関係

実施した手続の範囲内においては、特に記載すべき事項はない。

b. 物品関係

備品（一般重要物品）、備品（重要物品以外）及び備品（自動車類）から各々サンプルを抽出し現物と照合した結果、木高研敷地外部に設置されているものを除き全て現物と照合できたものの、以下のものについて、備品原簿一覧表上に記載された物品分類コード等が表示されたラベル等の貼付を確認できなかった。

特に、一般重要物品に関しては、古い固定資産管理番号が記載さ

れたラベルが貼付されたものが散見されたのみであり、結果として、サンプルとして抽出したものの全てについて正確なラベルの貼付が確認できなかった。

なお、それ以外の項目に関しては、実施した手続の範囲内において特に記載すべき事項はない。

【備品：一般重要物品】

区分	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-11-02-02-009	電子顕微鏡 (走査電子顕微鏡)	000002	23,247,100 円
2	1-11-02-02-009	電子顕微鏡 (工業用走査型共焦点レーザー)	000003	26,780,000 円
3	1-14-01-14-013	赤外線分光光度計 (フーリエ変換赤外分光光度計)	00001	34,000,300 円
4	1-14-01-33-003	音響測定計 (音響測定装置)	00001	32,988,840 円
5	1-15-01-02-020	強度試験機 (木材実大強度試験機)	00002	38,250,000 円
6	1-15-01-11-001	振動発生装置 (水平振動試験装置)	00001	52,015,000 円
7	1-15-01-99-027	集塵機 (木材加工用集塵装置)	00001	29,218,240 円
8	1-15-02-99-039	核磁気共鳴装置	00001	49,769,600 円
9	1-28-02-08-015	ホットプレス (大型ホットプレス：蒸気式)	00002	33,166,000 円
10	1-28-07-03-005	熱処理装置 (高温高圧木材熱処理プレス)	00002	53,560,000 円
11	1-30-01-01-99	接着剤塗布・OSB フォーミング装置	00002	37,327,200 円
12	1-30-01-02-013	ベニヤレース (フレーキングベニヤレース)	00001	26,702,750 円

13	1-30-01-02-017	単板巻取巻戻装置 (スパイラルワインダー)	00001	25,544,000 円
14	1-30-01-03-999	加圧レファイナー	00002	31,415,000 円

【備品：重要物品以外】

	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-14-01-12-999	旋光度計	00001	2,240,250 円
2	1-14-01-12-999	赤外光音響分光ユニット	00002	2,647,100 円
3	1-14-01-14-999	マクロ熱重量測定装置	00001	2,050,000 円
4	1-15-01-02-999	実大構造加力試験装置	00001	2,232,010 円
5	1-15-01-03-006	伸縮度試験機 (非接触型標線間伸び計)	00001	2,678,000 円
6	1-15-02-06-011	遠心分離機	00005	2,488,500 円
7	1-16-01-11-002	プラズマ装置	00001	2,480,000 円
8	1-16-02-06-999	スーパーノッチフィルタ ー	00001	2,708,900 円
9	1-28-05-01-004	スプレーガン (スプレーブース)	00001	2,447,900 円
10	1-30-01-02-001	単板製材機械 (クリッパー)	00001	2,510,930 円
11	1-3—02-01-999	パルプ蒸解用オートクレ ープ	00001	2,672,850 円

c. 行政財産の使用許可関係

実施した手続の範囲内においては、特に記載すべき事項はない。

(2) 図書の管理状況

ア. 概要

県立大学の図書館はそれぞれのキャンパスに置かれており、秋田キャンパス・本荘キャンパス・短大は、「図書システム」により図書を管理し、情報ネットワークシステムを構築している。このためインターネットを利用した図書利用が可能となっている。木高研は、図書館というより図書室という位置付けのため、図書システムを利用せず独自のシステムにより管理されている。

各キャンパスの蔵書は秋田キャンパス 30,013 冊、本荘キャンパス 40,523 冊、短大 44,867 冊、木高研 6,414 冊となっている。

図書は、物品に区分され『図書原簿』により管理されており（財務規則第 362 条）、『図書原簿』への登載は、取得価格の単価が 1 万円以上のものを登載することになっている。

イ. 監査手続

- ① 図書の蔵書点検(たな卸)の状況を関係職員にヒアリングし、一定の手続きに基づき適正に実施されているか検証した。
- ② 『図書原簿』よりサンプルを抽出し、現物とのを突合を実施した。
- ③ 図書の購入手続は適正になされているか関係書類を入手し査閲するとともに、事務手続きが条例及び規則等に従い適切に実施されているか検証した。
- ④ 未返却図書等の関係書類を査閲するとともに、関係職員に管理状況をヒアリングし適正に管理されているか検証した。
- ⑤ 学術研究交付金で購入された図書についての関係書類を査閲し、必要に応じて関係証憑との照合を実施し、事務手続きが条例及び規則等に従い適切に実施されているか検証した。

ウ. 監査の結果

(i) 秋田キャンパス・本荘キャンパス

以下の項目を除いては、特に記載すべき事項はない。

a. 未返却図書の管理状況について

図書の貸出返却の期間は、基本的には 2 週間以内となっている（教職員は 1 ヶ月以内）（秋田県立大学図書館利用要領第 10 条）。秋田・本荘キャンパスでは、図書館で貸出された図書について、貸出期間を経過しても返却がなされない図書の把握は、「督促状・督促一覧リスト」を月末に出力して行われ、それをもとにメール・電話・学内の連絡版に表示・督促状の送付等の督促がなされる。平成 14 年 10 月 25 日現在の未返却状況は以下のようになっている。

(単位：冊)

返却日よりの超過月数	秋田	本荘
20 ヶ月以上		1
10 ヶ月以上	1	1
6 ヶ月以上	5	5

5ヶ月以上	6	
4ヶ月以上	4	
3ヶ月以内	273	558
合 計	289	565

特に、長期に未返却となっている図書の場合、現物自体が存在していない可能性もあり早急にその確認等が必要である。

また、督促手続きは、秋田キャンパスでは毎月1回、本荘キャンパスでは長期休暇の前及び毎月月末(長期休暇時を除く)に行われているようであるが、その手続きは定められた規程に基づきなされているわけではなく、従来からの慣行によりなされている。今後は、督促手続等の規程類の整備及び未返却の場合の取扱を明確にし、上記のような長期未返却図書の管理を厳格に行うべきである。

b. 学術研究交付金（研究費）で購入された図書の管理状況

学術研究交付金（以下、「交付金」という。）で購入された図書については、秋田県立大学学術研究交付金条例、同施行規則及び同要綱に定められている。

・秋田県立大学学術研究交付金条例

「(設備等の寄付)

第12条 研究グループの代表者は、交付金により設備、備品又は図書を取得したときは、規則で定めるところにより、県に寄付しなければならない。」

・秋田県立大学学術研究交付金施行規則

「(設備等の寄付)

第12条 条例第12条の規定により県に寄付しなければならない設備又は備品は、一件の購入価格が3万円以上の設備又は備品とする。」

・秋田県立大学学術研究交付金要綱

「(設備等の寄付)

第26条 研究グループの代表者は、交付金により設備、備品又は図書を取得したときは、それを県に寄付しなければならない。

2 前項の規定により寄付しなければならない設備又は備品は、1件の購入金額が3万円以上の設備又は備品

とする。

3 前各号に定める設備、備品又は図書は、取得した日の属する会計年度の翌年度の4月末日までに寄付しなければならない。」

平成13年度交付金を交付されたのは、秋田キャンパスと本荘キャンパスの教員に対してである。上記規程によれば、交付金により取得した図書は、取得した日の属する会計年度の翌年度の4月末日までに寄付をしなければならないとされている。しかしながら両キャンパスとも、13年度の交付金により購入した図書に関しては、県に対する寄付行為はなされていない。このため、当然ながら現在のところ図書システムに登録がなされていない状況(『図書原簿』も未登録)である。また、寄付行為がなされていないため規程上は教員の私物のような状況になっている。

早急に、寄付行為を行うと共に図書館における管理に付すべきである。

(ii) 短期大学部

a. 図書システムへの登録状況

短大では、図書システムが導入(平成11年度より)されているが、同システムへの登録(入力)状況は現在のところ約50%程度とのことである。このため未登録の図書の貸出し処理は、図書に添付されている「図書カード」を図書職員が図書館に保管することにより行われる。県立大学は、情報ネットワークシステムを構築しており、インターネットを利用した図書利用が可能となっている。同システムの有効性を高め、蔵書点検(たな卸調査)を効率的に行うためにも、早期の図書登録が必要である。

b. 蔵書点検(たな卸)実施状況及び不明図書の把握状況

短大では、過去10年程、蔵書点検(たな卸)を実施していない。このため、不明図書の把握もなされていない。

短大は、現在図書システムが導入されており、一部の図書についてはバーコード管理がなされていることから、ハンディーターミナルを利用した蔵書点検(たな卸)を実施することは可能である。

地方財政法第8条に規定されているとおり、地方公共団体は、その財産を常に良好の状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用することが求められる。これらの要請に応えるた

めにも、財産及び物品等の現況を的確に把握することが必要であり、蔵書点検(たな卸)の実施はその基本となるものである。適正な現物管理の実施のためにも、毎年最低1回の蔵書点検(たな卸)を実施することが必要である。

c. 未返却図書の管理状況

図書システムに登録されている図書については、「督促状・督促一覧リスト」を出力し督促を行うが、システム入力されていない図書については、図書館に保管されている「図書カード」により督促を行っている。督促は、長期休暇の前に督促状を使い学生のみになされる(年3回程)。図書カードを査閲したところ、平成14年11月27日現在で以下の未返却図書があった。

貸出日	未返却者	貸出冊数
平成 2年1月11日	A教員	1
平成 3年6月10日	〃	3
平成 3年7月 8日	B教員	1
平成 6年1月 3日	C職員	1
平成11年5月12日	D職員	1
平成12年4月24日	〃	1
平成12年5月 9日	〃	1
合 計		9

また、「督促状・督促一覧リスト」(平成14年10月25日出力)による未返却図書の状況は以下となっている。

返却日よりの超過月数	貸出冊数
20ヶ月以上	2
10ヶ月以上	3
6ヶ月以上	9
5ヶ月以上	2
4ヶ月以上	8
3ヶ月以内	56
合 計	80

上記長期未返却図書の貸出者のほとんどは、教員及び職員となっている。往査時点において督促手続きは、学生のみになされており、教員及び職員にはなされていない状況であった。今後は、学生のみ

ではなく全ての未返却貸出者に督促を行う必要がある。

(iii) 木高研

a. 現物確認状況

『図書原簿』をもとに、サンプルを抽出して現物確認を実施した結果、4冊について現物確認が出来なかった。これらは貸出記録もないことから、貸出手続きをすることなく、貸出されたものと考えられる。

木高研では、蔵書点検(たな卸)は毎年3月末か4月上旬に実施されているとともに、不明図書の把握も行われておりその点について問題はない。

平成14年4月の蔵書点検(たな卸)の結果、不明図書は31冊であった。このうち2年超の不明図書は、18冊である。蔵書数や利用状況を勘案した場合、不明図書の発生はあまり考えづらいが、今後の管理の徹底が望まれる。

b. 図書システムの利用について

木高研は、県立大学の各キャンパスで利用されている「図書システム」を導入しておらず、独自のシステム(木高研の研究者による自前のソフト)で管理・運用されている。

県立大学・短大は情報ネットワークシステムを構築しており、インターネット等での図書の利用が可能となっているが、木高研の図書は「図書システム」での管理がなされていないことから、外部からの利用のみならず、県立大学等の学生の利用が制限される状況にある。

木高研は、その蔵書数も他のキャンパスに比べ少なく、その位置付けも図書館というより図書室に近いことを考えた場合、早急な図書システムの導入を強制するものではないが、蔵書数が多くなる場合や他のキャンパスの学生等の利用が増加する場合には、適時な情報を入手し図書を管理するため、図書システムの導入を検討する必要がある。

(3) 県職員住宅建築費償還金

県は県立大学職員住宅として使用するために、地方職員共済組合秋田県支部(以下、「共済支部」という。)と建物等賃貸借契約を締結している。その賃貸借物件の内容は以下の【賃貸施設】のとおりである。

【賃貸施設】

① 県立大学(秋田キャンパス)

所在地 秋田市飯島美砂町 316
所有者 地方職員共済組合 理事長 柳 克樹
共同住宅 構造等 鉄筋コンクリート造4階建 3棟 55戸・集会室1室
延床面積 4,543.18 m²
受水槽室 構造等 鉄筋コンクリート造平家建 1棟
延床面積 50.00 m²
物 置 構造等 木造平家建 7棟
延床面積 181.44 m²
ゴミ置場 構造等 鉄筋コンクリート造平家建 1棟
延床面積 16.00 m²

② 県立大学(本荘キャンパス)

所在地 本荘市東町 64-22
所有者 地方職員共済組合 理事長 柳 克樹
共同住宅 構造等 鉄筋コンクリート造4階建 1棟 24戸
延床面積 1,953.92 m²
物 置 構造等 木造平家建 2棟
延床面積 79.48 m²

③ 県立大学(本荘キャンパス)

所在地 本荘市出戸町字中梵天 5-3
所有者 地方職員共済組合 理事長 柳 克樹
共同住宅 構造等 鉄筋コンクリート造4階建 1棟 20戸
延床面積 1,691.76 m²
機械室 構造等 コンクリートブロック造平家建 1棟
延床面積 27.00 m²
物 置 構造等 木造平家建 1棟
延床面積 64.80 m²
ゴミ置場 構造等 木造平家建 1棟
延床面積 7.20 m²

④ 県立大学(本荘キャンパス)

所在地 本荘市花畑町 2-32-2
所有者 地方職員共済組合 理事長 柳 克樹

共同住宅 構造等 鉄筋コンクリート造4階建 1棟 20戸
延床面積 1,691.76 m²
機械室 構造等 コンクリートブロック造平家建1棟
延床面積 27.00 m²
物 置 構造等 木造平家建 2棟
延床面積 64.80 m²
ゴミ置場 構造等 木造平家建 1棟
延床面積 7.20 m²

(単位；千円)

区 分		秋田キャンパス	本荘キャンパス	本荘キャンパス	本荘キャンパス	合 計
		秋田市 飯島美砂町	本荘市東町	本荘市出戸町字 中梵天	本荘市花畑町	
賃貸料	第1回分賃料	30,976	12,957	14,219	10,782	68,934
	2回目以降賃料	106,957	43,485	43,175	40,356	233,973
借入金	償還年月日	13年7月20日	13年7月20日	13年7月20日	13年7月20日	—
	償 還 額	106,957	43,485	43,175	40,356	233,973
	元 金	68,817	27,978	27,779	25,965	150,540
	利 息	38,140	15,506	15,396	14,391	83,434
	未償還残高	1,123,067	456,600	453,350	423,748	2,456,766

この建物等賃貸借契約に関する一連の事務手続きについて資料の査閲及び質問等を行った結果は、次のとおりである。

ア. 債務負担行為について

当該建物等賃貸借契約は長期（15年間）にわたる契約となるため、「行政実例」に示されているとおり、債務負担行為として毎年度予算による議決がなされており適正な手続きが踏まれている。

なお、債務負担行為については、旧自治省財政局長から各都道府県知事宛てに示された「債務負担行為の運用について」（昭和47年9月30日自治導第139号）がある。その中で、債務負担行為本来の設定趣旨に反する事例の急増を背景（当時の状況）に「もっぱら財源調達の手段として債務負担行為を設定し、当該施設の建設完了後その建設に要した経費を長期にわたり支出する事例」を取り上げ、「この種の債務負担行為は、制度の趣旨に照らして適当なものと認めがたいので、このような運用は現に慎むとともに公共施設等の建設に要する経費は当該建設年度の歳入歳

出予算に適正に計上して処理すること。」としている。この文書は県が直接施設を建設するにあたって当該建設年度の歳入歳出予算に適正に計上して処理すべきであり、もっぱら財源調達的手段として債務負担行為を設定し、当該施設の建設完了後その建設に要した経費を長期にわたり支出することを禁止したものと考えられる。上記の建物等賃貸借契約に基づく借受財産である職員住宅は、共済支部が建設したものであるため形式的には当該文書には抵触しないように考えられるが、実質的に判断するとき、当該職員住宅は実質的には県が地方職員共済組合から長期の借入をして建設した県の所有物件と同視できるものと考えることができ、実質的に当該文書の趣旨に反するものであると考えられる。なぜなら、当該建物賃貸借契約に次の条項が規定されているためである。

- ① 賃貸施設にかかる租税公課及び損害保険料は共済支部が負担するが、第 2 回目以降の賃借料の中で当該租税公課等を県が負担することとなっていること（第 5 条前段、第 2 条）。
- ② 修繕その他の保守に要する経費は県が負担することとなっていること（第 9 条後段）。
- ③ 県が第 16 回分の最終の賃借料を支払った日に賃貸施設の所有権を県に無償で譲渡することとなっていること（第 16 条）。
- ④ 施設の維持、管理の責任は県が負うこととなっていること（第 9 条）。

イ.『借受財産台帳』について

当該職員住宅用の建物の所有権は共済支部にあり、県は当該建物を借り受けていることから、借受財産の管理のために『借受財産台帳』を整備する必要がある（財務規則第 340 条第 1 項）。

上記の借受財産について規則に基づき『借受財産台帳』が整備されていた。

ウ.借受財産の所管換について

借受財産を所管換する場合には、各部局長は公有財産の所管換に準じて「借受財産所管換協議書」を出納局長に協議のうえ、「借受財産引継書」により引き継ぐ必要がある（財務規則第 340 条第 2 項、第 326 条第 1 項なお、第 326 条第 1 項に規定されている「公有財産所管換協議書」及び「公有財産引継書」はそれぞれ「借受財産所管換協議書」及び「借受財産引継書」と読み替えることとする。）。

しかし、当該職員住宅用の建物については、財務規則第 326 条第 1 項

の手續がなされていない。したがって、総務部長は「借受財産所管換協議書」を出納局長に協議のうえ、「借受財産引継書」により当該借受財産を企画振興部長へ引き継ぐ必要がある。

なお、当該借受財産の敷地である土地（普通財産）については、「公有財産引継書」により総務部長から企画調整部長（現企画振興部長）への引き継ぎが規則に従い適正になされている（人一 3231 平成 12 年 3 月 29 日付）。

エ. 県所有の土地（普通財産）の無償貸与について

共済支部が建設する県の職員住宅用の建物用地は、事実上、県から無償で貸与されている。これについて、共済支部としては地方職員共済組合の内規（「不動産投資に関する事務取扱要綱について（昭 62. 7. 1 地共福発第 217 号 各都道府県支部長あて 理事長）」第 2 条第 1 項（1）オ（ア））に基づき「地方公共団体の所有する土地（借地を含む。）に建設」するものとされている。しかし、県としては、所有する土地（普通財産）を外部の第三者に貸与しているにもかかわらず、無償貸与の明確な手続きがとられていない。共済支部は県から独立した法人であるため、普通財産である土地の無償貸与に関して適正な手続を行う必要がある。

オ. 職員公舎の家賃収入について

職員公舎の家賃収入の会計処理科目は現在次のとおり行われており、共済支部から長期賃貸している物件であっても、県が直接所有しているものと同様の処理を行っている。

款：財産収入

項：財産運用収入

目：財産貸付収入

節：建物賃貸収入

しかし、職員公舎の建物については厳密に言えば契約上県が所有しているわけではないため、賃貸物件からの転貸収入として次のとおり処理を行うことが現行制度上、正しいものである。

款：諸収入

項：雑 入

目：雑 入

節：雑 入

なお、この会計科目の件や借受財産の管理に関して、関連意見を述べ

ると結論として、借受財産であっても一定の条件があれば県が所有している財産と同様の管理や会計処理を行うことを認めるべきであり、むしろそのように考えることが使用の実態に対応した十分な管理が行いうるものとする。

ここで「一定の条件」とは、職員公舎の例にあるとおり、次の条件である。

- ① 借受財産を使用し収入を受け入れる権利が法的又は契約上確定していること。
- ② 修繕その他の保守に要する経費を県が負担することとなっており、施設の維持、管理の責任を県が負うこととなっていること。
- ③ 契約期間の終了などを条件として借受施設の所有権が県に無償で譲渡されることとなっていること。

このように考えれば、現在処理されている当該職員公舎の家賃収入科目は実態に合った合理的なものであると考えられる。

また、借受財産の管理等について、財務規則上、「取得」を除き公有財産の管理規定等の準用規定がある（財務規則第 340 条第 2 項）が、「取得」に関する規定も準用されることが合理的である。なぜなら、特に職員公舎のような重要な資産について、単に借り受けていることだけを理由として県の管財部門が整備する『公有財産台帳』に登載する法的な必要性はないとすることは、全庁的に適切な財産管理を行う上で大きな支障を来す可能性が高いためである。

第5 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、秋田県と私との間には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

平成 14 年度
包括外部監査の結果に関する報告書

財団法人秋田県林業公社の収支並びに秋田県の
公社に対する貸付金等について

秋田県包括外部監査人
澤田祐治

平成14年度包括外部監査の結果に関する報告書
財団法人秋田県林業公社の収支並びに秋田県の公社に対する貸付金等について

目 次

第1	外部監査の概要.....	1
1.	監査の種類.....	1
2.	選定した特定の事件.....	1
3.	監査対象期間.....	1
4.	事件を選定した理由.....	1
5.	監査の方法.....	2
	(1) 監査の視点.....	2
	(2) 主要な監査手続.....	3
6.	監査の実施期間.....	4
7.	監査の補助者.....	4
第2	県債及び基金並びに林業公社等の概要.....	5
I	県債及び基金の概要.....	5
1.	県債の概要.....	5
	(1) 県債の性格.....	5
	(2) 地方債資金の調達先別の分類.....	5
	(3) 県債の資金別残高の推移.....	6
	(4) 地方債の発行条件.....	6
2.	基金の概要.....	7
	(1) 地方公共団体における基金.....	7
	(2) 県における基金の推移.....	7
II	林業公社等の概要.....	8
1.	林業公社の概要.....	8
	(1) 設立の目的等及び公益性の変遷.....	8
	(2) 組織等の概要.....	12
	(3) 事業の概要.....	12
	(4) 収支の状況及び財政状態.....	16
2.	秋田県の公社への貸付金等の概要.....	27
	(1) 林業公社への貸付金.....	27
	(2) (財) 林業労働対策基金への貸付金並びに当該法人の概要.....	28
	(3) 県が出えん(捐)している公社が所有する県債.....	39

第3 監査の結果.....	4 1
1. 林業公社の収支状況.....	4 1
(1) 契約解除済の分収造林にかかる処理等について.....	4 1
(2) 未払利息及び国庫補助金の会計処理について.....	4 1
(3) 分収林勘定と原価台帳管理について.....	4 2
(4) 県行造林から無償で移譲された分収造林について.....	4 3
(5) 引当金及びその他の会計処理について.....	4 3
2. 秋田県の公社に対する貸付金等.....	4 4
(1) 林業公社に対する短期貸付金の県の歳入・歳出の処理について.....	4 4
(2) (財) 林業労働対策基金について.....	4 4
(3) 県が出えん(捐)している公社が所有する県債について.....	4 9
第4 利害関係.....	5 0
報告資料.....	5 1

本報告書の表の記載については、単位未満の端数を切り捨てて表示しているものがあるため、表示上の合計とその内訳とは必ずしも一致していない。
--

第1 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに「秋田県外部監査契約に基づく監査に関する条例」第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

財団法人秋田県林業公社の収支並びに秋田県の公社に対する貸付金等について

3. 監査対象期間

原則として平成13年度（平成13年4月1日から平成14年3月31日）を対象とした。ただし、必要と認めた範囲において、平成12年度以前の各年度及び平成14年度の執行分についても対象とした。

4. 事件を選定した理由

秋田県（以下、「県」という。）の財政状態は、平成14年度の当初予算案によると、同年度末の県債残高は前年度末に比べて221億円増加し1兆1,087億円、財政3基金(財政調整基金、減債基金及び地域振興事業基金)残高は前年度末に比べて190億円減少し530億円となる見込みであり、現状のまま推移すると平成18年度に底をつくと推計される厳しい状況にある。

このため、テーマのひとつとして県の単独事業として大規模な投資をした県立大学を選定したが、逼迫している県財政については県民の多くが関心を持っているとの認識のもとに、平成11年3月の行政改革の対象にもなっている県出資法人のうち組織を統合した法人や基金などの債権額が大きい財団法人などについても、県の財政にどのような影響を与えているか、改善はどのように進んでいるかを検証することは有用であると考えていくつかの公社について予備調査を行った。

財団法人秋田県林業公社（以下、「林業公社」という。）については、県内における林業木材業界の経営環境は製材業者の多くが倒産に追い込まれている現実からみて非常に厳しい状況にあるはずにも拘わらず、貸借対照表の正味財産、収支の状況、将来の見通しが一見無難にまとめられていて、経営の実態を正確に表しているかについて疑念を感じた。このため、県からの多額

の貸付金の回収可能性を検証するとともに、林業公社の事業の有効性、将来性、経営の効率性についても検討することが必要と判断した。

特に、「秋田県林業開発基金」（以下、「林業開発基金」という。）からの貸付金すなわち林業公社の長期借入金が 10 年以上にわたり毎年 8～9 億円増加し、平成 13 年度末の残高は 141 億 5,261 万円となっている。また、金融機関からの短期借入金 35 億 5 千万円があり、翌年度初めに県からの過年度造林資金として借入れし金融機関へ返済することが決議されているので、その事情についても検証する必要があると考えた。

「秋田杉」といわれてきた県内の主要産業である林業は、輸入材の増加と木材価格の低落等により衰退の危機にさらされている。林業の問題は、県産杉材や間伐材の利用の促進にとどまらず、材質向上と山林の荒廃を防ぐための間伐や枝打ち等の必要性和費用負担、山村地域の過疎及び雇用問題、環境問題、国有林野事業の縮小合理化等の大きな社会問題とも関連する重要なものである。

このため、対象を広げないで林業公社を中心としたテーマとすることが適切と判断した。

また、テーマを正式に決定するまでの間に、同じ林業の分野において「秋田県森林整備担い手育成基金」（以下、「担い手育成基金」という。）40 億円が定額で貸し付けられている財団法人秋田県林業労働対策基金（以下、「(財)林業労働対策基金」という。）があることに着目し、その運用目的、運用の有効性・効率性、林業公社との関連等に関心を抱いた。しかし、予備調査の対象にしておらず、断片的に受けた説明では法律を背景にした条例に基づく定額の基金であり法人の規模も小さく、重要性からみて監査の対象としては固有名詞を記載することは適当でないと考え、テーマに「秋田県の公社に対する貸付金等」の表現を加えて対象とすることにした。

さらに、予備調査でいくつかの公社の決算書を閲覧したところ、貸借対照表の資産の部に「県債」などの科目があり、県が出えん(捐)している公社が県債を所有する意味、その取引内容、契約の手続、科目表示の適正性などに疑問が生じ、県債の問題に限定して検証することにした。

5. 監査の方法

(1) 監査の視点

監査にあたっては、特に以下の視点から実施した。

ア. 林業公社

(i) 「林業開発基金」からの貸付金は、目的に適合して適正な事業に使用さ

れているか。

- (ii) 収支状況は事業の実態を正確に表し、将来、「林業開発基金」の返済ができるか。
- (iii) 「分収林」の資産価値が適切に評価されているか。それは、事業の実績を適切に評価できるか。将来の経営計画を合理的に説明できるか。
- (iv) 分収林事業の契約は適切に行われ、その管理は原価を含めて正確か。
- (v) 経営は効率的に行われ、公益性が確保されているか。

イ. (財)林業労働対策基金

(林業労働対策基金は法人名略称であり、資金としての基金と区別するため略称に(財)を付し、資金についてはできるだけ「 」で表す。)

- (i) 県条例による「担い手育成基金」の無利子貸付金が法的にどのような制度や趣旨に基づき必要となったか。
- (ii) 県からの無利子貸付金は、どのように運用され、どのような事業に支出されているか。
- (iii) 経営は効率的に行われ、公益性が確保されているか。

ウ. 県が出えん(捐)している公社が所有する県債

- (i) 公社が県債を所有する意味
- (ii) 県債の発行手続及び発行条件等
- (iii) 県債を所有する公社の運用収入の用途等

(2) 主要な監査手続

ア. 林業公社

- (i) 「林業開発基金」の事業への使用については、決算書等の信頼性を確かめるため、主に平成 13 年度末の資産、負債の残高を検証し、必要と認めた事項については、過年度を含めて契約書等と突合した。
- (ii) 作成されている長期収支計画については、計画の不合理的な点、矛盾点を分析するとともに、見直しの前提条件について林業公社の置かれている状況等も質問し、関連資料の提供を求めて検討した。
- (iii) 設立当初からの「分収林」勘定等について、決算書等に基づき勘定分析し、その計上額の適否を検討した。
- (iv) 分収造林事業の契約については、一覧表等の資料を求め検証した。
- (v) 公益性については、法人の目的や事業の変遷を質問、分析し検討した。経営の効率性については事業報告等を閲覧した。

イ. (財)林業労働対策基金

- (i) 「担い手育成基金」として無利子貸付金が行われた根拠である県条例、その背景といわれる「林業労働力の確保の促進に関する法律」の条文等を確認、貸付金に係る手続きの適正性を確かめた。
- (ii) 当該資金については、40 億円全額が県債として運用されていることが判明したので、その手続きについて関係書類を査閲し確かめた。運用収入の使途については、その適合性及び会計処理の適正性を検証した。
- (iii) 経営の効率性については、事業費及び事務費について関係資料と突合し、支出の妥当性を確かめた。また、公益性については、設立趣意書の閲覧、「林業労働力確保支援センター」の指定を受けた経過等の質問、業務内容の比較、推移の検討をした。

ウ. 県が出捐している公社が所有する県債

- (i) (財)林業労働対策基金の運用方法が秋田県の県債であることが判明したため、県が出捐している公社が所有する県債についてのリストを求め、各公社の決算書と突合した。
- (ii) 県債の引受け要綱を閲覧するとともに、リストについて契約に関する書類と突合した。
- (iii) 県債を所有する公社の運用収入及び使途については、各公社の直前期の決算書を閲覧した。

6. 監査の実施期間

平成 14 年 6 月 8 日から平成 15 年 2 月 7 日まで

7. 監査の補助者

監査補助者の氏名及び資格は以下のとおりである。

公認会計士	唐澤 正幸
公認会計士	大崎 美保
公認会計士	山本 靖子
公認会計士	岡井 眞
会計士補	川口 明浩
会計士補	木下 哲
税理士	秋山 牧

第2 県債及び基金並びに林業公社等の概要

I 県債及び基金の概要

1. 県債の概要

(1) 県債の性格

県債は、地方自治法において地方債として規定され、起債をする場合には予算において目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めることになっている。

地方債の制限については、地方財政法において適債事業等の条件が規定され、発行については平成17年度までは総務大臣の許可を必要とし、平成18年度以降は協議制に移行することになっている。地方債の許可は、法令に基づくもののほか、総務省が財務省と協議して定める「地方債許可方針」等により行われることとされており、具体的には総務省から毎年発表される地方債計画（案）及び地方債計画に基づき、地方公共団体が起債予定事業についてあらかじめ計画書を提出した上で起債許可申請を行う仕組みになっている。発行許可は地方債計画の事業別計画額を基準として行うこととされるが、地方債計画は財政投融资計画とも密接な関連をもって作成されるものであり、許可を受けた地方債は、国が保証したことと同じ効果をもっている。

一方、県債を発行する立場からみると、県が財政上必要とする資金を調達することによって生ずる債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものであり、その機能は次のようにまとめられる。

- ① 単年度では無理な事業についての財政支出と財政収入の年度間調整
- ② 将来便益を受ける住民も負担する世代間の調整
- ③ 一般財源の不足を補完し、機能性、弾力性のある財源の確保
- ④ 国の経済対策について実効性を上げるための地方財政としての調整

(2) 地方債資金の調達先別の分類

地方債については、調達する原資により次のように分類される。

- ①政府資金……財政融資、郵便貯金、簡易保険を原資とするもの
- ②公営公庫資金……公営企業債の発行等により公営企業に貸付けるもの
- ③民間等資金……銀行、保険会社、共済、市場公募等①、②以外

民間等資金は、調達の方法により市場公募による資金と特定の縁故のある者から調達する資金（以下、「縁故資金」という。）があり、①銀行等縁故資金、②受益者縁故・業者縁故資金、③共済等縁故資金に分けられる。

なお、市場公募については秋田県では現在行われていない。

(3) 県債の資金別残高の推移

一般会計の決算説明資料等により、県債の資金別残高を要約した推移は以下のとおりであり、テーマのうち「秋田県の公社に対する貸付金等」の部分で取りあげる県債は、「民間等資金」のうちの「その他」に含まれる。

【一般会計分の県債残高】

(単位：百万円)

借入先(資金)区分		平成 9 年度末	平成 10 年度末	平成 11 年度末	平成 12 年度末	平成 13 年度末
政府資金		362,442	392,486	443,611	491,770	531,465
公営企業金融公庫		46,480	46,390	45,774	44,536	44,183
民間等資金		465,390	523,932	526,636	503,984	497,668
計		874,313	962,809	1,016,022	1,040,291	1,073,317
特定資金		-	-	-	-	260
合計（一般会計）		874,313	962,809	1,016,022	1,040,291	1,073,578
民間等資金	市中銀行	440,724	499,769	504,038	482,972	472,365
	保険会社等	755	810	842	966	1,029
	共済組合	4,181	3,907	3,372	3,199	3,143
	その他	19,729	19,444	18,382	16,846	21,130

(注) 1. 「その他」の平成 8 年度末までの残高推移

	平成 5 年度末	平成 6 年度末	平成 7 年度末	平成 8 年度末
その他	4,346	4,501	14,085	15,279

2. 借入先区分が年度末の「差引現在高」と翌年度における前年度末現在高とが一部変更になっているものがあり、その場合には翌年度の区分によっている。(財)林業労働対策基金の有する県債 40 億円は、平成 10 年 4 月 2 日の発行であるが、平成 9 年度許可債のため許可年度の残高に計上されている。

(4) 地方債の発行条件

縁故地方債の発行条件は、原則として金融機関については資金事情や金利動向等を総合的に勘案して当事者間で決定されるが、その場合にも、総務省の事務連絡等による市場公募債の応募者利回りが参考にされる。

公表されている応募者利回りの最近の推移は、公表資料を抜粋し要約すると次のとおりである。

公募地方債	10 年債	5 年債	
平成 7 年 12 月	3.013%	-----	
平成 8 年 12 月	2.877	-----	
平成 9 年 12 月	2.173	-----	
平成 10 年 3 月	2.042	-----	地方債ホームページより

平成 10 年 12 月	1.368	-----	
平成 11 年 3 月	2.200	-----	地方債ホームページより
平成 11 年 12 月	1.911	-----	
平成 12 年 3 月	1.947	-----	
平成 12 年 12 月	1.811	---	(12/10 月 1.274 13/2 月 0.920)
平成 13 年 3 月	1.474	---	(13/2 月 0.920)
平成 13 年 12 月	1.405	0.520%	
平成 14 年 3 月	1.546	0.661	

2. 基金の概要

(1) 地方公共団体における基金

基金は、地方自治法において、「条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するため」に設けられる資金または財産である旨規定されている。また、基金の処分、運用から生ずる収益、管理に要する費用等についても、地方自治法に明確な規定がある。

定額の資金を運用するための基金の運用については、基金から直接貸付け、また当該基金に直接償還させるなど、歳入歳出予算と関係なく経理される。

基金の管理については、基金に属する現金、債権、有価証券、美術品等の財産の種類に応じて、それぞれに対応する処理または管理若しくは処分に関する規定を適用することになっている。

(2) 県における基金の推移

公表されている「財政の状況」及び「財産に関する調書」を要約すると、その推移は次のとおりであり、本報告書のテーマで取りあげる基金は、主に財政 3 基金以外の基金のうち「債権」に含まれる。

【基金の推移】

(単位：百万円)

基金の区分	平成 9 年度末	平成 10 年度末	平成 11 年度末	平成 12 年度末	平成 13 年度末
財政調整基金	5,999	5,901	6,008	6,822	7,606
減債基金	53,116	41,109	41,464	47,351	50,369
地域振興事業基金	33,789	15,963	9,985	12,005	20,510
計(財政 3 基金)	92,905	62,974	57,459	66,179	78,485
上記以外の基金計	53,508	55,143	57,940	59,562	65,708
合 計	146,413	118,117	115,399	125,741	144,194

3 基金のうち債権	3,100	1,000	3,300	2,800	6,500
以外の基金のうち債権	14,871	19,641	20,471	21,108	22,180
合計のうち積立基金	124,768	91,264	87,763	97,221	114,855
〃 定額資金運用基金	21,645	26,853	27,636	28,520	29,339

- (注) 1. 3 基金のうちの債権は、「財産に関する調書」によると出納整理期間中に一般会計から繰入れをする金額を示している。
2. 3 基金以外の基金のうち、平成 13 年度中の増加の主なものは、緊急雇用創出特別基金 5,801 百万円、介護保険財政安定化基金 766 百万円、林業開発基金 818 百万円であり、減少の主なものは、緊急地域雇用特別基金 700 百万円、情報通信技術講習推進基金 661 百万円である。
3. 県の財政分析（バランスシートの作成）にあたっては、財政 3 基金のうち財政調整基金、減債基金については現金預金としているが、地域振興事業基金については投資等としている。
4. 平成 10 年度末の「担い手育成基金」の残高 40 億円の区分が「現金」、基金総計の区分が「積立基金」となっているが、翌年度の「前年度末現在高」が訂正されて、それぞれ「債権」、「定額の資金を運用するための基金」となっている。

II 林業公社等の概要

1. 林業公社の概要

(1) 設立の目的等及び公益性の変遷

ア. 設立の目的等

林業公社は、昭和 41 年 4 月 1 日に民法第 34 条による財団法人として基本財産 1 千万円（全額県の出捐）として設立された。設立者は県知事となっており、設立趣意書を参考に当時の林業についての状況並びに県の方針等を要約すると、次のとおりである。

- ① 秋田県内における民有林野 44 万 ha のうち、未利用の原野は 4 万 5 千 ha、生産性の低い薪炭林などの広葉樹林は 24 万 ha となっている。
- ② これらを経済性の高い林地として開発利用することは山村経済振興として極めて重要であり、昭和 65 年（平成 2 年）までに 21 万 ha の人工造林面積を達成すべき造林計画を立てて、一般補助造林、市町村営造林、県営造林、森林開発公団造林等を行っているが、事業

資金の調達、労働力の確保の面から長期の投資が困難であり、造林事業は停滞の傾向にある。

- ③ 特に、未利用地の大半を占める市町村有、財産区有の慣行共有地いわゆる部落有林野については、事業の実施体制、資金などの実情から自力で造林事業を進めることは極めて困難であるので、国の資金の導入による分収造林方式による大規模造林を実施し、山村住民に雇用の場を拡げるとともに所得の増大をはかる必要がある。

このため、林業公社は、造林資金の円滑な調達と有利確実な分収方式によって、未利用地の高度利用としての造林事業を行い、森林資源の造成と国土保全及び農山村経済の振興を目的として設立されたものである。

国の資金（林業公社においては農林漁業金融公庫の資金である。）の借入れについては、県がすべて保証することになっており、昭和 47 年度融資分から平成 14 年度融資分まで債務負担行為に記載されている。

イ．森林整備法人の認定等

林業公社は、昭和 59 年 5 月 29 日に寄付行為の第 3 条（目的）、第 4 条（事業）の改正を行い、昭和 59 年 8 月 20 日に森林整備法人の認定を受けている。

改正の主な内容は、第 3 条が「・・・、森林資源の造成、整備を図るとともに、森林・林業に関する普及啓蒙等を行うことにより、県土の緑化、保全並びに農山村経済の振興及び住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。」と改められるとともに、第 4 条（事業）に明記されていなかった分収造林及び分収育林に関する事業が、同条の第 1 号に掲げられ、当該制度の促進に関する事業（第 3 号）及び森林・林業に関する普及啓蒙の事業（第 4 号）が追加されている。また、設立当初の事業に掲げられていた治山、林道事業の受託に関する事業は、他の組織との重複を避けるため削除されている。

森林整備法人は、分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 9 条に、「造林又は育林の事業及び分収方式による造林又は育林の促進を行うことを目的とする・・・法人で、地方公共団体が、・・・、財団法人にあっては基本財産の過半を拠出しているもの・・・」と規定されていて、同法に規定する分収契約（分収造林契約、分収育林契約等）に係る募集の届出等の適用が除外されることになっている。

森林整備法人は「分収契約」の規定については地方公共団体と同じ取扱いであり、林業公社は、設立時の収益性を前提とした農山村経済の振興及

び地域住民の福祉の向上への寄与を目的としたものから、制度上は事業自体に公益性がもたせられるように変化している。公益的機能については、公的森林整備推進事業の国庫補助 30%が受けられる制度がある。

ウ. 平成 4 年度以降 10 年間の主な事業等の推移

理事会議事録、業務報告書等による主な事業等は以下のとおりである。

- 平成 4 年度 ①収穫事業として 47ha の間伐を行い、9,660 千円の収入（事業費 8,264 千円）を得る
②県営林森林造成事業等 323ha 及び県営林経営計画調査 5,424ha を受託
- 平成 5 年度 ①収穫事業として 66ha の間伐を行い、15,492 千円の収入（事業費 13,832 千円）を得る
②県営林森林造成事業等 559ha 及び広葉樹公有林整備事業 291ha を受託
- 平成 6 年度 ①収穫事業として 123ha の間伐を行い、34,554 千円の収入（事業費 15,923 千円）を得る
②県営林森林造成事業等 402ha 及び広葉樹公有林整備事業 288ha を受託
③先導的林業生産団地路網整備事業 64km を受託
- 平成 7 年度 ①新植事業 223ha を行い、造林目標 24,000ha を達成
②収穫事業として 176ha の間伐を行い、37,725 千円の収入（事業費 21,514 千円）を得る
③森林造成事業 232ha、立木調査 137ha 及び広葉樹公有林整備事業 433ha 等を受託
- 平成 8 年度 ①拡大造林から再造林へ転換する第 5 次長期経営計画を策定し、広葉樹林の育成及び伐採跡地の森林整備を主な事業とする
②新植事業 47ha 及び育成天然林整備事業 3ha を実施
③収穫事業として 256ha の間伐を行い、51,527 千円の収入（事業費 28,999 千円）を得る
④森林造成事業 286ha、立木調査 214ha 及び広葉樹公有林整備事業 432ha 等を受託
- 平成 9 年度 ①森林整備活性化資金(無利子)の活用のため森林組合との一括契約を推進
②公的分収林整備事業等の有利な補助制度の受入れ
③分収林機能高度化資金(借換資金)の活用のため、390ha

について分収期間延長の変更契約

- ④収穫事業として 189ha の間伐を行い、35,509 千円の収入（事業費 28,074 千円）を得る
 - ⑤森林造成事業 292ha、立木調査 175ha 及び広葉樹公有林整備事業 670ha 等を受託
- 平成 10 年度
- ①収穫事業として 222ha の間伐を行い、36,933 千円の収入（事業費 25,353 千円）を得る
 - ②森林造成事業 209ha、立木調査 95ha 及び広葉樹公有林整備事業 540ha 等を受託
 - ③長伐期施業へ取組み 3,400ha について分収期間延長の変更並びに分収林機能高度化資金(借換資金)の活用
- 平成 11 年度
- ①収穫事業として 224ha の間伐を行い、42,479 千円の収入（事業費 49,240 千円）を得る
 - ②分収林機能高度化資金(借換資金)の活用のため、延べ 6,370ha について分収期間延長の長期契約
 - ③高率補助の公的分収林整備事業等の積極的な計画や森林整備活性化資金(無利子)の活用による利息軽減
 - ④「林業開発基金」の利率が 3.5%から 1.0%、据置期間が 45 年から 50 年に変更
- 平成 12 年度
- ①分収林契約の分収割合を変更（林業公社 6:所有者 4 から林業公社 7:所有者 3 に変更）
 - ②集中伐採を避けるための長期伐採契約への変更（目標 13,500ha）
 - ③県の「第三セクター経営指導報告書」（平成 12 年 1 月 28 日）により、1 年前倒して長期経営計画作成（木材の市場価格に連動して、分収林の資産を評価するローリングシステムを構築し、31 年生 536ha について、現地調査を実施）
 - ④収穫事業として 275ha の間伐を行い、44,732 千円の収入（事業費 61,686 千円）を得る
- 平成 13 年度
- ①新植事業については、森林の公益機能を重視して候補地を厳選し、分収率 7:3 で 50ha の再造林を実施（業務報告書の総括で設立当初の目的に添った事業経過を説明し、今後の収穫事業のあり方のための分収林収穫材販売企画検討委員会や支社事務検討委員会を設置）
 - ②収穫事業として 6 齢級以上 302ha の間伐、スギ林 5ha

の立木販売を行い、36,084 千円の収入（事業費 60,876 千円）を得る

③県営林受託事業（立木調査、森林造成等）4,352ha 及び
森林調査受託事業 7,634ha 等を受託

事業の推移を概観すると、当初の計画では 10,000ha の造林が目標とされ、第 2 次計画で 20,700ha、第 3 次計画（昭和 58 年）24,000ha と目標が拡大され、翌年に森林整備法人の認定を受けている。平成 7 年度に目標面積を達成し、以後は伐採跡地への再造林（年 50ha～90ha）を中心とした事業を行っている。また、分収造林について長伐期への転換を図っている。

平成 10 年度までは間伐の収穫事業は採算がとれているが、以後は木材価格の下落により、間伐補助金を充当しないと赤字となる状況になっている。このほか、県からの委託事業への依存度が大きい、その事業の内容も県営林から調査等へ比重が移っている傾向がみられる。

（2）組織等の概要

平成 14 年 3 月 31 日までは、中央支社、県北支社、県南支社の 3 事業所体制で業務を行っていたが、現在は、本社に統合されている。

役員は、理事 11 名（理事長は、県農林水産部長）、監事 2 名である。

常勤の役職員は、平成 14 年 5 月現在で、専務理事 1 名、事務局長 1 名（県からの派遣）、事務局次長 1 名、総務管理課 7 名及び業務課 14 名の合計 24 名である。業務報告書による人数の推移は、以下のとおりである。

【常勤役職員数の推移】

区 分	平成 9 年 5 月	平成 10 年 5 月	平成 11 年 5 月	平成 12 年 5 月	平成 13 年 5 月
人 数	28 人	28 人	24 人	24 人	24 人

（注）専務理事の選任は平成 12 年 6 月からであり、それ以前は副理事長の役職があった。表の人数は、職員数に 1 名をプラスしたものである。

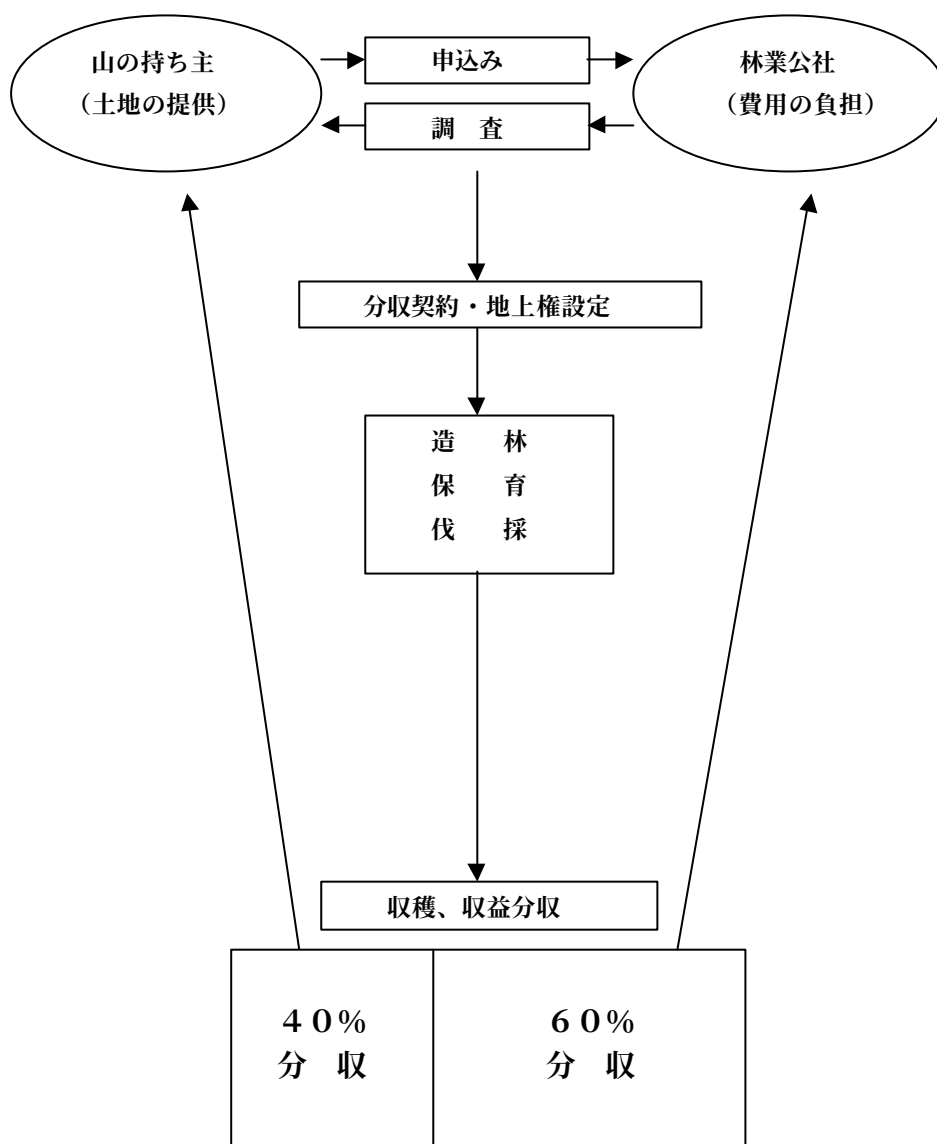
（3）事業の概要

ア．分収造林事業の概要

林業公社の主たる事業は、寄付行為第 4 条第 1 号の分収造林事業である。

これは、分収林特別措置法に基づき、土地所有者と林業公社とで分収造林契約を締結し、公社が地上権を設定したうえで行うものであり、造林にかかる費用は公社が負担するものである。

その仕組を図で示すと以下のとおりである。



(平成12年度以降、土地所有者30%：公社70%)

イ、契約手続

分収造林契約やその解除は、林業公社の「業務方法書」の定める方法により定型的な書式をもって行われている。

ウ、分収造林実績

林業公社の植栽面積は、平成14年3月31日現在、24,093ha（契約面積27,944ha）である。樹齢別の内訳は、中途解約等で必ずしも一致しないが以下の表のとおりであり、7齢級以下（35年生まで）が大部分である。したがって、50年生以降の主伐期までには相当な長期間を要するものが多い。

【植栽樹種別造林面積】

(面積単位：ha (端数四捨五入))

年別	スギ	アカマツ	カマツ	キリ	ポプラ	ケヤキ	計	齢級	合計	構成比
S41	295	34	1				331	VIII	331	1.4%
42	329	50			3		381	VII	2,676	11.0%
43	406	32	1		2		441			
44	489	35	2				526			
45	569	31					600			
46	719	9					728			
47	793	7					800	VI	4,700	19.3%
48	897	3					900			
49	997	3					1,000			
50	994	6					1,000			
51	989	11					1,000	V	6,215	25.5%
52	999	1					1,000			
53	1,299	1					1,300			
54	1,300			5			1,305			
55	1,300			5			1,305			
56	1,300			5			1,305	IV	5,915	24.2%
57	1,300			5			1,305			
58	1,300			5			1,305			
59	1,300			5			1,305			
60	995			5			1,000			
61	997			3			1,000	III	3,200	13.1%
62	794			6			800			
63	794			6			800			
H1	596			4			600			
2	597			3			600			
3	395			5			400	II	1,010	4.1%
4	297			3			300			
5	217			3			220			
6	218			2			220			
7	223						223			
8	41					6	47	I	347	1.4%
9	51					29	80			
10	68					22	90			

11	50					20	70			
12	54					3	57			
13	45					5	50			
計	24,007	223	4	70	5	85	24,394		24,394	100%

平成 13 年度版の「秋田県林業統計」によると、民有林（国有林以外のもの）のうち人工林は以下のとおりであり、林業公社の占める割合は 9.5%程度である。

【民有林のうち人工林】

(面積単位：ha)

区 分		面 積	摘 要
公有林	県営林	8,854	
	市町村	27,215	
	財産区	5,925	
私有林	個人会社等	177,769	
	公団	10,432	
	公社	23,987	
計		254,181	計算誤差は調整していない

(参考資料)

ア. 土地所有形態別契約面積

区分	市町村	財産区	法人	共有	個人	計
面積 (ha)	2,123	1,451	8,493	7,572	8,305	27,944
比 率	7.6%	5.2%	30.4%	27.1%	29.7%	100.0%
契約件数	81	69	347	462	937	1,896

○市町村有は、大部分が旧慣使用地

○法人有は、牧野農業協同組合、森林組合、農事組合法人、社寺、会社

イ. 契約期間別の内訳

区分 (年)	50 以下	51～60	61～70	71～80	81 以上	計
面積 (ha)	12,317	8,678	3,021	3,612	316	27,944
比 率	44.1%	31.1%	10.8%	12.9%	1.1%	100.0%
契約件数	1,031	561	94	200	10	1,896

ウ. 森林機能別区域設定の内訳

区分	水土保全林	資源循環利用林	計
面積 (ha)	19,044	8,900	27,944
比 率	68.2%	31.8%	100.0%

エ. 土地所有形態別の造林面積

区分	市町村	財産区	法人	共有	個人	計
面積 (ha)	1,758	1,137	7,325	6,499	7,374	24,093
比 率	7.3%	4.7%	30.4%	27.0%	30.6%	100.0%

(4) 収支の状況及び財政状態

ア. 過去5年間の推移

(i)要約した貸借対照表の推移は以下の表のとおりである。

【要約貸借対照表】

(単位：千円)

科目等	平成9年度末	平成10年度末	平成11年度末	平成12年度末	平成13年度末
現金及び預金	169,463	154,919	42,084	75,770	44,520
未収金	18,410	74,085	67,815	5,984	21,567
基本財産預金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
分収林勘定	40,902,726	42,751,607	44,344,027	45,763,388	47,090,287
有形固定資産等	19,807	15,589	13,375	11,142	17,154
互助会貸付金	0	6,000	3,000	0	0
退職引当預金	109,260	90,142	30,716	40,805	50,713
損失補償引預金	397,699	516,818	0	0	0
事業運営引預金	0	0	559,644	519,050	447,313
資産合計	41,627,365	43,619,160	45,070,661	46,426,139	47,681,554
その他流動負債	20,228	160,597	44,734	25,616	14,110
短期借入金	3,711,147	3,655,699	3,576,805	3,550,000	3,550,000
県長期借入金	10,522,467	11,508,141	12,456,928	13,334,203	14,152,614
公庫長期入金	13,752,358	13,924,156	14,006,341	13,976,686	13,939,400
退職給与引当金	109,260	90,142	30,716	40,805	50,713
損失補償引当金	397,699	516,818	0	0	0
事業運営引当金	0	0	559,644	519,050	447,313
負債合計	28,513,159	29,855,553	30,675,168	31,446,360	32,154,150
正味財産	13,114,206	13,763,607	14,395,493	14,979,779	15,527,404
うち基本金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
負債正味財産計	41,627,365	43,619,160	45,070,661	46,426,139	47,681,554

(ii)要約した収支計算書の推移は以下の表のとおりである。

【要約収支計算書】

(単位：千円)

科 目	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
基本財産運用収入	45	40	30	20	25
分収林販売収入	35,510	36,933	42,479	44,733	36,084
造林補助金収入	590,273	649,402	631,886	584,286	547,624
事務室借上料等補助金収入	9,154	9,154	0	0	0
借入金収入	10,148,260	9,567,791	9,344,553	9,091,478	8,954,791
立木損失補償金収入	66,836	47,922	37,992	29,186	16,099
立木調査収入	0	0	480	526	278
立木伐倒処理収入	0	0	18,442	22,576	14,291
受取利息雑収入等	32,416	44,019	13,680	7,949	5,850
引当預金取崩収入	46,958	52,130	80,003	67,259	83,238
互助会貸付金収入	1,000	0	3,000	3,000	0
分収林整備促進事業収入	2,630	2,780	2,130	0	0
受託事業収入	192,745	197,361	215,272	133,507	87,489
当期収入合計	11,125,827	10,607,532	10,389,947	9,984,520	9,745,771
前期繰越収支差額	154,041	167,645	68,407	65,166	56,138
収入合計	11,279,868	10,775,177	10,458,354	10,049,686	9,801,908
事業費	1,046,402	1,008,974	877,227	781,603	708,697
管理費	237,140	256,045	255,983	200,644	200,624
分収林販売分収支出	4,494	7,654	7,855	8,671	10,160
損失補償金分収支出	26,735	18,207	14,918	11,655	6,440
立木伐倒処理支出、雑支出	0	35,360	14,855	17,663	14,291
支払利息	550,257	552,435	545,974	530,340	517,075
固定資産取得支出	3,422	4,056	3,096	2,047	10,080
借入金返済支出	8,997,786	8,465,767	8,392,475	8,270,664	8,173,667
引当預金支出	50,612	152,131	63,403	36,754	21,410
互助会貸付金支出	0	6,000	0	0	0
分収林整備促進事業支出	2,630	2,780	2,130	0	0
受託事業支出	192,745	197,361	215,272	133,507	87,489
当期支出合計	11,112,223	10,706,770	10,393,188	9,993,548	9,749,932
当期収支差額	13,604	△99,238	△3,241	△9,028	△4,162
次期繰越収支差額	167,645	68,407	65,166	56,138	51,976

(iii)要約した正味財産増減計算書の推移は以下の表のとおりである。

【正味財産増減計算書】

(単位：千円)

科 目	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
当期収支差額	13,603	0	0	0	0
分収林勘定増加額	1,774,067	1,882,522	1,650,119	1,472,954	1,362,482
固定資産購入額	3,422	4,056	3,096	2,047	10,080
退職給与引当預金増加額	11,984	10,861	12,670	12,756	9,908
損失補償引当預金増加額	38,628	141,270	0	0	0
事業運営引当預金増加額	0	0	50,733	23,998	11,502
互助会貸付金増加額	0	6,000	0	0	0
借入金返済額	8,382,786	8,506,351	8,392,475	8,270,664	8,173,667
退職給与引当金取崩額	1,896	29,978	72,096	2,668	0
損失補償引当金取崩額	45,062	22,152	0	0	0
事業運営引当金取崩額	0	0	7,907	64,591	83,238
合 計	10,271,448	10,603,190	10,189,096	9,849,678	9,650,877
当期収支差額	0	99,238	3,241	9,028	4,162
分収林勘定減少額	43,043	33,641	57,698	53,592	35,584
減価償却額	6,238	8,145	5,162	4,244	3,980
固定資産除却額	64	129	150	37	87
退職給与引当預金取崩額	1,896	29,978	72,096	2,668	0
損失補償引当預金取崩額	45,062	22,152	0	0	0
事業運営引当預金取崩額	0	0	7,907	64,591	83,238
互助会貸付金減少額	1,000	0	3,000	3,000	0
借入金増加額	9,533,260	9,608,375	9,344,553	9,091,478	8,954,791
退職給与引当金繰入額	11,984	10,861	12,670	12,756	9,908
損失補償引当金繰入額	38,628	141,270	0	0	0
事業運営引当金繰入額	0	0	50,733	23,998	11,502
合 計	9,681,175	9,953,789	9,557,210	9,265,392	9,103,252
当期正味財産増加額	590,273	649,401	631,886	584,286	547,625
前期繰越正味財産額	12,523,933	13,114,206	13,763,607	14,395,493	14,979,779
期末正味財産額	13,114,206	13,763,607	14,395,493	14,979,779	15,527,404

(注) 平成 11 年度までの正味財産額については、補正後の金額によっている。

イ. 決算書及び会計処理等の概要

(i) 分収林勘定

林業公社の設立は昭和 41 年であり、標準伐採期 50 年を迎えたものはないので、基本的には設立からの事業費等が分収林勘定を構成することになる。

平成 14 年 3 月末の分収林勘定の残高は 470 億 9,028 万円であるが、そのうち新植、保育等の事業費は 322 億 2,207 万円であり、これに管理費 56 億 170 万円、支払利息 103 億 6,294 万円等が加算され、立木損失補償金等 11 億 3,208 万円及び雑収入等が控除された金額になっている。

分収林について資産として認識すべき範囲は、必ずしも一般に公正妥当と認められる会計処理の方法が明確でないため、全国的な林業公社等の会計慣行を参考にして行われている。

また、平成 5 年度までは企業会計方式で会計処理をしていたが、平成 6 年度からは公益法人会計基準に準拠することになった。それを契機に、それまでの県の「林業開発基金」借入金未払利息 15 億 1,399 万円（ただし、分収林勘定へ算入していた。）を取消している。

分収林の時価評価については、決算額に直接影響するものでないが会計として有用な情報である。しかし、長期間の成育を必要とするため、評価方法についても確立した方法はなく、林業公社では 31 年生以上については原木市場価格をもとに評価し、それ以下については帳簿価額で行っている。この考え方については、成育途上の材木には市場の取引事例が少ないため、30 年生以下については投資費用を基礎とする費用価法が全国的な慣行として認められており、費用価の代わりに帳簿価額を用いたものである。

これによる評価額は以下のとおりであるが、面積の大部分が 30 年生以下であり、31 年生以上の平均評価額（市場価格）は、30 年生以下の平均帳簿価額の 16.6%程度である。

【平成 13 年度末の分収林の評価額】

区 分	面 積	評 価 額	平均評価額
31 年生以上	2,889ha	1,072 百万円	371 千円/ha
30 年生以下	20,801ha	46,387 百万円	2,230 千円/ha
計	23,690ha	47,459 百万円	2,003 千円/ha

(ii) 補助金

造林事業に係る補助金についての会計処理も、事業費と補助金とを総額表示する考え方と実質的に事業費の減額とする考え方があるが、林業

公社では前者の処理を採用し、結果的に当期正味財産増加額としている。このため、平成 13 年度末の正味財産 155 億 2,740 万円は基本金の 1 千万円を除いて概ね補助金収入の累計額を表していることになる。なお、補助金については、企業会計方式の平成 5 年度までは資本剰余金として表示している。

上記(i)のとおり分収林評価額は 474 億円であり、貸借対照表の分収林勘定 470 億円を上回っているので、結果的に補助金累計額相当分が正味財産として残るということを示している。また、分収割合 60%を考慮しても、「林業開発基金」からの借入金の利率が 1%に下がっているので、県への元金返済及び利息分の財源があることを表している。

しかし、31 年生以上の平均評価額が 30 年生以下の平均帳簿価額の 16.6%であり、昭和 47 年度以降昭和 63 年度までは毎年度 800ha～1,300ha の新植で最近が 50ha 程度の新植であることを前提にすると、今後、相当な期間は成育が進むにしたがって逆に評価額が減少していくことになる。

(iii)特定預金

退職給与引当預金の平成 13 年度末の残高 50,713 千円は、貸方の退職給与引当金と同額が計上されている。

事業運営引当預金は、立木損失補償金（保険金等）の収入があった場合に、林地の所有者に 40%の損失補償分収支出をした残り 60%を将来に備えて資金を留保しているものであり、平成 13 年度末の残高 447,313 千円となっている。貸方に同額が計上されている事業運営引当金については、全国公益法人協会発行（1997 年）の相談室質疑応答事例を参考にその科目名を用いたとされる。ただし、当該相談事例が林業公社についての直接的な回答かは明らかでない。

また、実際には特定預金に預入れしていない普通預金からの振替予定額 11,502 千円について、特定預金とみなして計上するとともに、未払金に「事業運営引当預金未実行額」として同額を計上している。

(iv)借入金及び未払利息

a. 借入金残高等の内訳

平成 13 年度末における借入金残高等は以下のとおりである。ただし、利息については支払時に計上することとしているため、未払利息は決算書には計上されていない。

なお、林業開発基金からの借入金は、元利一括償還のため、平成 13

年度末までに支払はない。

農林漁業金融公庫	13,939,399 千円	未払利息	266,615 千円
秋田県「林業開発基金」	14,152,614 千円	未払利息	4,280,477 千円
秋田銀行（短期借入金）	3,550,000 千円		
計	31,642,013 千円	未払利息	4,547,093 千円

b. 農林漁業金融公庫からの借入金の利率別残高

利率別残高は、要約すると次のとおりであり、利率 3.5%超の借入金が 80%を占めている。

【農林漁業金融公庫の利率別借入金】

(単位：千円)

利率区分	借入金残高	構成比	備 考
無利子	548,929	3.9%	森林整備活性化資金
1.01%～2.00%	1,607,635	11.5%	林業基盤整備資金、分収林機能高度化資金
2.01%～3.00%	633,202	4.6%	〃
3.01%～4.00%	6,013,460	43.1%	〃 3.5%が大部分
4.01%～6.50%	5,136,170	36.9%	〃
計	13,939,399	—	

(注) 平成 13 年度に、公庫に支払った利息は 516,345 千円であり、前年度末の借入金残高 13,976,686 千円で除すと、3.69%となる。

c. 秋田県「林業開発基金」等及び銀行短期借入金

県及び秋田銀行からの借入金の平成 13 年度における期首残高、期中増減額及び期末残高の状況は次のとおりである。

【県借入金及び銀行短期借入金】

(単位：千円)

借入先別、資金種別	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
県林業開発基金	13,334,203	818,411	0	14,152,614
県過年度造林資金	0	3,550,000	3,550,000	0
県当年度造林資金	0	839,570	839,570	0
県運転資金	0	25,000	25,000	0
秋田銀行短期借入金	3,550,000	3,550,000	3,550,000	3,550,000

(注) 「林業開発基金」の増加額は平成 14 年 3 月 29 日借入れの長期借入金、それ以外の増減額は短期借入金として計上されている。過年度造林資金は平成 13 年 4 月 2 日、当年度造林資金は 5 月 17 日に借入れし、いずれも平成 14 年 3 月 29 日付けの無利子資金である。県運転資金は当年度造林資金のつなぎ資金である。

「林業開発基金」以外については、県では一般会計の歳出及び歳入として処理されている。

秋田銀行からの借入金は、平成 13 年 3 月 30 日から 4 月 2 日までと、平成 14 年 3 月 29 日から 4 月 1 日までの極めて短期の資金（利率 1.875%）である。期末の借入は 3 月 7 日発議、3 月 8 日決済、専務理事の個人保証で担保なし、平成 14 年度県予算の議長の議決証明、平成 14 年 3 月 25 日付けの平成 14 年度林業公社造林資金貸付金申込み（4 月 1 日貸付予定 4,368,805 千円）等の手続で行われている。

(v) 固定資産、その他の資産及びその他の負債

車両及び運搬具、器具及び備品については固定資産台帳等で管理し、減価償却費の計算方法は、定額法を採用している。なお、減価償却費の償却基礎価額の計算において残存価額を取得価額の 5%としている。

現在の本社は秋田県森林組合連合会の森林ビルを賃借しており、平成 67 年 3 月まで 63 年の賃借期間の契約で、家賃は平成 4 年 4 月から平成 24 年 3 月までの 20 年間で支払うことになっている。平成 67 年 4 月以降については、取扱いについての覚書等がない。

これについて、県から年 8,980 千円を 5 年間、年 9,154 千円を 2 年間の事務室補助金を平成 10 年度まで受けていた。それ以前の管理費交付金収入を含めると、設立以来の総額は 1 億 7,596 万円となっている。

(vi) 分収造林契約及び造林原価の個別台帳管理

分収造林契約は、業務方法書により一契約ごとに個別番号を付したファイルを作成して管理している。

また、契約地別集計表を作成して各契約地別の造林原価を管理しているが、個別に把握している項目は、主な直接事業費並びにそれに係る補助金及び借入資金であり、直接事業費の一部、間接事業費、固定資産除却費、管理費及び支払利息等は、個別管理が事実上不可能であり、造林事業としてそれらは必ずしも必要でなく台帳管理は行われていない。

(vii) 事業費（主に委託費）

a. 事業費の内容

事業費は、造林事業の直接費として新植事業費、保育事業費、収穫事業費及び付帯事業費に区分して経理している。平成 13 年度の事業費総額は、7 億 869 万円である。このうち、職員給与、種苗代、森林保険料及び看板代等を除いた、委託作業分は 6 億 6,266 万円であり、このうち森林組合との取引割合は、以下の表のとおり、平成 10 年度までは 91%台であるが、平成 11 年度以降は 99%台となっている。

【平成 13 年度の森林組合事業費実績】

(単位：千円)

区 分	総 額	うち委託作業費	委託費以外費用	左記費用の内訳	森林組合委託費
新植事業	54,180	37,733	16,447	苗木代	37,733
保育事業	518,693	518,472	221	苗木代	518,472
収穫事業	60,877	42,486	18,391	職員給与他	42,114
付帯事業	74,948	63,970	10,978	保険、職員給与他	63,970
合 計	708,698	662,661	46,037		662,289

【過去 5 年間の森林組合との取引推移】

(単位：千円)

区 分	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	計
委託費計	974,262	943,577	827,879	739,002	662,661	4,147,381
森林組合	892,061	867,577	825,661	736,509	662,289	3,984,097
取引割合	91.6%	91.9%	99.7	99.7%	99.9%	96.1%

b. 森林組合について

秋田県内には、15 森林組合（直近の合併前は 17 組合）があり、林業担い手の中核として位置づけられている。

その主な事業は、1.立木、木材の販売 2.木材の生産 3.苗木の購買 4.肥料の購買 5.養苗 6.造林 7.作業の請負等である。

c. 林業公社と森林組合との取引

林業公社と森林組合との契約は、主として作業の請負であり、作業の具体的内容は以下のとおりである。

新植事業	地柁(じごしらえ)、植栽
保育事業	下刈り、雪起し、つる切り、除伐、枝打ち、間伐
収穫事業	間伐
付帯事業	作業路、簡易作業路、補修

d. 森林組合との契約が大部分を占める理由は、以下のとおりとされる。

① 事業資金の有利な調達

農林漁業金融公庫に、県及び林業公社（施業委託者）と森林組合（施業受託者）で作成する「森林整備合理化計画」を提出することにより、融資額の 2 分の 1 が無利息となる融資制度を活用できる。

② 一定規模以上の作業を受託できるような、作業員を雇用している事業体が少ないため、森林組合が受け皿になっている。

(viii)受託事業

a. 受託事業の概要

林業公社は、分収造林事業のほかに受託事業を行っている。受託先は、秋田県、県内市町村及び全国森林整備協会である。

b. 受託事業の会計処理

受託事業についての収支計算は、受託事業収入と受託事業支出がいずれも一致しており収支ゼロである。受託事業支出は、事業費と間接費に分けられており、事業費は主として委託費としての人夫賃である。間接費は、職員人件費、消耗品費等である。

(ix)職員互助会会計

財団法人とは別に、規程に基づく常勤役員及び職員の相互共済及び福利増進を目的とする「秋田県林業公社互助会」という組織があり、主として職員への生活資金等貸付、住宅購入資金貸付、慶弔金の支給、健康診断受診料補助等を行っている。

収入の主なものは、職員からの会費、公社から共済費としての交付金、貸付金の返還と利息及び保険取扱手数料等である。林業公社からの交付金は、職員等の給料月額の 1,000 分の 12（うち本人負担分は、1,000 分の 6）で、平成 13 年度は、1,356 千円となっている。

支出の主なものは、人間ドッグ助成金、職員慶弔費、生命共済（全労済等）、各行事参加費、貸付金及び厚生施設利用補助である。交付金から支出されたと記載されている金額は、1,315 千円となっている。

毎年度に収支決算報告を行っているが、財産目録等は作成していない。

提供を受けた資料によると平成 14 年 3 月 31 日現在の財産の状況は以下のとおりである。

【互助会の財産の状況】

(単位：円)

区 分	金 額	摘 要
普通預金	3,999,268	秋田銀行県庁支店 普通預金
貸付金	16,311,629	住宅購入資金、生活資金等貸付金
計	20,310,897	

ウ. 平成 12 年 3 月の第 6 次長期経営計画

(i)前提条件等

第 6 次長期経営計画は、県の「第 3 セクター経営指導報告書」等に基づき、木材の市場価格に連動して、分収林事業の長期収支見込みをローリングシステムで行えるように作成されたものである。

この長期経営計画の前提となる主な条件は、以下のとおりである。

- ①造林実績（平成 11 年度末） 造林面積 24,287ha
育成天然林（広葉樹林） 88ha
- ②分収造林契約 収益分収方式（分収林特別措置法）
- ③分収造林契約期間 原則として 80 年
- ④収益の分収割合 公社 70%：土地所有者 30%
(平成 11 年度以前契約分は 60%：40%)
- ⑤契約対象地 ・ 公益的機能発揮の観点から緊急に森林整備が必要な人工林伐採跡地
・ 面積が概ね 3ha 以上で地理的条件が良好な森林
・ 既設公社林と一体的に管理運営ができる森林
- ⑥資金計画 造林補助金、農林漁業金融公庫及び秋田県からの借入金
- ⑦労務計画 森林組合労務班を主体に事業を行う

また、運営の方針については、事業コストの節減、作業工程の改善による素材生産の効率化、事務事業の O A 化の推進、間伐材等の収入確保、市町村からの受注拡大、借入金利息の低減等改善事項等があげられている。

木材価格については、過去 5 年間（平成 6 年から平成 10 年）の平均価格を前提としている。スギの原木市場価格（ただし、50 年生で L=3.65m.30 cm 以上の径）は、「木材情報あきた」（県秋田スギ振興課）より抜粋すると、以下のとおりである。

昭和 53 年	27,400 円	平成 6 年	36,400 円
55	45,000	7	35,100
60	32,700	8	35,200
63	34,200	9	33,100
平成 1 年	37,300	10	29,000
2	38,900	11	29,000
4	34,200	12	28,300
5	35,400	13	20,000

県の「林業開発基金」からの借入金については、条例の規定どおり償還することとしている。収支予測において不足となる資金については、県からの借入を予定しているが、それについても利息を支払うことにしている。利率は条例改正により、平成 10 年度までが 3.5%で、平成 11 年度からは 1.0%となり、収支差額が改善される大きな要因になっている。

職員については、現在のプロパー職員 22 人を前提に、平成 15 年度までの退職者 2 人と見込んでいる。平成 39 年まで 20 人体制（ただし、その期間の退職者の補充は嘱託者としている。）とし、その後は、5 年ごとに 5 人ずつ減らし、平成 52 年から 5 人体制（常勤役員は予定していない）、平成 66 年から 2 人体制、平成 78 年から 1 人体制と想定している。

(ii)長期経営計画の概要

林業公社から説明を受けた計画の概要は、抜粋して要約すると以下のとおりであり、計画は昭和 41 年度から最終伐採期までの総計で行われている。

【長期経営計画抜粋】

(単位：百万円)

区 分	第 5 次計画	第 6 次計画	比較増減
目標造林面積 (ha)	24,400	24,537	137
造林期間	S41～H12(35 年間)	S41～H16(39 年間)	
事業期間	S41～H91(114 年間)	S41～H95(118 年間)	
伐採収入	224,606	166,285	△58,321
補助金	17,419	18,825	1,406
公庫借入金	24,336	17,267	△7,069
県借入金	53,770	51,276	△2,494
その他収入	6,001	3,923	△2,078
収入合計	326,132	257,576	△68,556
直接事業費	42,776	42,157	△619
間接費	16,633	12,497	△4,136
公庫返済元金	24,336	17,267	△7,069
公庫支払利息	28,817	22,062	△6,755
県返済元金	53,770	51,276	△2,494
県支払利息	59,129	32,539	△26,590
分収金(支払)	87,448	64,270	△23,178
その他支出	4,968	2,622	△2,346
支出合計	317,877	244,690	△73,187
収支差額	8,255	12,886	4,631

2. 秋田県の公社への貸付金等の概要

(1) 林業公社への貸付金

県の「財産に関する調書」等によると、秋田県林業開発基金条例（昭和41年3月31日県条例第15号）の設置の趣旨は、県内における林業の開発を積極的に推進するため、開発事業を行う林業公社に貸付けする資金とされる。

その残高の推移は、16ページの要約貸借対照表のとおりであるが、過去24年間の増加（減少）額を記載すると以下のとおりである。

【貸付金の増加額】（資料は林業公社より入手）

（単位：千円）

年度	貸付額	年度	貸付額	年度	貸付額	年度	貸付額
昭 53	267,468	昭 59	*572,906	平 2	753,634	平 8	877,848
54	317,743	60	*591,697	3	802,476	9	907,949
55	*383,135	61	*531,097	4	842,957	10	985,674
56	*421,792	62	620,567	5	889,523	11	948,787
57	*499,756	63	709,292	6	861,858	12	877,275
58	*552,634	平 1	721,372	7	880,519	13	818,411
(貸付金の減少額)				6	* △3,017		

上記のうち、*印分は「林業開発基金」からの貸付金としては計上されていない貸付金 35 億 5 千万円である。

*印の合計は、昭和 55 年度から昭和 61 年度までが 3,553,017 千円であるが、平成 6 年度に一部償還（△3,017 千円）したことにより、差引 3,550,000 千円となる。

これは、本来であれば「林業開発基金」として、処理される予定のものであったが、県財政の都合等で短期貸付金として、一般会計の歳出（農林水産事業費の中の「林業公社事業費」）として処理され、林業公社からの年度末の償還により歳入（諸収入の中の「林業公社造林資金貸付金元利収入」）に計上されているものである。

林業公社は、この償還資金のため、21 ページに記載のように毎年度末に金融機関から一時借入金をしている。

県財政課の中期見通し用の資料によると、平成 14 年度から平成 18 年度まで同じ方法で処理をする予定になっている。

(2) (財)林業労働対策基金への貸付金並びに当該法人の概要

ア. 「担い手育成基金」

(i) 担い手育成基金の制定及び(財)林業労働対策基金への貸付けの経緯

a. 県の直接助成事業のための基金条例

県は、平成 5 年 3 月 30 日に「山村地域の振興及び森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、森林整備の担い手である林業労働に従事する者の育成、確保及び福祉の向上に関する事業に充てる資金」として、「秋田県森林担い手育成基金条例」（当該条例は、51 ページ報告資料 1 を参照。以下、「担い手基金条例」という。）を制定し、2 回の改正の後、平成 9 年 7 月 4 日の改正により基金の額を 40 億円とした。

この基金は、35 才以下の若年林業労働者を対象に県直営事業として林業技能者養成研修助成、就労条件等改善助成（定着奨励金、労災補償等への補助、退職給与への補助）並びに林業労働力確保支援センターが実施する単独事業（センター運営費）への補助を行うため、運用収入を一般会計歳入に計上した上で、実施されていた。

b. 助成事業の移管と資金貸付のための条例改正

(財)林業労働対策基金は平成 4 年 7 月 28 日設立され、36 才以上の林業労働者を対象に独自に助成事業（就労条件改善助成事業）等を行っていたが、県は、平成 10 年度に事業の効率化を考慮し、県が行っていた助成事業を(財)林業労働対策基金に移管することとした。

このため、平成 10 年 3 月 27 日に、担い手基金条例の第 1 条を「山村地域の振興及び森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、森林整備の担い手である林業労働に従事する者の育成、確保及び福祉の向上に関する事業を行い、及び林業労働力の確保の促進に関する法律第 11 条第 1 項の規定による林業労働力確保支援センターの指定を受けた法人に県が貸し付ける資金として、秋田県森林担い手育成基金を設置する。」（ただし、原文から（ ）の部分を除き、太字と下線は外部監査人が付した。）と改正し、基金 40 億円を期間 15 年以内の無利子で貸付ける旨を規定し、第 4 条第 1 項で「資金の貸付けを受けた法人が、資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、又は貸付条件に従わなかったときは、貸金の全部又は一部の償還をさせることができる。」と規定している。

c. 資金貸付の規定及び資金用途の制限

担い手基金条例においては貸付けの目的が抽象的にしか明示されて

おらず、別に定めた「森林整備担い手育成基金貸付事業実施要項」(52ページ報告資料2参照。以下「担い手貸付要綱」という。)に次のとおり規定されている。

第2条 基金の運用によって生じた果実は、次の用途にのみ使用することとする。ただし、秋田県知事の承認を受けた場合にはこの限りではない。

- (1) 林業従事者の育成及び確保に関する事業
- (2) 林業従事者の就労条件の改善に関する事業
- (3) 森林管理者の重要性の普及並びに啓発に関する事業
- (4) 林業労働力の確保の促進に関する法律第12条各号に掲げる事業

なお、当該金銭消費貸借契約証書には、使途として「財団法人秋田県林業労働対策基金寄付行為第4条第1号から第4号に定める次の事業を実施するための基金の造成に要する資金」の記載の部分があり、その特約条項では、第2条第2項において、「乙は、本借入金の使途を収支予算及び決算書類に注記しておくものとする。」としている。

さらに、平成10年3月30日付け、秋田県林務部長の通知(林 3419)(以下、「林務部長通知」という。)では、留意事項として次のとおり記載されている。

別紙 留意事項(原文から抜粋して転記)

1. 使途

- (1) 財団は、要綱第2条に掲げる使途の範囲内において、これまで秋田県が実施してきた森林整備担い手育成事業を引き継ぐものとするが、その実施方法については県と協議のうえ速やかに財団が定めるものとする。
- (2) 財団は、今後、事業内容の見直し又は運用の改善等により、要綱第2条に掲げる使途の範囲内において、事前に県との協議を経た後、新たな事業を行うことができる。
- (3)(4) 略

2. 貸付金の管理

- (1) 本貸付金は、財団の重要な資産であるので、財団は、基本財産とは別に新たな基金として位置づけ、基本財産に準じた管理を行うものとする。
- (2) 本貸付金の運用による果実は、事業費に充当することとし、管理費に充当してはならない。財団は、管理費を基本財産の運用による果実で充当することとし、常に管理費の節約に努めるものとする。
なお、事業費の財源については、最初に基本財産の運用による果実で充当し、次に本貸付金の運用による果実で充当するものとする。
- (3) 財団は、毎年の収支予算及び決算において、本貸付金の運用による果実の充当額を事業費及び前期並びに次期繰越収支差額の内数として、欄外に注記するもの

とする。

d. 「担い手育成基金」の資金受入れのための寄付行為改正

(財)林業労働対策基金では、資金受入れのため寄付行為第 6 条の一部を次のとおり改正している。(原文から改正された部分を抜粋)

第 6 条 資産は、基本財産、林業労働力確保基金及び運用財産とする。

3 林業労働力確保基金は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 林業労働力確保基金として、その用途又は管理方法を指定して借り入れた財産

(2) 理事会で林業労働力に繰り入れることを議決した財産

4 運用財産は、基本財産及び林業労働力確保基金以外の財産とする。

(ii) 林業労働力の確保の促進に関する法律

a. 林業労働力の確保の促進に関する法律に規定する貸付金

担い手基金条例に規定されている「林業労働力の確保の促進に関する法律」(53 ページの報告資料 3 参照。以下、「労働法」という。)によると、第 11 条に規定する「林業労働力確保支援センター」(以下、「支援センター」という。)が行う資金貸付業務について、第 25 条に都道府県が行う無利子資金の長期貸付の規定がある。

この規定は支援センターが第 12 条二号(新たな林業就業者の研修等の準備資金)及び三号(認定事業主の二号の資金支給)の貸付業務に限定されている。(財)林業労働対策基金はその業務を行っていないので、条例の「担い手育成基金」からの貸付金と労働法第 25 条による支援センターに対する法的な制度としての貸付金とは関連がない。

b. 支援センターの趣旨

労働法第 11 条によると、県知事は、「事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することにより林業労働力の確保を図ることを目的として設立された」民法第 34 条の法人であって、第 12 条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、県ごとに 1 個に限り支援センターとして指定することができることになっている。

この趣旨は、「労働省職業安定局地域雇用対策課編」の解説によると、これらの業務は、「雇用管理の改善に関する業務」(労働省からの委託事業)、「林業への就労の普及啓発に関する業務」(林業労働力育成センター)、「林業機械の貸付け、事業情報の収集・提供等事業主の事業

の合理化に関する業務」(流域林業サービスセンター)、「林業技術の習得に関する研修」(都道府県)により、関係機関が別々に行ってきたが、支援事業については、林業労働者の募集の段階から、就業段階を経て、就業後林業労働者として活動する段階までを一体的、かつ、総合的に実施することがより適切であり、支援事業の実施機関の一元化を図ったものである。

また、これは、行政サイドが一方的に取り組むのではなく、地域の林業関係者の主体的参加を得ることが望ましく、地域の林業関係者の総力を結集しうる公益法人(解説では例として森林整備法人をあげている。)を支援センターに指定し、支援体制の主体と位置づけることになっている。

なお、第 12 条で「センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。」と規定されているが、すべての業務を行う権限を有する必要があるものの、どのような方法でどの程度行うか等については、支援センターの判断に委ねられるとされる。

C. (財)林業労働対策基金における支援センター

(財)林業労働対策基金は、平成 8 年に支援センターに指定され、寄付行為を改正し第 4 条に「林業労働力の確保の促進に関する法律(平成 8 年法律第 45 号)第 12 条各号に掲げる事業」を追加したが、現在、行っている事業は、第 12 条のうち、五号(四号の林業機械の利用及び雇用管理者の研修)、六号(林業労働力の確保の促進に関する情報の提供、相談等の援助)、七号(林業労働力の確保の促進に関する調査研究及び啓発活動)、及び八号(その他)とみられる。

したがって、一号(認定事業主の委託による林業労働者の募集)、二号、三号、及び四号(認定事業主の事業合理化のための林業機械の貸付)の事業は行っていない。

支援センターとして実際に行われている主な事業は、林業就業促進対策事業(林野庁補助事業)及び林業雇用改善推進事業(厚生労働省委託事業)である。これ以外には、支援センターとして多額の資金を必要とする事業は行われていない。

(iii) 「担い手育成基金」の資金の運用

(財)林業労働対策基金は、県から無利子で借入れた資金 40 億円を秋田県の県債として運用することとし、平成 10 年 4 月 2 日に、利率年

2.05%、償還期限平成 13 年 3 月 20 日の条件で契約した。

県は、平成 7 年 9 月に県が出捐等をする行政補完的公益事業を行う財団法人（その後改正により社団法人にも準用）に対して、低金利の影響による基本財産、基金等の運用益の減少に対処するために、その財団法人が県債を引き受ける方法により、支援を行うための「県が出捐等をする財団法人による県債の引受け要綱」（以下、「県債要綱」という。）を制定している。

県債要綱を要約すると、起債条件は、

- ① 証書借入で 3 年満期の元金一括償還、利払いは四半期ごと
- ② 引受額は、最低金額 1 億円で、千万円単位
- ③ 利率は、借入月の市場公募地方債の応募者利回り（小数点以下第 3 位を四捨五入）に 0.01%を加算した率
- ④ 起債の満期までは、繰上償還はしない

であり、満期時において県債要綱による支援を継続しない場合には、通常の 10 年債に借り換えることになっている。

また、県債要綱による支援を受ける財団等には、寄付行為の変更を求め、基本財産等の運用方法について、寄付行為の規定を「・・・・現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、地方公共団体に貸付けし、信託会社に信託し、又は、国債、公債その他確実な有価証券に代えて、保管しなければならない。」（太字と下線は外部監査人が付けたもので変更部分。）とするように指導している。さらに、引受けを希望する財団等は、知事に申出し、承認を得ることになっている。

なお、県債要綱は、平成 14 年 4 月 1 日に一部改正され、起債条件が変更されているが、経過措置で改正前の発行分の借り換えについては、償還期間 3 年、元金について年 6%分を 9 月、3 月の分割償還とされているほか、運用の実情に則して、利息年 2 回後払い、利率の計算基礎とする市場公募地方債を 10 年債とすることが明示されている。

(iv) 県における県債発行の充当事業

上記県債 40 億円の県における充当事業は、平成 9 年度許可分として次の事業に充てられている。

一般単独事業	大館能代空港	900 百万円
一般単独事業	県立大学	3,083 百万円
一般単独事業	県東庁舎	17 百万円

イ. (財)林業労働対策基金

(i) 設立の目的等

a. 設立の目的・事業と「担い手育成基金」の資金用途制限

(財)林業労働対策基金は、県森連、林業関係団体の要望により、平成3年頃から県と市町村等との協議が行われ、説明会、会議等を経て、平成4年7月28日に民法第34条の規定に基づき認可されている。

林業労働対策基金造成事業の目的は、設立趣意書と説明資料を整理すると、山村の過疎化の進行に伴い林業労働従事者の減少と高齢化の進展が著しく、森林の適正な管理に影響を与えるばかりでなく、将来、人工林が順次伐採時期を迎える時に木材流通の主要となる国産材の時代の実現にも支障をきたすことが懸念されるので、林業労働に従事する者の就労環境、就労条件を改善し、林業従事者の安定的確保を図るとともに、高性能林業機械を駆使できる若年林業技術者の育成及び確保を促進し、森林所有者等に対し森林林業活性化の普及啓発をすることによって、林業の安定的発展を図るものといえる。

これについて、寄付行為の目的及び事業は、次のとおりとなっていて、目的は設立時と同じである。(寄付行為の抜粋は報告資料4参照。)

第3条 この法人は、秋田県内において林業労働に従事する者の就労条件を改善し、林業従事者の安定的確保を図るとともに、若年林業従事者の育成及び確保を促進させることにより、林業の安定的発展に資することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 林業従事者の育成及び確保に関する事業
- (2) 林業従事者の就労条件の改善に関する事業
- (3) 森林管理者の重要性の普及並びに啓発に関する事業
- (4) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第12条各号に掲げる事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

上記のうち、(1)(2)(3)(4)は、28～29ページのア()cの県「担い手貸付要綱」と同じであり、設立当初の寄付行為は(1)(2)(3)と現在の(5)になっている「その他」が掲げられていたものである。

このため、「担い手貸付要綱」では(5)は記載されていないので、(財)林業労働対策基金の行っている(5)の事業は「担い手育成基金」の対象ではないことになる。

b. 財団法人としての基金（基本財産）の造成と出えん(捐)の意味等

基金の造成は、当初7億円を目標として、県がその60%の4億2千

万円を出えん(捐)することにしたが、当初計画に比し対象人員が増加していることから、平成5年2月に県の出えん(捐)額が2億円増額されることになった。したがって、(財)林業労働対策基金の基本金は本来9億円となるが、民間業界の出えん(捐)が遅れているため、平成14年3月31日現在8億9,621万9,800円となっている。

県以外の団体等の出えん(捐)状況は、以下のとおりであり、その出えん(捐)割合は30.8%となる。

【県以外の出捐状況】

区 分	出捐者数	出 捐 金 額	出捐割合
市町村	53 団体	175,001 千円	19.5%
森林組合	16 法人	35,784 千円	4.0%
その他	71 法人・個人	65,434 千円	7.3%

当初計画における基金7億円は、県60%、市町村25%、林業関係者15%（1億5百万円）の比率で拠出する構想であったが、それは当時の業界の実態分析等により精緻な試算に基づいているといえる。また、基本的な要件等については、「林業労働対策基金」についての覚書により、平成4年9月2日付で秋田県森林組合連合会、秋田県素材生産事業協同組合、秋田県造林協会、及び秋田県林業公社の役員等で確認されている。

当時の覚書や資料等を閲覧したところ、運用益の2/3を退職金共済掛金助成、1/3を労災保険の助成事業に充てることを基本として、民間の出捐の形態はその試算に基づき、①退職共済だけの助成を受ける場合は最低26万2千円、②退職共済と労災保険の両方の助成を受ける場合は最低57万4千円のいずれかを選択できるようになっている。なお、民間の出捐の形態は現在も同じ基準で行われている。

財団法人の主たる事業であるこの助成事業は、出えん(捐)事業体の必要とする助成の選択とそれに見合う拠出を前提として、自主的な運営によって行われる拠出資金（基本財産）の運用収入の出えん(捐)事業体に対する助成（配分）の性格が強いものといえる。

(ii) 組織等の概要

設立当初は、県森林組合連合会の職員が1名兼務していただけたが、補助金事業や委託事業もあるため、事務局長、事務局課長、事務局員、相談員（嘱託）の4名の体制となり、平成14年度に1名

が増員されている。

役員等は、全員が非常勤であるが組織としては理事会 9 名（うち県関係者 2 名）、監事 3 名、評議員会 8～10 名、林業労働力確保支援センター運営協議会 7 名により、理事長、副理事長を中心に運営されている。

(iii) 事業の概要

平成 13 年度の事業は、大別すると、設立当初からの①林業労働力確保対策事業と②支援センターとしての事業とに分けられる。

平成 13 年度の業務報告書、「しおり」及びホームページによると、①については、基金設立の趣旨に賛同し出捐した県内で事業を行っている林業事業体を対象にする助成事業で、その財源は、財団の基金と担い手育成基金からの借入金の運用となっている。②については、主に林野庁からの補助金収入による林業就業促進総合対策事業と厚生労働省からの委託による林業雇用改善促進事業となっている。

①林業労働力確保対策事業（助成事業）の内容

林業技能者養成研修・・・35 歳未満の安定雇用技能者の研修費等助成

就労条件改善・・・・・・・定着奨励助成、退職金共済掛金助成、労災保険掛金助成

労働環境改善・・・・・・・高性能林業機械の賃借料または購入費用の助成

森林管理重要性普及啓発・・・情報通信体制（機器等）の整備の助成

森林管理の重要性の普及啓発費用を助成

②支援センターとしての事業の内容

林業就業促進総合対策・・・林業労働力確保支援センター事業

担い手確保対策事業基幹林業就労者等養成事業

（ニューグリーンマスター育成学校、林業機械バージョンアップ研修）

流域林業事業体支援事業

相談活動強化対策事業

林業雇用改善促進・・・・・・・相談指導事業、研修等事業

(iv) 収支状況及び財政状態

a. 過去 5 年間の推移

(a) 貸借対照表を要約した残高の推移は、次のとおりである。

【要約貸借対照表】

(単位：千円)

科 目 等	平成 9 年度末	平成 10 年度末	平成 11 年度末	平成 12 年度末	平成 13 年度末
現金及び預金	3,944	58,429	106,854	142,754	120,083
有価証券	-	-	4,989	9,975	4,993
その他流動資産	1,575	6,597	-	-	20,376
基本財産預金等					
県地方債	880,000	4,890,000	4,890,000	4,890,000	4,890,000
定期預金	14,250	4,250	5,333	5,645	6,219
資産合計	899,770	4,959,277	5,007,177	5,048,375	5,041,672
その他流動負債	5,414	714	746	737	740
長期借入金	-	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
退職給与引当金	-	-	-	1,192	884
負債合計	5,414	4,000,714	4,000,746	4,001,929	4,001,625
正味財産	894,356	958,563	1,006,431	1,046,445	1,040,047
うち基本金	894,250	894,250	895,333	895,645	896,219
うち正味財産増加	3,544	64,206	47,868	40,013	△6,397
負債正味財産合計	899,770	4,959,277	5,007,177	5,048,375	5,041,672

(b)収支計算書を要約した金額の推移は次のとおりである。ただし、運用収入等と事業費、管理費の推移を主眼としているので、基本財産の収入・繰入支出及び借入金収入・運用支出については記載を省略している。

【要約収支計算書】

(単位：千円)

科 目 等	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
基本財産運用収入	27,552	21,870	18,435	18,087	16,338
担い手基金運用収入	—	79,315	82,224	81,775	59,199
補助金収入	648	—	—	—	—
雑収入	9	48	84	165	150
退職給与引当金戻入	—	—	—	—	760
前期繰越収支差額	32	105	64,312	111,097	150,799
収入合計	28,241	101,339	165,056	211,126	227,248
林業労働確保事業費	25,416	30,907	49,314	52,699	75,628
管理費	2,719	6,119	4,644	7,627	7,792
支出合計	28,136	37,027	53,958	60,327	83,420
当期収支差額	73	64,206	46,785	39,701	△6,971
次期繰越収支差額	105	64,312	111,097	150,799	143,827
林業労働確保事業費の内訳（平成 9 年度は区分されていないので実績資料の金額により、差異は調整した。）					
上記の事業費 合計	25,416	30,907	49,314	52,699	75,628

技能者養成研修助成	—	—	10,430	8,327	8,047
定着奨励金助成	—	—	27,590	17,660	13,350
退職共済掛金助成	21,874	21,275	3,799	17,042	22,229
労災保険掛金助成	4,841	9,631	7,473	7,079	12,712
高性能機械導入助成	—	—	—	1,779	1,600
情報通信体制等助成	—	—	—	事務局分 783	16,251
森林管理重要普及助成	—	—	—	—	1,229
その他または調整	△1,299	—	19	26	209
補助金事業及び受託事業（収入と支出が同額であるので収入（返納分を控除）だけを記載する。）					
林業就業促進総合対策事業（林野庁）	14,972	15,948	15,009	15,144	20,376
	2,455	—	444	—	—
林業整備担い手育成促進事業（県）	1,200	—	—	—	—
	850	—	—	—	—
林業雇用改善促進事業（厚生労働省）	10,7335	9,721	10,567	8,790	8,705
	2	1	1	1	—

b. 決算書及び会計処理等の概要

(a) 要約した貸借対照表及び収支計算書の推移のとおり、平成 10 年度に「担い手育成基金」の運用収入が発生してから、現金預金と繰越収支差額は平成 9 年度末と比べて著しく増加している。

(b) 「担い手育成基金」（借入金）の運用資産である県債 40 億円は、基本財産の運用としての県債 8 億 9 千万円と一緒に「県地方債（県債）」として表示されている。公益法人会計基準の大科目には、林務部長通知や改正寄付行為にある「林業労働力確保基金」に相当する科目はなく、大科目を「基本財産預金等」として表示したものとみられる。

(c) 平成 9 年度の補助金収入 64 万 8 千円は、基本財産運用収入だけでは林業労働力確保対策事業（助成事業）費をまかなうことができないため、県が助成したものである。ただし、当初の補助金申請額、決定額が 414 万 4 千円となっていたものが、(財)林業労働対策基金の事業費が減額になったため、64 万 8 千円に変更されている。

(d) 補助金による事業及び受託事業については、特別会計としているが、収入額と支出額は常に同額（ただし、受託事業はほとんど一部返納額がある。）であり、それは事業支出額と管理費（例えば、人件費については組織上事務職員 1 名となっているが、受託事業費が収入を超過する場合にはその分の人件費も管理費としている。）とを調整することによって行われている。したがって、管理費（主に人件費）は、必ずしも本来の管理費としての金額が計上されていない。

(e) 林業労働力確保対策事業費の内訳を比較すると、年度により金額に変動がみられるが、助成の対象とする計算期間について県が行っていた方法を財団法人の方法に合わせたことや助成の基準額を変更したことによるものである。特別な事情はあるものの、全体的に事業量は減少の傾向にあり、新たな事業の支出が大きく、運用収入と従来からの事業費のバランスがとれていない結果になっている。

財団法人の基本財産の運用によって行っていた事業と県から移管した事業のうち、両方に共通する事業の推移は以下のとおりである。

【共通事業の実績】

（単位：人）

事業区分		平 5	平 6	平 7	平 8	平 9	平 10	平 11	平 12	平 13
退職掛金	県	—	0	31	49	57	財団へ	財団へ	財団へ	財団へ
退職掛金	財	880	880	907	861	747	711	495	583	569
労災保険	県	—	6	87	120	98	財団へ	財団へ	財団へ	財団へ
労災保険	財	—	240	325	216	206	281	247	234	249

(f) 平成 13 年度の助成実績一覧表（ただし、情報通信体制等助成、森林管理重要性普及等を除く。）によると、助成金の総額は、57,938 千円であり、そのうち 15 森林組合に 26,644 千円が助成されている。助成金は、基本財産運用によるものと、「担い手育成基金」の運用によるものとに区分されていないが、森林組合の内訳は以下のとおりである。

【森林組合助成金内訳】

（単位：千円）

区 分	助成金額	摘 要
技能者養成研修助成	3,947	対象は原則出捐事業体
定着奨励金助成	7,320	〃
退職共済掛金助成	11,379	〃
労災保険掛金助成	3,798	〃
高性能機械導入助成	200	〃
計	26,644	

(g) 留保された資金については、平成 12 年度から新たな助成事業を行うことにより、財団法人としての事業活動の拡大を図っていて、手続についても業務方法書、事業の実施要項等について農林水産部長と協議し、承認を得ている。ただし、この助成事業は、出えん(捐)事業体に対して行う助成事業であることが原則になっている。

新たな事業については、業務方法書によると寄付行為第 4 条の(1)、(2)及び(3)に該当する旨が記載されているが、第 4 条の特定の号に個々の事業が該当せず複合して該当させている。

(h) 林務部長通知等で求められている事業費の財源別使途の注記は、平成 13 年度決算書で行われていない。

(v) 林業公社との関連等

(財)林業労働対策基金と林業公社は、いずれも森林ビル（秋田県森林組合連合会所有）に事務所を有していて、林業公社の専務理事が(財)林業労働対策基金の理事（非常勤）を兼務しているが、業務については、林業公社の業務報告書の行事に(財)林業労働対策基金の理事会等が記載されている程度で、ほとんど相互に補完するような状況はない。

林業公社は、分収造林事業及び県からの受託事業について、その大部分を森林組合に対して作業の委託をしているが、その発注額の積算にあたっては合理的な人件費及び法定福利費等を基礎としている。

一方、(財)林業労働対策基金は、森林組合（すべて出えん(捐)事業体）に対しても労災保険料等の助成を行っている。

(3) 県が出えん(捐)している公社が所有する県債

ア. 県債を所有している公社及びその金額

県が出えん(捐)している公社等で県債を所有しているものは、入手したリストによると平成 14 年 3 月 31 日現在で以下のとおりである。

なお、(財)林業労働対策基金の「担い手育成基金」の 40 億円を除いて、公社等の基本財産（社団法人においては基金）の運用になっている。

【公社所有の県債残高】

(単位：千円)

法 人 名 (一部略称)	口数	県債残高	最初の引受	利率上	利率下	利息累計額
(財)秋田県ふるさと定住機構 A	1	1,800,000	H7.10.9	2.92	1.42	258,421
(社)青少年健全育成県民会議 A	1	100,000	H7.11.2	3.02	1.42	14,453

(財)暴力団壊滅秋田県民会議 A	1	500,000	H7.11.2	3.02	1.42	72,265
(財)あきた産業振興機構 B	7	2,360,000	H7.11.16	3.39	1.42	374,514
(財)秋田県木材加工推進機構 A	3	580,000	H8.1.5	3.02	1.34	60,010
(財)秋田県林業労働対策基金 A	3	890,000	H8.1.5	3.02	1.42	114,907
〃	1	4,000,000	H10.4.2	2.05	1.48	302,504
(財)秋田県資源技術開発機構 A	1	400,000	H8.1.5	3.02	1.34	53,418
(財)秋田県栽培漁業協会 C	2	460,000	H8.3.29	3.39	1.56	68,973
(財)秋田県国際交流協会 C	1	1,300,000	H8.3.29	3.39	1.56	231,759
(社)秋田県農業公社 C	1	300,000	H8.3.29	3.39	1.56	50,095
(財)秋田県総合公社 C	1	100,000	H12.5.18	1.86	1.86	3,424
合 計	23	12,790,000				1,604,743

また、上記の県債の年度別の推移は以下のとおりである。

【公社所有の県債推移】

(単位：百万円)

区分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
発行	8,050	390	4,560	190	200	100	-
償還	-	-	-	△600	-	-	△100
残高	8,050	8,440	13,000	12,590	12,790	12,890	12,790
借換	-	-	-	7,580	260	4,560	7,670

(注) 平成9年度発行のうち、40億円は(財)秋田県林業労働開発基金の分であり、平成14年4月2日に発行されているが、起債許可年度の平成9年度に計上されている。また、借換債の状況については、今後の見通しを含めて県立大のテーマに記載している。

イ. 県債発行に係る手続き及び発行条件等

県債発行にかかる手続き等については、前掲の(財)林業労働対策基金の(iii)「担い手育成基金」の資金の運用(31～32ページ参照)に記載のほか、県知事に県債引受けについて申請し、財政課が承認を受けた後、契約についての承認を受けて契約証1通が作成される。原本は、公社が所有するが償還された後は県に返却される。

ウ. 公社における貸借対照表の科目表示及び収支予算等

上記ア. の表で法人名の後に付けた記号により分類すると、以下のとおりである。

- A 県債または地方債
- B 投資有価証券
- C 長期貸付金または長期貸付金等

第3 監査の結果

1. 林業公社の収支状況

第1の5.に記載した監査手続を実施した限りにおいて、以下の事項を除き、記載すべき事項はない。

(1) 契約解除済の分収造林にかかる処理等について

分収林勘定についてはすべての費目及び収入項目等（ただし、収入項目はマイナスの原価であるが、補助金収入は原価から控除していない。）を原価として処理しているため、収用等で全地契約解除になっている契約物件についても、元帳上の分収林勘定の中に混入したままになっている。

この中には、県の「林業開発基金」からの借入金を原資として事業を行っているものがあり、収用等で全地契約解除になった湯沢市山田の6.77haについては、その資金相当額6,602,020円（契約地別集計表等によると借入金元金5,145,059円、利息1,456,961円）を県に返還する必要がある。

このほか、同様の事情で一部解除になっているものや、一部主伐が行われている同じ問題があるが、県からの借入資金の精算は行われていない。会計上の分収林勘定の金額と原価管理台帳との差額（事業間接費、管理費等）の処理方法が確立していないため、無理な金額計算は混乱を招くので問題点の指摘にとどめる。原価管理台帳の整備により、県からの借入資金の精算ができるように改善する必要がある。

(2) 未払利息及び国庫補助金の会計処理について

(1)に記載のとおり、分収林勘定については補助金以外をすべて原価として処理しているが、それは林業公社等の全国的な会計慣行によるものとされている。しかし、収益分収方式を精算方法としているので、事業費、管理費等をすべて原価として処理しなければ、精算に支障をきたすような特別な事情はなく、収支及び財産の状況について真実な内容が明瞭になるように会計処理を行うことが求められる。

事業費等のすべてを分収林勘定に計上する会計処理を行ってきているため、未払利息等についての会計処理上の認識が弱く、県からの借入金利息（元利一括償還のため償還期限は未到来である。）等が未払計上されていない。したがって、県の条例に基づく、「林業開発基金」の借入金の未払利息4,280,477,975円及び農林漁業金融公庫の借入金の未払利息266,615,218円については、負債として計上すべきである。

また、国庫補助金等については、正味財産に15,517,403,495円計上され

ているが、①公益性のある分収造林事業についての事業費補助であること、②他の確定した収入項目（主伐収入、収用等の収入、保険金収入等）のすべてを分収林勘定とする処理をしながら国庫補助金等だけを正味財産としていること、③将来の分収収益精算の趣旨からみて国庫補助金等を正味財産とすることは実態を表さないこと（現行の会計ルールでは、土地所有者への分収金の引当計上あるいは分収林勘定から減額する方法がなく、また、収益精算方式は厳密な原価計算に依存する必然性はないので、結局、事業の採算性は分収林勘定についての含み損益に基づいて判断せざるを得ない。）から判断して、分収林勘定から減額するべきである。

平成 5 年度までは企業会計方式による会計処理を行い国庫補助金は資本剰余金としていたが、公益法人会計移行後は正味財産として引継いでいる。

分収林は将来売却を前提にした長期資産であり、企業が事業のために持続的に所有する固定資産に対する補助金、すなわち、補助を受けた企業に帰属する性格のものとは異なるといえる。

なお、支払利息についての原価算入については、別に意見として記載している。

（３）分収林勘定と原価台帳管理について

原価管理は契約地別台帳で管理されているが、原価として管理している費目は、分収林勘定 47,090,287 千円の中の主な事業費についてだけである。事業費 32,222,077 千円についても、予定地調査料や雑費等については地域別に管理できないため、一括記載で調整（その金額は事業雑費 269,847,628 円として年度別に管理されている。）して元帳と照合している。しかし、調整後の金額でも 4,661,999 円の差額（元帳 32,222,077,539 円、台帳調整後 32,226,739,538 円）が生じている。この年度別内訳は、次のとおりである。

昭和 41 年度	5,878,409 円
昭和 42 年度	1,761,594 円
昭和 43 年度	△6,499,674 円
昭和 44 年度	1,137,847 円
昭和 45 年度	2,383,823 円

この期間は、県行造林について、段階的に 受託事業から公社事業へ切り替えていた時期にあたる。差額の原因は、主に受託事業として実施した県行造林地の保育経費等で、受入れの会計処理が行われていないものと推定できるが、契約地別台帳の中で、個別の内容までは特定されていない。

なお、原価管理等については、別に意見として記載している。

(4) 県行造林から無償で移譲された分収造林について

県行造林から無償で移譲された分収造林 23 件、451.03ha については、受入れについての会計処理が行われていない。これについては、林業公社の会計処理規程に基づき、移譲された時の評価額により受入れすべきである。

当時の分収割合は 50:50(一部所有者 40:公社 60)であり、移譲前の直接事業費は 56,720,768 円と計算されているので、受入れ価額については、分収割合を考慮することが合理的である。(3)についても、個別に解明された事実により、同様に受入れ処理を行うことが必要となる。

(5) 引当金及びその他の会計処理について

ア. 退職給与引当金

退職給与引当金については、明確な計上基準が継続的に適用されておらず、退職給与引当預金の金額に合わせた額が引当計上されている。合理的な処理基準に準拠し、継続的な会計処理を行うことが必要である。

イ. 事業運営引当金

事業運営引当金は、立木損失補償金（保険金等）の収入があった場合に、林地の所有者に 40%の分収支出をした残り 60%を将来に備えて資金を留保している預金の対応勘定になっている。会計上の引当金は、①将来の特定の費用または損失であって、②その発生が当期以前の事象に起因し、③発生の可能性が高く、④その金額を合理的に見積もることが可能な場合に、当期の負担に属する金額を計上するものであり（いわゆる費用性引当金）、本件のような実質的に利益留保の目的を有するものは、原則として引当金として認められないものである。

ウ. 固定資産の減価償却について

減価償却については、会計処理規程において、減価償却資産の耐用年数等に関する大蔵省令（現在は財務省令）に定める基準によって行い、償却方法は定額法を採用することになっている。償却基礎価額の計算において、残存価額を取得価額の 5%としているが、取得価額の 10%とする必要がある。

2. 秋田県の公社に対する貸付金等

(1) 林業公社に対する短期貸付金の県の歳入・歳出の処理について

林業公社に対する短期貸付金の手続きについては、法令、条例等に準拠して行われており、特に記載すべき事項はない。

なお、貸付金に関する歳入及び歳出の処理については別に意見として記載している。

(2) (財)林業労働対策基金について

ア. 「担い手育成基金」(県の長期貸付金)と当該資金による県債所有

県の「担い手育成基金」による 40 億円の無利子貸付金を原資として同額の県債を発行していることは、法令、条例等に準拠しているものの、いろいろな角度から検証した結果、著しく合理性を欠くものであり、適正性を有していないものと認められる。

- ① 秋田県においては「民間等資金」の「その他」については公募債を発行しておらず、(財)林業労働対策基金が所有する県債は、「金銭債権」すなわち長期貸付金であり有価証券には該当しない。これについては、県債要綱(32 ページ参照)でも、認めているものである。

したがって、(財)林業労働対策基金における本来の会計処理は、

(借方) 長期貸付金 40 億円 (貸方) 長期借入金 40 億円

となるべきものである。

長期貸付金及び長期借入金とも同一の相手先であり、実質的には取引の実体がないので、県債発行によりその運用収入を(財)林業労働対策基金に助成するためのものといえる。

- ② 林務部長通知の別紙「留意事項」(29 ページ参照)は、当該資金を基本財産とは別に新たな基金と位置づけて管理することを求め、それに対処するため、寄付行為(54 ページの報告資料4 参照)を改正して、資産の種別の一つとして「林業労働力確保基金」を設けているが、公益法人会計基準には該当する科目はなく、固定資産の中に「基本財産預金等」の科目で表示している。

県債要綱では、県債引受けの財団法人等の原資を基本財産、基金等(これを「基本財産等」と称している。)に限定しているため、これに準拠した林務部長通知等とみられるが、公益法人会計基準の適用上認められないものである。

- ③ 県債要綱にいう基金は、基本財産に準ずるという意味に理解すべきであるが、「担い手育成基金」による 40 億円の無利子貸付金による運用資金（地方自治体で用いられる資金の源泉を特定しない基金と同一に取り扱っている。）とは、異なるものである。

公益法人における基金の概念については、以下のとおり検討した。

公益法人会計においては、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成 8 年 12 月 19 日関係閣僚会議幹事会申合せ）や日本公認会計士協会の「公益法人会計実務 Q & A（中間報告）」（平成元年 5 月 16 日）等にみられるように、「財団法人における基本財産」と「公益事業を実施するために有している基金」の用語がある。

これは、主に内部留保の計算について総資産額から控除できる範囲を規定しているものであり、使用目的を限定された寄付を「〇〇基金」として設定した場合などを想定しているものである。特に、社団法人においては、基本財産も原則として内部留保に含まれるため、基本財産及びその果実を特定の公益事業に使用する旨と、基本財産を容易に取り崩せない旨を定款に規定すること等により、その基本財産を指導監督基準にいう基金とするという取扱いである。

公益法人会計基準においては、正味財産の内容を区分することは求められておらず、基金収入は正味財産増減計算書に計上されて、自動的に貸借対照表の正味財産の部に表示されることになる。したがって、地方公共団体においては、「基金」は財産そのものとしての概念であるが、公益法人においては、正味財産としての性格をもつ資金を源泉とする特定の財産を区分するための貸方の概念またはそれと一体的に認識される特定の財産としての用語といえる。

例外としては、社団法人において会員等から「出資金」の拠出を求めて「△△運営基金」とすることがみられるが、この場合の「出資金」は負債科目であり、正味財産とならないものがある。しかし、これは社団法人が制度としては必ずしも基本金等の出捐を求めているため、会員等が自らの規約等により運営資金を造成するものであり、外部からの借入金とは異なるものである。

さらに、消費税法基本通達 16-2-5 において、公共法人等が「基金として受け入れる金銭で、一定期間又は事業の終了により当該金銭の支出者に返済することとなり、借入金としての性格を有し、かつ、公共法人等の貸借対照表負債勘定で計上される金銭」は、特定収入に該当しない旨の規定がある。しかし、これについては、適用される範囲が公益法人よ

りも広く、また、税法はあらゆるケースを想定して規定する必要があり、必ずしもその会計処理が公益法人の会計基準等に照らして適当かどうかについて規定しているものではないので、基金を受け入れる公益法人の会計処理の検討にあたっては拘束されるものではないと考える。

- ④ 県債要綱では、県債の引受けについて、「財団は、自主的な意思決定により、県債を直接引受けるものとする。」と規定されている。

「担い手育成基金」の貸付は、平成 10 年 4 月 1 日（9 指令林—3399）付けで、「平成 10 年 3 月 27 日付け申し込みの資金については、秋田県財務規則第 237 条の規定により、平成 10 年度において次のとおり貸付します。」の通知により、平成 10 年 4 月 1 日に金銭消費貸借契約が締結されて行われている。

この後、平成 10 年 4 月 2 日に県債が発行されたが、県では平成 9 年度許可起債として同年度の歳入に計上している。歳入年度については、出納整理期間中の手続によるもので法令等に準拠されているが、それは当該県債の発行が事前に計画されていたことを意味することになる。

なお、関連する意見としては、平成 10 年 4 月 2 日に発行された県債が、出納整理期間中の手続により、平成 9 年度歳入に計上されることについては一般的には法令等に準拠されているが、県が平成 10 年 4 月 1 日に基金から貸付けた資金が県債の原資となっていることは事実であり、それが形式上の手続が法令等に準拠されているとの理由で正当化されることには疑問が残る。7～8 ページに記載した基金のうち、財政 3 基金について出納整理期間中に一般会計から繰入れする金額を、当該年度の基金としての債権として計上しており、それとの比較からみれば、少なくとも「財産に関する調書」の注記において一連の経過について説明することが望まれる。また、「担い手育成基金」は平成 10 年度においても「現金」として表示され、平成 11 年度末の「前年度末現在高」が「債権」に訂正されているが、決算にあたっての注意が望まれる。

- ⑤ 「担い手育成基金」の貸付金を原資とする県債発行は、結果からみると実質的に基金を原資としていることになる。県の充当事業は県立大学整備等であるが、平成 13 年度には借換債となっており、長期の償還期間が前提になっているため、基金の取崩と同じ効果をもっている。基金の財産管理の形骸化が懸念される。

イ. 当該運用収入の使途の目的適合性並びに会計処理の適正性

第1の5. に記載した監査手続を実施した限りにおいて、以下の事項を除き、記載すべき事項はない。

(i) 運用収入の事業費充当額の注記等について

「担い手育成基金」の金銭消費貸借契約証書の特約条項第2条第2項及び林務部長通知の別紙「留意事項」(29ページ参照)等において、借入金の使途並びに運用による果実の充当額を事業費及び前期並びに次期繰越収支差額の内数として、欄外に注記することを規定されているが行われていない。

また、この運用による果実については、管理費に充当してはならない旨の規定もあるが、基本財産の運用収入の使途と区分しないで決算が行われている。

この点について質問したところ、県の所管部署(農林政策課)から、基本財産運用収入から最初に管理費を充当し、次に事業費を充当し、その結果の事業費の原資不足分を「担い手育成基金」の運用収入から充当した形式の表(以下、「充当調書」という。)を提示され、平成13年度の次期繰越収支差額は全額が「担い手育成基金」の運用収入を財源とするものであり、問題はない旨の回答をされた。

しかし、その回答及び充当調書(質問に対して過年度に遡及して作成したものと説明を受けた。)の考え方では、自主的な財源である基本財産運用収入と実質的に助成金である「担い手育成基金」の運用収入についての事業費の区分が結果的に不要となり、林務部長通知は実効性のないものとなるので適切と認められない。

また、過年度の決算書等と充当調書とを照合したところ、平成10年度及び平成11年度決算については、充当調書とは記載金額が多少異なるものの考え方は同じである。しかし、平成12年度及び平成13年度予算については、「担い手育成基金」の運用収入から先に事業費に充当しており、平成14年度予算書については注記そのものがない。平成12年度決算については繰越金の考え方が異なり、平成13年度決算書には注記そのものがない。充当調書の考え方も、必ずしも徹底されたものにはなっていないと認められる。

平成10年度の事業費は、移管された県の助成事業は平成9年度分であり、財源と事業費の関係は資料から計算できるようになっている。この年度における「担い手育成基金」の運用収入から基金本来の助成事業への補填額は、6,147,114円であることが分かる。

これとは別に、平成14年9月23日に県のホームページから林政課(旧林務部)の「森林整備担い手育成事業」の情報をダウンロードした資料では、(財)林業労働対策基金へ移管した後の助成事業について、それ以前の県直営事業と同じ要件等(35歳以下の若い林業技能者、労働災害保険の政府管掌、任意保険の区分等)となっており、説明を受けた内容と異なる情報が4年以上公表されたままになっている。助成の申込先については、「林業労働力確保支援センター」となっており、正確性にも欠けている。

退職共済及び労災保険の助成については、35歳の区分がなくなり事業が一体的に行われているので年齢区分による事業費そのものの区分が煩雑になっていることは認められる。しかし、助成の対象が拡大されたことと、事務処理上の整理とは本来異なるものであることを認識すれば、林務部長通知の重要性が理解できたはずである。

なお、「担い手育成基金」による助成事業についての農林政策課の考え方や助成事業の範囲と基準等についての意見は別に記載している。

(ii)森林組合に対する労災保険掛金及び退職共済掛金の助成について

森林組合に対する労災保険等の助成については、県は、林業公社等の委託事業を通じて、合理的な人件費として法定福利費を含めた金額を森林組合等(林業公社では、委託作業費の99%を森林組合に支払っている。23 ページ参照)に支払っているため、「担い手育成基金」からの助成分(38 ページ参照)については、一部であるが、二重に負担することになり不合理である。

(iii)会計処理について

(財)林業労働対策基金が所有する県債は、「金銭債権」すなわち長期貸付金であり有価証券には該当しない。

公益法人会計基準では、財産を基本財産と基本財産以外の財産(いわゆる運用財産)に区分した上で、固定資産を基本財産とその他の固定資産に分類している。したがって、県の基金から借入れる場合には、貸方は長期借入金となり、運用する財産すなわち借方はその他の固定資産に区分されることになる。条例等の規定により、「基金」としての運用を行う場合は、その他の固定資産の中で特定の資金としての名称を付して管理運用することが必要である。

また、公益法人会計基準による正味財産増減計算書を作成していないため、固定資産である「プロジェクター」1台、622,965円の購入が収支計算書に計上されただけで、貸借対照表に計上されていない。退職給与引当金に対応する定期預金 884,400 円については、流動資産の預金に含めているが、その他の固定資産の中に特定預金の名称を付して表示すべきである。

(3) 県が出えん(捐)している公社が所有する県債について

県債の発行の手続は、県債要綱並びに申込書及び契約書等に基づき、適正に行われ、発行条件については財政課の説明のとおり公募地方債（10年債）の応募者利回り（小数点以下第3位四捨五入）に0.01%を上乗せして行われている。

なお、県債の発行条件等についての意見は別に記載している。

第4 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、秋田県と私との間には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

秋田県森林整備担い手育成基金条例

平成五年三月三〇日
秋田県条例第一四号

(設置)

第一条 山林地域の振興及び森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、森林整備の担い手である林業労働に従事する者の育成、確保及び福祉の向上に関する事業を行い、及び林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四五号）第十一条第一項の規定による林業労働力確保支援センターとしての指定を受けた法人に県が貸し付ける資金として、秋田県森林整備担い手育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第二条 基金の額は、四十億円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。

(貸付条件)

第三条 資金の貸付条件は、次に定めるところによる。

- 1 貸付利率 無利息
- 2 貸付期間 一五年以内
- 3 償還方法 一時償還
- 4 延滞利息 延滞した額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額

(繰上償還)

第四条 資金の貸付けを受けた法人が、資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、又は貸付条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部の繰上償還をさせることができる。

2 資金の貸付けを受けた法人は、貸付金の全部又は一部の繰上償還をすることができる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

森林整備担い手育成基金貸付要綱

(平成10年3月26日林-3384 秋田県知事から理事長宛)

森林整備担い手育成基金貸付事業実施要項について(通知)

このことについて、別紙のとおり制定したので、当該事業の実施について遺憾のないようお願いします。

別紙 森林整備担い手育成基金貸付事業実施要項

(目 的)

第1条 林業労働力確保関連助成事業を効率的に推進する資金として秋田県森林整備担い手育成基金（以下「基金」という。）を林業労働力確保支援センターとして指定された財団法人秋田県林業労働対策基金（以下「財団」という。）に貸付けるものである。

(使 途)

第2条 基金の運用によって生じた果実は、次の使途にのみ使用することとする。ただし、秋田県知事の承認を受けた場合はこの限りではない。

- (1) 林業従事者の育成及び確保に関する事業
- (2) 林業従事者の就労条件の改善に関する事業
- (3) 森林管理の重要性の普及並びに啓発に関する事業
- (4) 林業労働力の確保の促進に関する法律第12条各号に掲げる事業

(貸付条件)

第3条 基金の貸付条件等は次のとおりとする。

- (1) 貸付金額 金4,000,000,000円
- (2) 貸付方法 現金による一時貸付
- (3) 貸付利率 無利息
- (4) 貸付期間 15年以内
- (5) 償還方法 償還日一時払い

(借入の申し込み)

第4条 財団は、この基金の借入を行う場合、貸付金申込書（様式第1号）に事業計画書及び登記簿謄本を添えて申し込むものとする。

(貸付決定)

第5条 知事は第4条による借入申し込みがあったときは、審査のうえ可否を決定し、借入申込者に対し貸付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(契約締結)

第6条 前条の通知を受けたとき、財団は金銭消費貸借契約書（様式第3号）により知事との間に契約を締結しなければならない。

(基金の運用報告等)

第7条 財団は、毎事業年度終了後、2カ月以内にその事業年度における基金の運用実績を知事に報告しなければならない。

二 財団は、県が本貸付金に関する帳簿、書類、その他の資料について必要な事項の調査を行っても、異議を申し述べることはできない。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日より施行する。

(林業労働力の確保の促進に関する法律 より抜粋)

第4章 林業労働力確保支援センター

(指定等)

第11条 都道府県知事は、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することにより林業労働力の確保を図ることを目的として設立された民法(明治29年法律第89号)第34条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、林業労働力確保支援センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第12条 センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 認定事業主の委託を受けて、林業労働者の募集を行うこと。
- 2 新たに林業に就業しようとする者に対し、その就業に必要な林業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就業の準備に必要な資金であつて政令で定めるものの貸付けを行うこと。
- 3 認定事業主に対し、認定計画に従って新たに雇い入れる林業労働者に対する前号の資金の支給に必要な資金であつて政令で定めるものの貸付けを行うこと。
- 4 認定事業主に対し、森林施業の効率化又は森林施業における身体の負担の軽減に資する程度が著しく高く、かつ、事業主の事業の合理化に寄与する林業機械で農林水産大臣が定めるものの貸付けを行うこと。
- 5 林業労働者に対する前号の林業機械の利用に関する技術の研修及び雇用管理者に対する研修を行うこと。
- 6 林業労働力の確保の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 7 林業労働力の確保の促進に関する調査研究及び啓発活動を行うこと。
- 8 前各号に掲げるもののほか、林業労働力の確保の促進を図るために必要な業務を行うこと。

「財団法人秋田県林業労働対策基金寄付行為」より抜粋

(目 的)

第3条 この法人は、秋田県内において林業労働に従事する者の就労条件を改善し、林業従事者の安定的確保を図るとともに、若年林業従事者の育成及び確保を促進させることにより、林業の安定的発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 林業従事者の育成及び確保に関する事業
- (2) 林業従事者の就労条件の改善に関する事業
- (3) 森林管理の重要性の普及及び啓発に関する事業
- (4) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第12条各号に掲げる事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(資産の種類別)

第6条 資産は、基本財産、林業労働力確保基金及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 林業労働力確保基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 林業労働力確保基金として、その使途又は管理方法を指定して借り入れた財産
- (2) 理事会で林業労働力確保基金に繰り入れることを議決した財産

4 運用財産は、基本財産及び林業労働力確保基金以外の財産とする。

「平成13年 林業労働対策基金、林業労働力確保支援センター I n f o r - m a t i o n しおり」より抜粋

秋田県林業労働力確保支援センターとは……

また、この財団法人は、林業労働力の確保の促進に関する法律第11条の定めるところにより、平成8年に秋田県知事から、秋田県における「林業労働力確保支援センター」に指定されました。

このセンターは、雇用管理や就労環境の改善、事業の合理化、就業者の支援などを目的とし、森林整備担い手育成確保のため機械や資金貸付（※）、林業労働者の研修、情報収集提供、相談、啓発活動などの支援とともに、雇用のための相談、指導、採用活動改善、雇用管理者研修、調査、企業情報収集提供など林業雇用改善促進の事業も担うことになっています。

（※本県の場合は、補助を主体とし、貸付は現在行っていません。）

平成 14 年度
包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出す
る意見書

県立大学の経営管理状況について

秋田県包括外部監査人
澤田祐治

平成 14 年度
包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見書

県立大学の経営管理状況について

目 次

第1	<u>キャッシュ・フロー計算書による財政推計について</u>	1
1.	<u>中期財政推計の条件値（扶助費等の伸び率）の変更</u>	1
	（1） <u>キャッシュ・フローの状況について</u>	4
	（2） <u>県債残高返済能力について</u>	5
	（3） <u>基金の枯渇について</u>	6
2.	<u>失業対策及び少子・高齢化社会への対応について</u>	6
第2	<u>県立大学にかかる行政コスト計算書</u>	8
1.	<u>行政コスト計算書の作成方針について</u>	8
	（1） <u>行政コストの範囲</u>	8
	（2） <u>行政コストの区分</u>	8
	（3） <u>人にかかるコスト</u>	9
	（4） <u>ものにかかるコスト：減価償却費の計上基準</u>	9
	（5） <u>移転的なコスト</u>	9
	（6） <u>その他</u>	9
2.	<u>県立大学にかかる行政コスト計算書（平成 13 年度）</u>	10
3.	<u>行政コスト計算書の分析</u>	11
	（1） <u>管理不能費用と管理可能費用の算出</u>	11
	（2） <u>県民一人あたり行政コスト</u>	12
	（3） <u>就業者一人あたり行政コスト</u>	13
	（4） <u>学生一人あたり行政コスト等</u>	13
	（5） <u>職員一人あたり行政コスト</u>	15
	（6） <u>負債利子と行政コストとの関係</u>	17
	（7） <u>減価償却費と行政コストとの関係</u>	17
	（8） <u>地方交付税交付金と行政コスト等との関係</u>	17
第3	<u>個別事項</u>	18
1.	<u>収入関係</u>	18
	（1） <u>事務の効率化による誤処理の再発防止について</u>	18
	（2） <u>米の販売代金の長期未精算について（短大）</u>	20

<u>2. 支出関係</u>	21
<u>(1) 各種人件費の単価について</u>	21
<u>(2) 委託料関係</u>	22
<u>(3) 公共料金（光熱水費）について</u>	24
<u>3. 財産関係</u>	25
<u>(1) 『公有財産台帳』及び『備品原簿』の整備について</u>	25
<u>(2) 施設修繕計画の策定について</u>	27
<u>(3) 学外者施設利用許可について</u>	28
<u>(4) 試験研究機器の利用状況について（木高研）</u>	29
<u>(5) 図書関係</u>	30
<u>4. その他（遠隔授業の利用について）</u>	31
<u>第4. 今後の方向性について</u>	33

第1 キャッシュ・フロー計算書による財政推計について

1. 中期財政推計の条件値（扶助費等の伸び率）の変更

県は自ら試算した『財政の中期見通し』（平成 14 年 3 月）において、現状のままでは県の財政が平成 18 年度には破綻することを明確に示しており、このことは、『第 2 期行政改革推進プログラム（平成 14 年度～16 年度）**平成 14 年度 実施計画**』及び平成 15 年度予算等で大幅な見直しがなされることを期待しているものと考えられる。

民間企業の場合と異なり公共団体である県は、財政破綻により清算手続等が法制度として予定されているわけではなく、また、県が推進している事業そのものも民間企業では提供できない公共財などを中心としていることから、破綻の可能性を前提として監査を行うことは不合理である。しかし、県の財政課が主管課となって作成した『財政の中期見通し』では、事業所管課の計画（当該『財政の中期見通し』の策定時点現在）をそのまま実施した場合には平成 18 年度に財政破綻が現実のものとなると実質的に結論付けている。従って、当該『財政の中期見通し』が適正なものであるのかどうか、また、県のそのような認識に対して、県自らの改善計画等の策定が合理的で実現可能性が高いものであるかどうかを本来検証すべきものとする。以下では、前者の観点を中心にして、後者も可能な限り言及することとする。

まず、県が実施した「今後の財政状況（見込み）」において県が設定した前提に一部変更を加える必要があること及び自治体会計をベースとした推計表形式を企業会計方式に基づく表形式にすることにより政策判断により明確に寄与するツールを提供する必要があると判断した。この判断に基づき、県が実施した推計を企業会計における「キャッシュ・フロー計算書」に組替えることにより行政活動、投資活動及び財務活動別にキャッシュ・フローの状況を把握しその特徴をより明確にして、県が政策判断のツールのひとつとして活用することを前提に提供するものである。その「キャッシュ・フロー計算書」の要約表を示すと、次の【キャッシュ・フロー計算書：中期財政推計】のとおりである。

更に、県が設定した前提に対して一部加えた変更点は次のとおりである。すなわち、扶助費等の伸び率を平成 13 年度までの実績をもとに 3.5%（県の採用率）から 5%（平成 8 年度と平成 13 年度の扶助費の比較により伸び率をもとに設定）に変更した。なお、扶助費の増減額及びその伸び率は失業者の増加や少子高齢化の進展度合いなどの要因により変動するものであり、必ずしも 5%にこだわるわけではない。

一方、『財政の中期見通し』にも述べられているように、県内経済の活性化のために施策の充実に伴う貸付金や補助金等の需要が見込まれるため、一定の伸び率を見込む必要があるが、伸び率について明確な根拠が見出せないため、県の推計どおりとしている。更に、特別会計や地方公営企業への繰出金等は過去５年間の実績では変動があるものの、平成１８年度までに一定方向へ趨勢的に変動するという要因を見出せないこと、及び、財政課への質問等により推計期間においては特に大きな変動は見込んでいないという回答を受けたこと等から当該繰出金等の金額は定額としている。

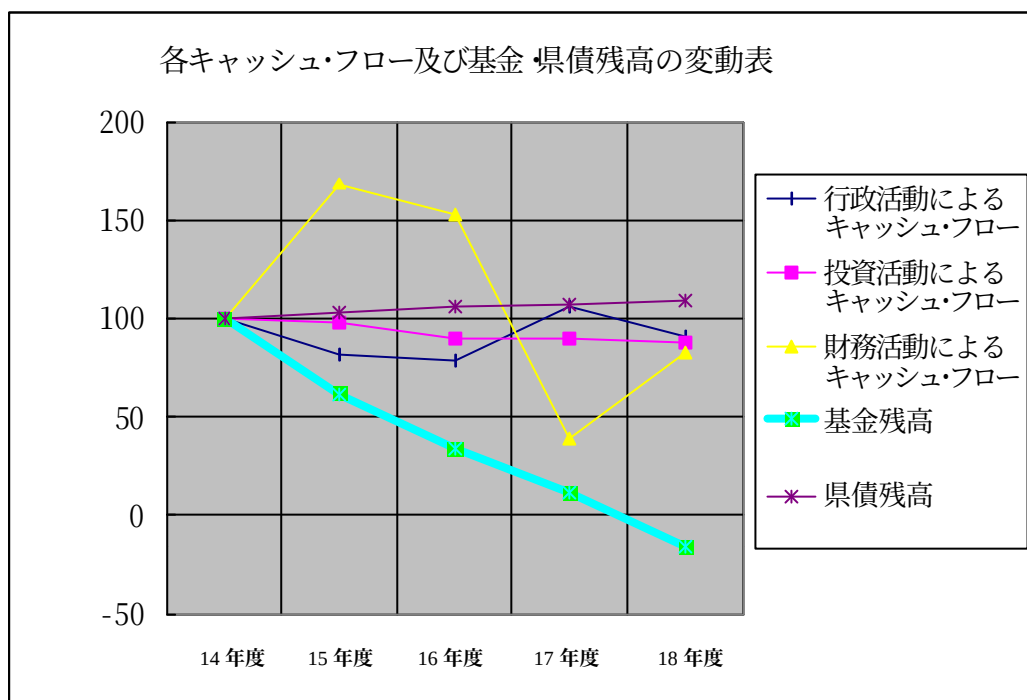
なお、事後にこのような前提について趨勢的で明確な変動要因が発生し認識された場合には、客観的に算定することができる変動率によって再度推計を行う必要がある。

【キャッシュ・フロー計算書：中期財政推計（扶助費等の伸び率＝５％）】（単位：百万円、％、年）

区 分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
I 行政活動によるキャッシュ・フロー					
〔支出の部計〕	354,429	364,313	367,925	339,241	349,766
義務的経費	243,573	253,168	256,838	228,344	238,114
經常経費	28,407	27,868	27,868	27,868	27,868
その他の経費	55,633	56,461	56,402	56,214	56,968
清算金交付金	26,816	26,816	26,816	26,816	26,816
〔収入の部計〕	458,703	449,707	450,601	450,058	444,791
県税等	458,703	449,707	450,601	450,058	444,791
行政活動によるキャッシュ・フロー計	104,274	85,395	82,677	110,817	95,025
II 投資活動によるキャッシュ・フロー					
〔支出の部計〕	289,064	280,762	271,040	271,914	268,368
投資的経費	213,252	208,633	198,911	199,785	196,239
うち、単独分	74,780	80,057	67,602	68,648	64,945
（単独分の割合 ^{注1} ）	35%	38%	34%	34%	33%
貸付金等	75,812	72,129	72,129	72,129	72,129
〔収入の部計〕	144,242	139,006	140,768	140,885	140,854
国庫支出金	73,934	68,698	70,460	70,577	70,546
貸付金返済収入	70,308	70,308	70,308	70,308	70,308
投資活動によるキャッシュ・フロー計	△144,822	△141,756	△130,272	△131,029	△127,514
III 財務活動によるキャッシュ・フロー					
〔支出の部計〕	96,179	96,565	106,502	121,004	109,660
公債費等	96,179	96,565	106,502	121,004	109,660
〔収入の部計〕	117,667	132,819	139,327	129,418	127,398
県債発行額	117,667	132,819	139,327	129,418	127,398
財務活動によるキャッシュ・フロー計	21,488	36,254	32,825	8,414	17,738
IV キャッシュ・フロー増減額	△19,060	△20,109	△14,771	△11,797	△14,751
V 前期末基金残高	72,015	52,955	32,846	18,075	6,278
VI 当期末基金残高	52,955	32,846	18,075	6,278	△8,473
VII 県債期末残高	1,098,200	1,135,500	1,169,300	1,178,700	1,197,500
VIII 県債残高返済可能年数 ^{注2}	10.5 年	13.3 年	14.1 年	10.6 年	12.6 年
IX プライマリー・バランス	△40,548	△56,361	△47,596	△20,212	△32,489

（注１）「単独分の割合」は、「投資的経費」に占める「単独分」の割合をいう。ここで「単独分」とは、県が単独で行う事業をいう。

(注2)「県債残高返済可能年数」は、「行政活動によるキャッシュ・フロー」の金額で「県債残高」を割り返した数値であり、短いほど財務の健全性が高いことを表す。また、「行政活動によるキャッシュ・フロー」及び「投資活動によるキャッシュ・フロー」の合計金額は、いずれの年度もマイナスであり、当該合計金額を使用した「県債残高返済可能年数」はマイナスとなるため、今回は採用しなかった。



(1) キャッシュ・フローの状況について

上記の【キャッシュ・フロー計算書：中期財政推計（扶助費等の伸び率＝5％）】から、3つのキャッシュ・フロー（「行政活動」、「投資活動」及び「財政活動」によるキャッシュ・フロー）が順番に「プラス」、「マイナス」及び「プラス」となっており、積極的な行政が行われていることを示している。しかも、高い水準の投資活動（約 2,900 億円から約 2,700 億円前後の水準）を維持するために、税収減の影響で伸び悩んでいる「行政活動によるキャッシュ・フロー」では資金調達十分ではないことから、平成 14 年度から平成 16 年度にかけて県債の発行による活発な資金調達を行っていることがわかる（「財務活動によるキャッシュ・フロー」の増加。）。

まず、「行政活動によるキャッシュ・フロー」は収入超過のためプラスであ

るが、県債の利払いの増加に伴って平成 15 年度及び平成 16 年度に一時的に減少する。その後、平成 17 年度には回復すると見込まれている。

また、「投資活動によるキャッシュ・フロー」は支出超過のためマイナスであるが、平成 14 年度から減少傾向にある。その中で県の「単独分」の投資的経費の動きを見ると平成 15 年度の約 800 億円がピークとなり投資的経費に占める割合も平成 15 年度が 38%とピークとなっている。その原因は、「中高一貫校、県立武道館、新水族館、警察本部第二庁舎等の建設」が平成 15 年度にピークとなるためである。県が策定した『第 2 期行政改革推進プログラム：平成 14 年度実施計画』（平成 14 年 6 月）において、「VE 方式の活用」などが提案されており、それらの手法によって公共工事等のコスト縮減が図られるものとされている。

更に「財務活動によるキャッシュ・フロー」は県債発行による収入超過のためプラスになっており、特に平成 15 年度及び平成 16 年度にピークを迎えている。これは、積極的な投資活動に基づく資金需要に対応するものである。

このように県は、県税収入等の伸び悩みはあるが、「あきた 21 総合計画」の事業の進展のために投資活動も積極的に行っており、そのために県債の発行も総予算額 10%の枠内で活発に行われる予定であることがわかる。その結果、県債残高は借換債を含めた総額で毎年増加傾向にある。

（2）県債残高返済能力について

「行政活動によるキャッシュ・フロー」及び「投資活動によるキャッシュ・フロー」の合計金額は、平成 14 年度以降マイナスとなっている。したがって、プライマリー・バランスはマイナスの状況であり、投資活動が「行政活動によるキャッシュ・フロー」により生み出された現金の範囲内で行われるように計画を立てない限り、県債残高は容易には減少傾向に向かわない。

そこで両キャッシュ・フローの合計金額に代えて、1 年間の行政活動により生み出されたキャッシュ・フローの金額を暫定的に採用し、その金額で期末の県債残高を返済した場合何年かかるかを算定した。この指標をここでは「県債残高返済可能年数」と便宜的に呼ぶが、平成 14 年度では 10.5 年で以後平成 16 年度まで上昇している（14.1 年）。平成 17 年度は一時的に下降するものの（10.6 年）、平成 18 年度には再び上昇する（12.6 年）。この「県債残高返済可能年数」は、財政の健全性を示す動態的な経営指標の一つとして位置付けることができることから当該指標の動きには注意する必要がある。

(3) 基金の枯渇について

県が推計した『財政の中期見通し』では、特定の条件のもとで収入支出を推計するとその差額である収支不足額を埋め合わせるために基金残高を取崩さざるをえず、その結果、平成 18 年度には 13 億 88 百万円の財源不足が発生すると見込まれている（『結果報告書』第 3 1. (2)【今後の財政状況等一覧表】を参照）。

この推計の中で県が設定した扶助費や福祉関係費等の伸び率 3.5%を現在の実態に応じた伸び率である 5%に変更して推計した結果は上記に示した【キャッシュ・フロー計算書：中期財政推計（扶助費等の伸び率＝5%）】の表とそれに続くグラフである。

毎年度の収支不足額を基金の取崩しにより補填した場合に、平成 18 年度の早い段階に財政 3 基金は枯渇し当該年度末には 84 億 73 百万円のマイナスとなっていることがわかる。臨時的で政策的な経費である投資的経費を事業所管部門の要求どおり予算化すると、平成 18 年度以降は財源不足となり更に県債発行に頼らざるをえず、いっそう財政の自由度が制限されることとなる。県の財政状況にとっては極めて厳しい状況を予想せざるを得ず、具体的な数値目標を付した行財政改革が示される必要がある。その意味で、県は、平成 14 年 3 月に『第 2 期行政改革推進プログラム～更なる挑戦と改革～』及び同 6 月に『第 2 期行政改革推進プログラム（平成 14 年度～16 年度）平成 14 年度 実施計画』を公表し、扶助費等の伸び率が 3.5%であることを前提に改革メニューを示している。

しかし、すでに『財政の中期見通し』を公表した 3 月の時点と現在では県の財政を取り巻く社会的、経済的環境が大きく変化しており、上記に示したとおり、扶助費等の主要経費の増加だけでも、約 71 億円の財源不足（13 億 88 百万円－84 億 73 百万円＝△70 億 85 百万円）が更に進んでいる。したがって、県が示した改革メニューの一層の数値化、すでに示されている削減額や削減率の具体化、達成の前倒しに積極的に努力することが求められているものと考えられる。

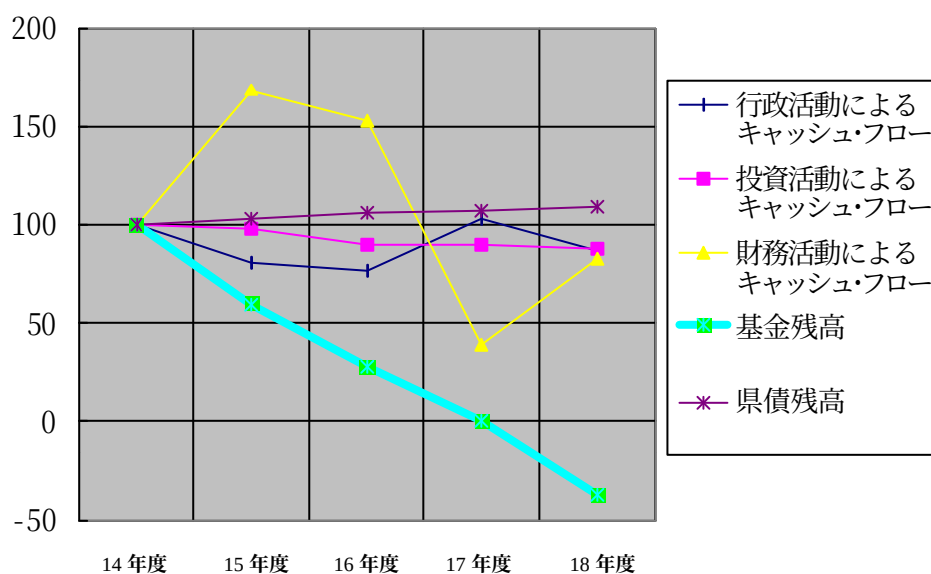
2. 失業対策及び少子・高齢化社会への対応について

失業者の増加や社会の少子・高齢化の進展に伴い、今後ますます県の役割も大きなものになってくるものと考えられる。そこで扶助費や福祉関係経費の増大が予想されることから、扶助費等の今後の伸び率を平成 13 年度の伸び率である 8%とした場合に、財政破綻の度合いはどれくらい厳しさを増すかについて試算した。そのような状況の要約版を示すと次のとおりである。

【キャッシュ・フロー計算書：中期財政推計（扶助費等の伸び率＝8％）】（単位：百万円、％、年）

区 分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
I 行政活動によるキャッシュ・フロー	104,274	84,438	80,628	107,529	90,335
〔支出の部計〕	354,429	365,420	370,283	343,010	355,118
〔収入の部計〕	458,703	449,858	450,912	450,539	445,453
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	△144,822	△141,756	△130,272	△131,029	△127,514
〔支出の部計〕	289,064	280,762	271,040	271,914	268,368
〔収入の部計〕	144,242	139,006	140,768	140,885	140,854
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	21,488	36,254	32,825	8,414	17,738
〔支出の部計〕	96,179	96,565	106,502	121,004	109,660
〔収入の部計〕	117,667	132,819	139,327	129,418	127,398
IV キャッシュ・フロー増減額	△19,060	△21,067	△16,819	△15,085	△19,441
V 前期末基金残高	72,015	52,955	31,888	15,069	△16
VI 当期末基金残高	52,955	31,888	15,069	△16	△19,457
VII 県債期末残高	1,098,200	1,135,500	1,169,300	1,178,700	1,197,500
VIII 県債残高返済可能年数 ^{注2}	10.5 年	13.4 年	14.5 年	11.0 年	13.3 年
IX プライマリー・バランス	△40,548	△57,319	△49,644	△23,500	△37,179

各キャッシュ・フロー及び基金・県債残高の変動表



上記の表及びグラフから、扶助費等の伸び率を8%にした場合に、財政3基金の残高は平成17年度末にはすでに16百万円のマイナスとなっており、平成18年度末には194億57百万円の財源不足が発生することを示している。また、県債残高返済可能年数もおおよそ13年または14年で推移し債務返済能力の低下にも注意を要する状況が続いている。

第2 県立大学にかかる行政コスト計算書

1. 行政コスト計算書の作成方針について

県は、県立大学の収支状況を示す資料を作成し数値を把握しているが、現金主義に基づくものであるため、発生主義に基づくコスト情報を含むものではない。このため、今回の監査にあたり、発生主義に基づく企業会計的手法を活用することにより、平成13年度の「県立大学にかかる行政コスト計算書」を作成し、県立大学の運営状況を把握することとした。

行政コスト計算書作成にあたっての前提条件及び作成手法は以下のとおりであるが、データの取得に制約がある場合には適宜仮定を設定した上で算出している。

(1) 行政コストの範囲

資金収支を伴う人件費、物件費、委託費、使用料・手数料及び公債利子のほかに、資金収支を伴わない減価償却費、職員の退職給付引当金繰入額を加えた。

(2) 行政コストの区分

行政コストを以下の4区分に分類した上で、行政コスト総額から使用料・手数料等の収入項目を控除した金額を、「純行政コスト」と表示した。

〈区分〉

- I. 人にかかるコスト
- II. ものにかかるコスト
- III. 移転的なコスト
- IV. その他

(3) 人にかかるコスト

人にかかるコストを、直接人件費と間接人件費に区分し、それぞれに人件費と退職給付引当金繰入額の細目を設けた。

- ① 直接人件費は、県立大学の各キャンパスにおいて直接業務に携わる職員の人件費である。
- ② 間接人件費は、県の本庁において、県立大学の管理運営にかかる業務に携わっている職員の人件費である。しかし、本庁職員が執務時間の全てを県立大学の管理運営に充てていることは稀であるため、当該職員の県立大学に関する執務割合を算定し、それを基礎として当該職員の年間人件費総額から按分計算している。
- ③ 退職給付引当金繰入額は、職員の自己都合退職に基づく退職金要支給額増加額（平成 13 年度末要支給額－平成 12 年度末要支給額）を計上している。

(4) ものにかかるコスト：減価償却費の計上基準

- ① 減価償却の対象資産としては、公有財産に含まれる償却資産、及び物品（備品）の全てとしている。
- ② 原則として、資産の取得価額を基礎として償却計算を実施しているが、短大の公有財産に関しては取得価額が把握できなかったため、現在の台帳価格を価格改定時の改定率にて割り返すことにより取得価額の近似値を算出し、これを取得価額としている。
- ③ 償却方法は定額法とし、耐用年数については、法人税法「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数を適用している。なお、残存価額は公有財産については取得価額の 10%、備品については 0%としている。

(5) 移転的なコスト

移転的なコストには、県立大学が第三者を経由して行政サービスを提供する際に、県立大学が補助金、助成金等の形態で第三者に対して出えんしたコストを計上している。

(6) その他

その他には、県債の元利償還額のうち支払利子分を計上している。なお、地方交付税交付金によって、国から充当される予定額のうち利子分については、「公債費（利子分のみ）」から控除していない。これを行政コストのマイナス要因とすることは、大学本来のコストを過少に認識することにな

るためである。

2. 県立大学にかかる行政コスト計算書（平成 13 年度）

秋田キャンパス、本荘キャンパス、短大及び木高研をセグメント単位とした県立大学の行政コスト計算書（平成 13 年度）は以下のとおりである。

行政コスト計算書

（単位：千円 表示単位未満切捨）

区 分	秋田	本荘	短大	木高研	合計
I. 人にかかるコスト	1,082,974	1,143,949	676,492	198,840	3,102,257
（直接人件費）	1,076,594	1,137,570	668,627	195,934	3,078,727
人件費	987,047	1,109,713	669,501	192,394	2,958,656
退職給付引当金繰入額	89,547	27,857	-874	3,539	120,070
（間接人件費）	6,379	6,379	7,864	2,906	23,530
人件費	6,032	6,032	7,652	2,821	22,538
退職給付引当金繰入額	347	347	212	84	991
II. ものにかかるコスト	1,717,585	1,673,757	523,880	336,830	4,252,054
物件費	381,758	241,317	223,895	82,040	929,013
維持補修費	4,318	5,991	24,326	11,116	45,753
減価償却費	1,015,804	1,122,358	223,478	180,957	2,542,598
委託料	315,703	304,089	52,179	62,715	734,688
III. 移転的なコスト	154,796	211,559	7,756	700	374,811
IV. その他	282,626	313,995	47,817	122,879	767,319
公債費（利子分のみ）	244,486	268,701	47,817	122,879	683,885
その他	38,140	45,293	0	0	83,433
A. 行政コスト計	3,237,982	3,343,261	1,255,946	659,251	8,496,442
収入項目					
使用料・手数料等	274,452	524,536	199,576	11,896	1,010,462
うち、※ 1	222,839	457,531	102,263	0	782,635
国庫補助金等	3,000	0	12,600	16,800	32,400
B. 収入計	277,452	524,536	212,176	28,696	1,042,862
純行政コスト（A－B）	2,960,530	2,818,725	1,043,770	630,554	7,453,580

※ 1 授業料・検定料及び入学金

(注1) 秋田キャンパス及び本荘キャンパスの公債費については、両キャンパス建設にかかる県債は一括して起債されており、キャンパスごとに分けて発行されているわけではない。よって、公債費は両キャンパスの建設費に基づいて按分した。

(注2) 発生主義に特有の調整項目以外に、収入項目には職員公舎料収入が、また行政コストには職員公舎支払家賃を含んでいる。

3. 行政コスト計算書の分析

「2. 県立大学にかかる行政コスト計算書（平成 13 年度）」を基礎として、以下のような分析を行った。

(1) 管理不能費用と管理可能費用の算出

行政コストを「管理可能費用」と「管理不能費用」に性格を区分した。管理可能費用とは、県立大学が当年度若しくは予算編成年度に管理可能な費用を表し、管理不能費用とは大学が当年度若しくは予算編成年度に管理不能な費用を表す。よって、この区分は県立大学の意思決定によって短期的に管理可能・不能の区分をしているが、県の意思決定によっては中長期的にまたは政策的に管理不能費用も管理可能となるものとする。ここでは、県立大学が短期的に管理可能か否かによって行政コストを管理可能費用と管理不能費用に区分して把握を試みた。

ア. 管理不能費用

【管理不能費用の算定】

(単位：千円 表示単位未満切捨)

区 分	秋田	本荘	短大	木高研	合計
I. 人にかかるコスト	1,082,974	1,143,949	676,492	198,840	3,102,257
II. ものにかかるコスト					
うち減価償却費	1,015,804	1,122,358	223,478	180,957	2,542,598
III. その他					
うち公債費	244,486	268,701	47,817	122,879	683,885
合計	2,343,265	2,535,010	947,788	502,677	6,328,741

上表の金額を管理不能費用とした理由は以下のとおりである。

- ① 「I. 人にかかるコスト」のうち主なものは常勤職員の人件費であり、現行の組織体系を前提とすると県立大学事務局においては変更不能のものであるため、便宜的に人にかかるコストすべてを管理不能費用とみなした。

- ② 「Ⅱ. ものにかかるコスト」のうち減価償却費については、固定資産取得が当年度以前の過去の事象に起因するものであり、当年度に当該コストを削減することは不可能なため管理不能費用とした。
- ③ 「Ⅳ. その他」のうち公債費については、公債発行が前年度以前に行われるものであり、当年度に当該コストを削減することは不可能なため管理不能費用とした。

総行政コスト（8,496,442 千円）のうち、管理不能費用が占める割合を示すと以下のとおりである。

$$\frac{\text{管理不能費用}}{\text{総行政コスト}} = \frac{6,328,741 \text{ 千円}}{8,496,442 \text{ 千円}} \times 100 = 74.49\%$$

このように、総行政コストの中で管理不能費用は約 74%と大きな割合を占めている。

イ. 管理可能費用

【管理可能費用の算定】

(単位：千円 表示単位未満切捨)

区 分	秋田	本荘	短大	木高研	合計
総行政コスト (A)	3,237,982	3,343,261	1,255,946	659,251	8,496,442
管理不能費用 (B)	2,343,265	2,535,010	947,788	502,677	6,328,741
管理可能費用((A)-(B))	894,717	808,251	308,158	156,573	2,167,700

管理可能費用は大学の事務局長が管理責任を負う性格の費用であり、コスト削減のための努力が求められる。これは、現状県の一組織である県立大学においても求められるものである。

ちなみに、地方独立行政法人の制度化が検討されているが、現行の独立行政法人を前提とした場合、大学長の責任においてより大学運営コスト削減が求められ、それが大学長の業績評価につながるような制度設計が想定される。

(2) 県民一人あたり行政コスト

県立大学の行政コストを、秋田県民が平成 13 年度においてどれだけ負担しているかを算出すると以下のとおりである。県民数は平成 14 年 4 月 1 日現在である（「秋田県の人口と世帯（推計）速報」より）。

$$\text{純行政コスト } 7,453,580 \text{ 千円} \div 1,176,753 \text{ 人} = 6.3 \text{ 千円}$$

よって、県民は平成 13 年度において一人あたり約 6,300 円の大学運営コ

ストを負担したといえる。

(3) 就業者一人あたり行政コスト

県民を就業者に限定し、県立大学の行政コストを、平成 13 年度においてどれだけ負担しているかを算出すると以下のとおりである（就業者の算出方法は県民×西暦 2000 年秋田県生産年齢人口割合（15～64 歳人口）とした）。

純行政コスト 7,453,580 千円÷（1,176,753 人×62.7%）＝10.1 千円

よって、平成 13 年度において、県内就業者は一人あたり約 10,100 円の大学運営コストを負担したということになる。

(4) 学生一人あたり行政コスト等

県立大学の学生一人あたりの行政コストは以下のとおりである。学生数は平成 13 年 5 月 1 日時点の学生数を用いた。また、学生がいない木高研は集計から除外した。

純行政コスト 6,823,025 千円÷1,303 人＝5,236.40 千円

よって、学生一人に対し、平成 13 年度は約 523 万円大学運営のコストをかけたことが分かる。

また、キャンパスごとに区分して学生一人あたりの行政コスト、学生一人あたり管理可能費用及び学生一人あたり授業料等を算出すると以下のとおりとなる。

（金額単位：千円）

区 分	秋田	本荘	短大	合計
純行政コスト	2,960,530	2,818,725	1,043,770	6,823,025
管理可能費用	894,717	808,251	308,158	2,011,127
授業料等	222,839	457,531	102,263	782,635
学生数（人）	351	731	221	1,303
学生一人あたり 純行政コスト	8,435	3,856	4,723	5,236
学生一人あたり 管理可能費用	2,549	1,106	1,394	1,543
学生一人あたり 授業料等（注 2）	635	626	463	601

（注 1） 学生数は、研究生及び科目等履修生の人数を含んでいる。

（注 2） 学生一人あたり授業料等が秋田キャンパス・本荘キャンパスで異なるのは、授業料等のなかに入学金や検定料も含まれるからである。特に検定料は受

験者数によって金額が変わるものであり、学生数と比例しない。

(注 3) 学生一人あたりの金額は表示単位未満四捨五入、それ以外は表示単位未満切捨

キャンパスごとの純行政コストにおける管理可能費用の割合は上表のとおりであり、学生一人あたりの金額を算出しても授業料等より管理可能費用はかなりコストがかかっていることが分かる。ただし、秋田・本荘両キャンパスは平成 11 年 4 月に開学しており、平成 13 年度においては、3 学年分の学生しか在籍していない。このため、4 学年分の学生が揃った段階においては、学生一人あたり純行政コストや、学生一人あたり管理可能費用はさらに減少することが予想される。これは、秋田・本荘両キャンパスの支出予算規模が、平成 14 年度予算においては平成 13 年度と比較して、むしろ減少傾向にあるためである。

参考に、平成 13 年度の純行政コストを平成 14 年度の学生数で除することにより、学生一人あたり純行政コスト及び学生一人あたり管理可能費用を算定すると以下のとおりである(学生数は平成 14 年 5 月 1 日現在)。大学運営に約 416 万円のコストがかかると算定される。

(金額単位：千円)

区 分	秋田	本荘	短大	合計
純行政コスト	2,960,530	2,818,725	1,043,770	6,823,025
管理可能費用	894,717	808,251	308,158	2,011,127
授業料等	222,839	457,531	102,263	782,635
学生数(人)	459	953	227	1,639
学生一人あたり 純行政コスト	6,450	2,958	4,598	4,163
学生一人あたり 管理可能費用	1,949	848	1,358	1,227

※ 学生一人あたりの金額は表示単位未満四捨五入、それ以外は表示単位未満切捨

(5) 職員一人あたり行政コスト

県立大学の職員一人あたりの行政コストは以下のとおりである。

(金額単位：千円)

区 分		秋田	本荘	短大	木高研	合計
純行政コスト		2,960,530	2,818,725	1,043,770	630,554	7,453,580
管理可能費用		894,618	808,263	308,159	156,575	2,167,700
職員数 (人)	教員のみ	79	101	30	11	221
	職員全体	106	121	58	19	304
職員一人 あたり行 政コスト	教員のみ	37,475	27,908	34,792	57,323	33,727
	職員全体	27,930	23,295	17,996	33,187	24,518
職員一人 あたり管 理可能費 用	教員のみ	11,326	8,002	10,272	14,234	9,809
	職員全体	8,441	6,680	5,313	8,241	7,131

(注 1) 職員の区分

教員…教員及び技術吏員

一般職員…事務吏員及びその他職員

また、職員数は常勤職員数とした。

(注 2) 純行政コスト及び管理可能費用は表示単位未満切捨、職員一人あたりの金額は表示単位未満四捨五入とした。

参考として以下の大学の職員数と学生数を比較する。

県立大学の学生数と一般職員数の比較をすると以下のとおりであり、平成 13 年度は職員一人につき、学生が 20 名強いることになる。また、平成 13 年度は秋田・本荘両キャンパスには 3 学年しか学生が在籍しないため、4 学年揃っている平成 14 年度の学生数と職員数との比較も行った（学生数及び職員数は学術振興課資料より。平成 13 年度及び平成 14 年度いずれも 5 月 1 日現在）。

	学生数 (人)	職員数 (人)	学生数/職員数(人)
平成 13 年度	1,303	63	20.7
平成 14 年度	1,639	65	25.2

※ 職員数は、秋田、本荘及び短大の合計。なお、木高研の職員及び短大の附属農場の現業職員は除いた。

※ 学生数は、研究生及び科目等履修生の人数を含んでいる。

ちなみに、他の公立大学や国立大学及び私立大学との比較をすると以下のとおりである。

【公立大学】 平成13年度 公立大学実態調査表（平成13年5月1日現在）より

学校名	学生数(人)	職員数(人)	学生数/職員数(人)
富山県立大学	869	33	26.3
福井県立大学	1,628	52	31.3

(注) 富山県立大学と福井県立大学を比較対象としたのは、地域性や学部の種類性
等による。

【国立大学】 各大学ホームページより

学校名	学生数(人)	職員数(人)	学生数/職員数(人)	集計時点
一橋大学	6,300	171	36.84	H14.5.1
横浜国大	10,704	291	36.78	H14.5.1
弘前大学	7,236	309	23.41	H14.5.1
山形大学	9,436	494	19.10	H14.5.1
名古屋大学	16,593	919	18.06	H14.5.1
秋田大学	4,975	303	16.42	職員 H14.10.1 学生 H14. 5.1
北海道大学	17,484	1,165	15.00	H14.5.1
東北大学	17,709	1,329	13.33	H14.5.1
筑波大学	13,858	1,177	11.77	H14.5.1

【私立大学】 各大学広報及びホームページより

学校名	学生数(人)	職員数(人)	学生数/職員数(人)	集計時点
早稲田大学	53,345	967	55.17	H13.4 末現在
日本大学	100,154	1,947	51.44	H14.5 現在
立命館大学	37,391	735	50.87	H14.5.1
上智大学	12,693	284	44.69	H14.4.1
慶応大学	53,381	2,068	25.81	H14.5.1

以上のように、私立大学と比較すると、職員一人あたり学生数は明らかに少なく、国立大学や公立大学と比較しても必ずしも県立大学は職員一人あた

りの学生数が多いとはいえない。ただし、定員数の大小や学部特性（文系学部・理系学部の別等）等の要因によるところがあり一概に比較はできない。また、職員一人あたり学生数の上昇はコスト削減をもたらす一方で、サービス水準の低下をもたらすおそれのあるものである。

しかし、県立大学はキャンパスが学部別に分かれ、かつ事務局がキャンパスごとに設置されており、性格上、職員数が多くなる傾向があるため、上述のマイナス面を考慮に入れつつも効率化を検討する必要があるものと考ええる。人件費は上述（１）のとおり、短期的には県立大学事務局長が管理できない管理不能費用であるが、中長期的には、現在各キャンパスに分かれている事務局の統合及び事務処理の効率化等を進めることによって職員数の削減を図ることも検討の余地があると考えられる。

（６）負債利子と行政コストとの関係

大学が負担すべき負債利子である公債利子が行政コストにおいてどれだけの割合を占めているのか算出した。

公債費 683,885 千円÷総行政コスト 8,496,442 千円＝8.05%

このように、公債利子は総行政コストのうち 8.05%を占めているが、本質的に過去の資金調達手段のパフォーマンスに依存する管理不能費用である。

（７）減価償却費と行政コストとの関係

大学が発生コストとして負っている減価償却費が行政コストにおいてどれだけの割合を占めているのか算出した。

減価償却費 2,542,598 千円÷総行政コスト 8,496,442 千円＝29.9%

このように減価償却費は行政コスト総額の 29.9%を占めている。これも（６）の負債利子と同様管理不能費用である。ただし、中長期的には設備投資額の多寡によりある程度の管理が可能となるものである。

（８）地方交付税交付金と行政コスト等との関係

国からの地方交付税額の算定にあたっては、県立大学の学生数を基準として、一定額が地方交付税算出の基礎となる基準財政需要額に算入される。地方交付税は県に一括して交付される一般財源であり、県立大学のための特定財源ではないが、参考として、基準財政需要額への算入額を挙げる。

県立大学にかかる基準財政需要額への算入額は、平成 13 年度において

1,972,280 千円となっている。よって、当該金額と県立大学の総行政コストとを比較すると以下のとおりとなる。

地方交付税（基準財政需要額算入額）1,972,280 千円

÷県立大学の総行政コスト 8,496,442 千円＝23.2%

次に、県立大学の総行政コストから地方交付税算入額を控除した金額（総行政コスト－地方交付税交付金）と県の使用料・手数料等とを比較する。

（総行政コスト－地方交付税交付金）と使用料・手数料等の比率は、県が負担しているコストと自己収入の比率と言い換えることができる。これは、使用料・手数料等はその大半が授業料等であるためである。なお、短大における農産物売却収入についても、自己収入としての性格を有するものとして含めている。

（総行政コスト 8,496,442 千円－地方交付税 1,972,280 千円）

：使用料・手数料等 1,010,462 千円

＝県が実質的に負担しているコスト 6,524,162 千円

：自己収入 1,010,462 千円

＝6.5：1

このように、自己収入に対して、約 6.5 倍ものコストが県立大学運営にかかっていることが分かる。

第3 個別事項

1. 収入関係

（1）事務の効率化による誤処理の再発防止について

大学内では総合的な情報ネットワークシステムが存在し、各種の機械化・効率化が進められているが、その反面、手作業による事務処理が多く残っている。例えば授業料の調定票について手作業で入力しており、住所変更等があった場合においても、学生課からの書面の報告に基づき、手作業で調定票の修正を行っている。平成13年度の在学学生は1,000人を超え、今後大学院開校により学生数はさらに増加することが予定されている。

膨大な手作業による事務処理に忙殺され、適切なチェック機能を欠いてしまうリスク（※参照）を防止するため、以下の効率化を提案する。

① 情報技術を利用する

- ・ 調定票に入力する在学生の氏名・住所について、学務システムからのデータ転送または他の効率的なシステムの利用を検討する。
- ・ 調定票に入力する金額について、現在は約 1,000 人以上について個別に入力する必要がある。授業料のように同額のデータを大量に入力するものについて、効率的な方法が無いかを検討する。
- ・ いずれも、費用がかかると考えられるが、今後の学生数増加に対応して、費用対効果の検討をする価値があると考えられる。

② 情報の共有化体制の整備・充実

現在、秋田キャンパスと本荘キャンパスにおいて合同ミーティングが開催されている。このミーティングにて、各キャンパス共通の検討事項を協議し、情報を共有することが望ましい。事務処理の効率化、正確性の確保の観点から、同一大学内では同一事務を実施すべきである。従って、短大及び木高研も参加することが望ましい。

③ 在学生への事前情報の提供

現在、授業料の改定について、大学からの事前通知は行われておらず、大学後援会からの「後援会便り」による情報提供が行われているだけである。在学生及び学内事務担当者に周知・徹底させることが望ましいと思われることから、納入通知書に、授業料等に関する改定情報を記載するとともに、「後援会便り」とは別に、正式に「授業料改定」を告知することを検討することが望ましい。

※ 授業料にかかる誤徴収（本荘キャンパス）

本荘キャンパスにおいて、平成 14 年 4 月徴収分における授業料の単価改定に絡み、改定前の単価により算定された授業料を学生に通知し徴収するという誤処理が発生した。当該事実は、平成 14 年 7 月に本荘キャンパス内部で発見され、新聞報道においても大きく取り上げられたところであるが、平成 14 年 11 月の監査実施時においては、差額の 8,586 千円を後期授業料と併せて追加徴収する等、修正処理は実施済みであった。

【誤徴収額】

対象学生数	誤徴収金額	正しい金額	差額（追加徴収額）
954 人	228,387 千円	236,973 千円	8,586 千円

本件について、県は、上席者による確認決裁の形骸化及び担当者の授

業料改定についての認識不足がその主因であるとし、再発防止策として、調定票決裁時に単価表の添付を義務付けることとしたとしている。今後、適切な事務の執行を求めるものである。

(2) 米の販売代金の長期未精算について（短大）

平成 13 年度の米の販売実績は以下のとおりである。

【米の販売実績：平成 13 年度】

区分	金額 (千円)	数量 (kg)	仮渡金 (@60kg)
あきたこまち	27,262	124,505	13,138
ひとめぼれ	1,368	6,656	12,338
めんこいな	190	965	11,838
合計	28,822	132,126	—

米の販売は、仮渡金単価を基に計算され、後日、確定金額にて再計算され精算が行われるが、この精算が長期間に渡る。平成 13 年度分にかかる仮渡金の精算も、平成 14 年度監査期間中において最終的に確定していない。

一方、平成 13 年度に実施された仮渡金の精算金として入金し、雑入に計上されているものが約 6 百万円あり、その内訳は以下のとおりである。

【平成 13 年度中の精算金の内訳】

(単位：千円)

内 容	金 額
平成 12 年精算追加支払（安定出荷協力金）	2,678
10 年産自主流通米もち米 9 年産こまち（最終精算）※	500
12 年産米屑米中間精算	1,000
12 年産屑米精算金・高品質米加算金	667
12 年産屑米追加精算・12 年産追加精算	686
12 年産米自主流通米追加精算	1,070
合 計	6,603

※のように、平成 9 年度の最終精算が平成 13 年度に実施されており、最終精算までに 4 年間経過している。

現在、短大では、未精算の債権残高を管理台帳などで把握しておらず、短大の直接の販売先である大潟カンントリーエレベータ公社からの精算書を

もってその都度の精算を行っている。

一般的に、仮単価による販売は早急に精算されるべきである。やむを得ず未精算のまま年度を越える場合は、その未精算の残高（金額・数量など）を適切に管理する必要がある。その理由は将来においてマイナス精算のリスクなどが考えられるからである。

将来的に、未精算の債権残高を何らかの方法で把握・管理する必要があると考えられる。

<仮渡金販売について>

現在、米の販売価格は自主流通米の仮渡金を根拠に算定されている。短大の販売先である大潟カンントリーエレベータ公社が、短大以外の他の生産者との間で共同計算を行い、年度の米がすべて登録卸売業者に出荷・販売された時点で、短大の仮渡金が確定金額に精算されることになっている。

したがって、当該年度の米が完売するまでは、数年に渡って精算が続くことになり、販売年度もしくは翌年度においては最終精算未了となっている。

2. 支出関係

(1) 各種人件費の単価について

ア. 臨時的任用職員にかかる賃金単価について

臨時的任用職員にかかる賃金単価については、「臨時的任用職員の職種別基本賃金基準について」にて以下のとおり定められている。

職種		基準額（単位：円）
一般事務補助	標準額	5,710
	最高額	7,240
その他の職員		予算内

その他の職員の賃金について、各キャンパスでは、適切な上長の承認のもとに予算内の基準額を用いている。しかしながら、基準単価の設定について、業務に対応する単価表などの基準が設定されていないため、同一作業であってもキャンパスによって異なる賃金が用いられる可能性がある。

各キャンパス間で不公平・不利益が発生しないように統一した運用指針を作成し、これに基づいた単価を用いることが望ましい。

イ. 非常勤講師に対する報償費について

各キャンパスにて異なる報償費単価を使用しており、概況は以下のとおりである。

区分	秋田	本荘	短大	木高研
計上根拠	「非常勤講師の取り扱いについて (平成 12 年度から適用)」		規程なし	
報償費単価	1 コマ当たり－教授： ¥12,000 (2 時間) －助教授： ¥10,000 －講師： ¥8,000		1 時間当たり ： ¥5,000	

報償費は当該研究を遂行するための専門的知識の提供・資料整理他、内容が多岐にわたるため、一律に定められた単価表は現在では存在しない。算出にあたっては常識の範囲を超えない妥当な根拠（秋田・本荘キャンパスにある基準単価表など）に基づく積算で行われる性質のものである。

しかしながら、短大・木高研では、慣行に基づく単価 5,000 円が適用されており、基準単価表が存在しない。

非常勤講師に対する報償という同一の行為に対する単価については、同一大学内での統一した基準単価を設けることが妥当である。

(2) 委託料関係

ア. 県立大学及び職員公舎エレベータ保守点検業務委託契約について

県立大学及び職員公舎エレベータ保守点検業務委託契約は、エレベータ製造メーカーまたはその系列保守点検業社と随意契約を行っているが、現在では当該随意契約に合理的な理由を見出すことができないため、より競争的で経済的な結果をもたらす契約方法（指名競争入札等）に変更する必要がある。

(i) 県が設定した随意契約理由について

- ① 当該業務は「業務内容が特殊であり専門的技術を要する」こと。
- ② 「緊急時の修理、部品の調達等を考慮」したこと。
- ③ 遠隔監視装置に基づいて業務を行っていること。

(ii) 随意契約理由の合理性について

- ① エレベータ保守点検業務委託契約は、確かに専門的な技術を要するが、エレベータ製造メーカー及びその系列会社以外に当該業務を

実施する能力がないとはいえないこと。

- ② 現状でもエレベータ製造メーカー及びその系列会社以外の保守管理会社が当該業務を実施している実績が存在すること。
- ③ エレベータ製造メーカーの「純正部品」はエレベータ製造メーカー及びその系列会社以外の保守管理会社でも購入することができること。

(iii) エレベータ設置場所及び基数等（現状）について

設 置 場 所	行政財産等	基 数	契約形態
県立大学職員公舎	普通財産	4 基	随意契約
県立大学共通施設棟	行政財産	3 基	随意契約
県立大学図書・メディア・講堂施設棟	行政財産	2 基	随意契約
県立大学管理棟	行政財産	1 基	随意契約
県立大学学部棟	行政財産	1 基	随意契約
県立大学学部棟	行政財産	1 基	随意契約
県立大学学部棟	行政財産	2 基	随意契約
県立大学（本荘）共通施設棟	行政財産	2 基	随意契約
県立大学（本荘）メディア交流棟	行政財産	3 基	随意契約
県立大学（本荘）学部棟	行政財産	2 基	随意契約
県立大学（本荘）学部棟	行政財産	2 基	随意契約
県立大学（本荘）特別実験棟	行政財産	1 基	随意契約
県立大学（本荘）体育施設棟	行政財産	1 基	随意契約
短期大学学生寮	普通財産	1 基	随意契約

（県立大学『公有財産台帳』等より）

イ. 樹木芝育成管理業務委託について

県立大学本荘キャンパスにおける樹木芝育成管理業務委託について、下記のとおり、仕様書の一部の業務が実施されていなかったが受託業者への支出は当初の契約金額に従い支払われている。受託業者からの報告を受けて口頭により了承した旨伝えており、当初の仕様内容に代わる「芝刈り」を受託業者に指示している。

合理的な理由による業務の未実施または変更であるとしても、仕様内容と「委託内容等に関する実績報告書」及び「業務完了報告書」等の報告内容との差異について、「正当であると認めた」趣旨及びその決定理由を管理者である者が文書にて決定する必要がある（「委託契約書第 3 条第 3 項、

第4項」)。

(i) 未実施項目

「生垣管理；剪定刈り込み」

形状・規格；高さ 1.5m 人力

数量；500m

(ii) 未実施理由

「生垣の成育状況が悪いため」

なお、当該樹木芝育成管理業務委託は、県立大学秋田キャンパス及び本荘キャンパスでそれぞれ契約され実施されているが、当該業務の積算内訳について、「作業内容」及び「形状・規格」が同一であるにもかかわらず、単価が相違しているものが多く見受けられた。この点についての事務局の回答は以下のとおりである。

【事務局の回答】

「秋田、本荘共に設備の仕様が全く同じでないこと、地域性により金額が異なってくることを理由に共通化していない。」

しかし、「地域性により金額が異なってくる」という合理的な理由に乏しいこと、そもそも両キャンパスの積算方法に合理性が乏しいこと（を参照。）から、次のような改善を行う必要があるものとする。

- ① 「地域性」という曖昧な理由を見直す必要がある。
- ② 上記見直しにより両キャンパスの委託単価の差異に合理的な根拠が乏しいと認められる場合は、より合理的で経済的な共通単価を設定する必要がある。
- ③ 現在の契約業者 1 社から以前に徴収した参考見積もりをもとに積算単価を確定しているが、当該契約が指名競争入札であること、したがって公平性の観点が必要であることから、積算単価の設定にあたってはより広く積算単価情報を収集し適正な単価設定が必要である。

(3) 公共料金（光熱水費）について

電気料金及びガス料金については、料金にかかる規制緩和の進展に伴い、使用量及び使用実態等に応じて種々の料金体系から需要者にとって有利なものを選択できるようになってきている。県立大学のような大口の需要者にとっては選択によっては大きく料金に差異が生じる可能性があるものであり、有利な料金体系の有無を検討する必要がある。本件について、各キャンパスの事務局よりヒアリングを実施し、検討した結果は以下のとおり

である。

ア. 秋田キャンパス及び本荘キャンパス

(i) 電気料金

従前より有利な料金体系の有無について検討を行ったことはないため、直近1年間の資料を基礎として、適用可能な料金体系間において比較を行ったところ、現行契約の「業務用電力」よりも「業務用電力Ⅱ」に変更した方が、秋田キャンパスにおいて年間約 2,229 千円、本荘キャンパスにおいて年間 1,821 千円だけ有利となることが判明した。

ただし、大学院の建設工事等の要因により、平成 14 年 12 月から両キャンパスとも、従前より契約容量を増加させる必要があり、その場合に「業務用電力Ⅱ」が有利かどうかは現状不明であるが、いずれにしても、今後は継続的に検討を行うことが必要である。

(ii) ガス料金

電気と同様にガスに関しても有利な料金体系の有無についての検討は行っていなかったが、ガスに関しては、冬期間の使用量が多く負荷が高いため割引の対象となりにくく、現行の契約方法が適切である。しかし、今後も継続的に検討を行うことが必要である。

イ. 短大

従前より有利な料金体系の選択について検討を行っている。

3. 財産関係

(1) 『公有財産台帳』及び『備品原簿』の整備について

今回の監査において、『公有財産台帳』及び『備品原簿』等と現物との照合を実施した結果、公有財産に関しては、台帳上、特に工作物に関して「○○一式」、「○○ 98 個一式」といった記載が多く、職員の同行を得て照合作業を実施したにも関わらず、現物が不明なもの、網羅的に確認できないものが散見された。また、物品（備品）に関しては、特に研究用機器に関して、その所在を使用者たる教員等のみが把握しており、職員の同行を得て照合作業を実施したにも関わらず、現物の所在自体が判明しないもの及び所在確認に相当の事務作業を要するものが散見された。

地方財政法第 8 条に規定されているとおり、地方公共団体は、その財産を常に良好の状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用することが求められる。これは、行政運営に果たす公有財産の重要性

とともに、その財源が県費を始めとする租税等であることを鑑みた場合、当然に求められるところであり、物品についても当てはまるものである。特に、厳しい財政状況下においては、所有している財産及び物品等をより有効に活用することが更に要請されると言える。

一方、地方公共団体においても貸借対照表や行政コスト計算書等の作成が始められており、新たな管理会計的手法としての活用及び住民に対する説明責任の発揮等の観点から、その精緻化が図られている。秋田県においても平成 11 年度より作成が開始されているところであるが、その基礎データとなるのは『公有財産台帳』及び『備品原簿』であり、従前よりも、求められる役割は増大している。更に、地方独立行政法人が制度化され、当該制度を採用した場合には、貸借対照表等の作成が義務付けられることとなろう。

これらの要請に応えるためには、公有財産及び物品の現況を的確に把握することが前提となり、その手段として常に正確かつ適正な『公有財産台帳』及び『備品原簿』を作成する必要がある。今後、以下の点について検討を行うことが望ましいが、いずれにしても、台帳を作成・整備すること自体が目的ではなく、その趣旨に沿って管理台帳としての有効性を高めるよう留意すべきである。

ア.『公有財産台帳』にかかる事項

正確かつ適正な『公有財産台帳』を作成し、更に維持するためには、実態に即した台帳を作成するとともに、実物の変動に合わせて適時に修正を行う必要がある。

- ① 対象資産の数量については、実態に即し、かつ後日の確認に資するような数値を記載する。
- ② 対象資産の異動を適時に台帳に反映させるため、定期的・計画的に対象資産の現物確認を行う。なお、全ての資産を毎年確認する必要はなく循環的な確認でも良い。
- ③ 現物確認に際しては、台帳の整備に止まらず、その結果を修繕計画の策定に反映させる等、実際の維持管理活動と有機的にリンクさせる。
- ④ 現状、現物の管理を主目的として作成されているが、今後、管理会計用の情報源としての役割の増大が見込まれることから、取得価格を始めとした金額情報の記載方法について検討する。

イ.『備品原簿』にかかる事項

『備品原簿』についても『公有財産台帳』と同様のことが指摘できるが、財産よりもその数量の多さと移動の容易さにおいて相違があり、その所在の把握がより重要となる。

- ① 現状、特定の時点における帳簿記載内容と現物とを照合する、いわゆる「たな卸」を実施していない。確かに、開学当初は取得する備品の数量も多く、その処理に忙殺されていたことが推察されるが、備品は移動を伴うものであり、循環的なたな卸も含め、早急に現物と帳簿との照合体制を確立する。
- ② 『備品原簿一覧表』及び『物品供用簿』上の供用者を実態に即した供用者とするとともに、『備品原簿一覧表』上の備考欄に当該物品の備置場所等を記載すること等により、その所在を明確化することを検討する。なお、研究用機器を始めとして、移動が頻繁になされると想定される備品のうち、『備品原簿一覧表』上での対応が困難なものに関しては、一定の単位の研究責任者に備品管理の徹底を周知させた上で供用者とし、管理する備品の所在とその状況等を記載した書面の定期的な提出（年に1回程度）を受けること等も想定し得る。
- ③ 研究用機器の一部は、外部の機関との共同研究等により大学外へ持ち出すことが想定されるが、現状、持ち出しにかかる管理帳簿等も存在せず、その備品の管理は備品利用者の良識に依存している状況であるため、備品の持ち出しについて、一定の内規を定めることも検討する。

（２）施設修繕計画の策定について

施設管理担当部署に対してヒアリング等を実施したところ、秋田キャンパス及び本荘キャンパスに関しては特に設置年度が新しいこともあり、事務局において中期的な事前の修繕計画を策定し、計画的・効率的に修繕を実施していくという意識が希薄であった。このため、設備の保守点検業務受託業者からの報告等により発覚した事態に対して、その都度処理を行う事後保全的な修繕がほとんどであり、大規模修繕を含む将来的な計画を有していない。

このような受動的な施設管理の手法においては、故障やトラブルの発生自体を抑制するための事前予防策を採用することができず、かつ修繕等に関して二重投資が生じるおそれもあり、有効性及び効率性の点で改善の余地がある。現在のように施設の年次が新しいうちは良いが、今後、年を経るに従い、その重要性が増すと思われることから、施設の管理責任を有す

る大学事務局が主体的に修繕計画を策定することが望ましい。

(3) 学外者施設利用許可について

秋田キャンパス及び本荘キャンパスにおけるグラウンドを始めとする施設を学外者が利用する際の手続に関して、関係書類の閲覧及び関係課に対するヒアリングを実施した結果は以下のとおりであった。

ア. 現状

県立大学のグラウンドを始めとする資産は行政財産であるが、県立大学の教員又は学生以外の者が県立大学の施設を利用しようとする際には、財務規則第 329 条に規定される行政財産の目的外使用を適用するのではなく、大学の目的に適合した利用であるとして、「秋田県立大学施設管理規程」(以下、「管理規程」という。)に則って処理されることとしている。

しかし、使用できる団体及び目的の範囲等に関して明確に規定されていないことから、行政財産の目的外使用にかかる規程を準用し、「公共団体若しくは公共的団体が主催するスポーツ大会等に使用する場合使用期間が一時的であり、かつ、使用目的が営利を目的としないとき」に使用を許可できるものとして運用している。

イ. 施設開放に対応した規程の整備

現状、行政財産の目的外使用にかかる規程を準用しているが、「地域における生涯学習機会の充実方策について(平成 8 年 4 月 24 日:文部省生涯学習審議会答申)」において大学の施設開放の推進及び県民へのその周知が求められていることもあり、大学本来の活動に支障がない範囲において学外者利用に対して積極的に対応できる体制をとる必要がある。

このため、講義やクラブ活動等大学本来の活動に対し障害にならないことを前提とした上で、許可範囲の明確化等に関して管理規程の見直しを進めることが望ましい。また、現行の管理規程には使用料にかかる規程が存在しないことから、その点についても必要に応じて、見直し・整備を検討することが望ましい。

〈参考〉

「地域における生涯学習機会の充実方策について(平成 8 年 4 月 24 日:文部省生涯学習審議会答申)」抜粋

2 地域社会への貢献

(1) 施設開放の促進

施設の開放については、これまでも多くの大学等で行われてきているが、地域住民の高度で専門的な学習に対するニーズの高まりにこたえて、今後より一層施設開放を進め、これらのニーズにこたえていくことが重要である。

○ 施設開放の拡充

大学等の施設の開放は、図書館・博物館・資料館・体育館・グランドなどが主な対象となるが、実情に応じて、多様な施設の開放が可能な限り行われるよう工夫されるべきである。これらの施設を円滑に開放するためには、大学等が地域社会の一員として地域に積極的に貢献していくことが社会から強く期待されている、との共通認識を学内で確立することが必要である。その上で、施設開放に必要な手続きを簡素化し、それを地域の人々に広く知らせることが望まれる。この場合、様々な学習情報を統合的に扱う都道府県の生涯学習推進センターなどの活用が考えられる。

(4) 試験研究機器の利用状況について（木高研）

ア. 機器（設備）の概要

木高研は、木材の加工・利用に関する技術基盤の確立をすることにより、木材資源の理想的な循環系確立を目的としている。試験研究機器は、約50機（1千万円以上の機器）使用されている。試験研究機器は、主に木高研の研究用に利用されることを目的としているが、財団法人木材加工推進機構を通じて外部の利用にも供している。今回、木高研では試験研究機器の利用状況表（木高研内部の利用及び外部機関の利用状況）を作成していた。

イ. 利用状況及び利用状況管理

試験研究機器の利用状況表を閲覧し、現場視察を行った結果、木高研内部での利用は、適時なされている（平均稼働日数は、平成11年度140日、平成12年度135日、平成13年度130日）ようであるが、外部利用（試験依頼・製品の性能評価依頼）はあまりなされていない。これは、外部利用を積極的に行う条例等の規定がないこと及び試験研究機器の本来の目的は、木高研の内部利用に資することであるとの理由からのようである。

また、内部利用されている機器の中でも、年間30日ほどしか使用されない機器もあり、内部の利用頻度はそれ程高いものとは言えない。

確かに、一定の研究テーマのために購入される機器類は、そのテーマの終了等により利用頻度は低下することも否めないが、設備の効率的利

用の面から、木高研の研究活動に支障を来たさない範囲で積極的に外部の設備利用を推奨すべきと考える。

また、木高研が作成した利用状況表であるが、外部利用の状況は財団法人木材加工推進機構を通じてなされているので、実績数値を把握することはできるが、内部利用の状況は客観的に検証できるデータに基づいたものではなく、教員等のヒアリングに基づくものである。

今後は、内部利用状況を現場の教員等に逐次申告させ、利用状況を管理し、利用頻度の少ない機器については外部利用の機会を設ける等、なんらかの対策を講じる必要がある。

(5) 図書関係

ア. 蔵書点検(たな卸)により判明した不明図書の取扱いについて

秋田・本荘キャンパスにおいては、図書は図書システムにより管理されていることから、蔵書点検(たな卸)はハンディーターミナルにより図書に添付されているバーコードを読み取り行われる。蔵書点検(たな卸)によって読み込まれた情報を図書システムにおける「蔵書点検システム」を稼働させることにより「新規不明資料一覧リスト」「継続不明資料一覧リスト」が出力され不明図書が把握される。秋田キャンパスでは、平成14年8月20日から23日の4日間、本荘キャンパスでは平成14年8月26日から30日の5日間蔵書点検(たな卸)が実施されている。

担当職員にヒアリング確認した限りでは、両キャンパス共に蔵書点検(たな卸)は適正になされており問題ないと言えるが、蔵書点検(たな卸)の結果(13年度結果)以下のような不明図書がある。

a. 秋田キャンパス

不明図書数 36冊(継続不明18冊、新規不明18冊)

不明雑誌数 19冊(// 6冊、 // 13冊)

b. 本荘キャンパス

不明図書数 31冊(継続不明14冊、新規不明17冊)

不明雑誌数 7冊(// 3冊、 // 4冊)

両キャンパスでは、図書館の出入口に防犯のゲートが設置されているので図書の盗難件数は少ないと考えられるが、上記のような不明図書が発生している。

財務規則によれば、使用に耐えない物品があった場合には、物品の不用の決定を行い(財務規則第364条)、不用物品の売却等を行わなければならない(財務規則第365条)ことになっている。このような不明図書

が発生した後の取扱については現在のところ、廃棄等の処理は行っていない状況である。今後は、一定の経過年数を超えた不明図書等の取扱いを定めた規程の整備を行い、適時に長期不明図書の処理を行うことが必要である。

イ. 学術研究交付金（研究費）で購入された図書に関する規程について

学術研究交付金で教員が購入した図書については、その取得した日の属する会計年度の翌年度の4月末日までに県に寄付しなければならない（秋田県立大学学術研究交付金要綱第26条）。平成13年度購入図書については、県に対する寄付行為はまだなされていないことは、監査結果に記載したとおりであるが、教員からの寄付行為がなされた後、当該図書の貸出しには以下の規程が存在する。

・秋田県立大学図書館利用細則

「（研究費購入資料の貸出し）」

第4条 要領第10条第1項及び第15条の規定にかかわらず、教員がその研究費をもって購入した図書館資料を当該教職員に貸出しする場合の貸出期間及びその冊数並びに貸出機関の更新回数は、次のとおりとする。

- （1）貸出期間 1年間
- （2）貸出冊数 無制限
- （3）貸出期間の更新回数 無制限

2 前項の規程による貸出しを受けた教職員は、貸し出された図書館資料を責任をもって保管するとともに、利用を終了したときは、速やかに返却しなければならない。」

上記規程どおり適用した場合、当該交付金により購入した図書については、半永久的に教員に貸出された状態になる可能性がある。確かに、当該図書は研究用に購入されたものであり、頻繁に貸出された場合には、研究の妨げになることも予想されたため当該規程はある意味理解できるが、他の研究者等の閲覧の機会を制限することにもなり、また、図書購入に関する二重投資が生じるおそれもある。上記規程の「貸出期間の更新回数 無制限」の規程を一定の更新回数に制限する等、検討を図られたい。

4. その他（遠隔授業の利用について）

秋田キャンパスと本荘キャンパスとの間は、地理的に離れていることもあり、通信施設を用いた遠隔授業が実施されている。技術的には両キャンパス

にA T M専用回線が接続されており、この回線により、遠隔授業・講演・討論会・会議などが実施できるようになっている。遠隔授業にかかる実施状況および利用状況は下表のとおりである。

【履修届の状況】

(単位：人)

科目名	平成 13 年		平成 14 年	
	秋田	本荘	秋田	本荘
教育制度論	10	16	7	25
理科教育法	29	18	12	16
教育方法論	9	20	12	32
理科教育法	26	19	11	13
教育実習事前事後指導	24	17	24	17
延べ人数	98	90	66	103
学生数に対する割合※	8.9%	8.2%	4.6%	7.1%

※ 学生数に対する割合は、延べ人数を各年度の秋田及び本荘キャンパスの学生数（科目履修生等含む）で除した割合である。平成 14 年度学生数は、平成 13 年度学生数に、定員数 350 人を加算して概算で算出した。

遠隔授業に関する当初計画においては、年間の利用コマ数等のような具体的な利用計画の定めが無いため、当初の利用計画に対する実際の利用頻度の比較は行われていない。設備の有効活用の観点からは、設置当初に利用計画を作成し、これとの比較を行うことにより、設備利用状況の把握及び今後の有効活用の方法を検討すべきである

事務局によると、真の学生へのサービスは現地で講義することであり、遠隔授業は二次的な利用手段にすぎないとのことであるが、今後、木高研への拡大の可能性もあるとのことであり、利用計画を作成し、計画と実績の比較を実施する等、有効な資産活用情報に役立てるべきである。

第4. 今後の方向性について

県立大学は「1. 21世紀を担う次代の人材育成、2. 開かれた大学として、秋田県の持続的発展に貢献」することを基本理念として定めている。施策を実施する立場にある県は、この目的たる基本理念をより効果的かつ効率的に実現する責務を負うものであり、県立大学の置かれている環境や県民からの期待等の変化に応じて、その手段として最も適した運営形態を検討する必要がある。

現在は県の一組織として運営されているが、それに限らず、公設民営方式による運営や現在検討が進められている地方独立行政法人制度等も選択肢となろう。それらを含めると主に以下の3通りの運営形態が想定できる。しかし、これらに限らず、今後、どのような運営形態を採用するかは県の判断であることから、本報告書においては参考として、想定される各々の形態のメリットとデメリットを簡単に記述するに止める。

- ① 現行方式（県の一組織）
- ② 県の関与を残しつつ自立性を持たせる方式（地方独立行政法人化等）
- ③ 民営化（私立大学への移管等）

区 分	サービス提供主体	施設等整備者	サービスの質・水準 決定者等
① 現行方式	県	県	県
② 公設民営化	民 間	県	県
② 地方独立行政法人化	地方独立行政法人	地方独立行政法人・県	地方独立行政法人・県
③ 民営化	民 間	民 間	民 間

なお、② 県の関与を残しつつ運営に自立性を持たせる方式には、上表のとおり、地方独立行政法人以外に公設民営方式による運営形態等も当然に選択肢として挙げられるが、本節においては一つの例として地方独立行政法人化について記述する。ただし、地方独立行政法人に関しては、現在制度が検討されているところであるため、現行の独立行政法人制度を想定して記述する。

区 分	メリット	デメリット
① 現行方式 (県の一組織)	・ 県の意向を直接的に反映させることが可能。 ・ 制度変更を伴わないため、多くの事務作業を要しない。	・ 県庁組織の一部門であることから、予算執行・人事等に関して、効率的・弾力的な運用に制度的制約がある。 ・ 県立大学に予算決定権がなく、コスト削減に対する誘引が低い。 ・ 発生主義会計に基づくコスト計算が制度上要請されていない。
② 県の関与を残しつつ運営に自立性を持たせる方式 (地方独立行政法人化等)	・ 目標及び計画段階において、県の意向を反映させることが可能。 ・ 財務・人事等に関して、効率的・弾力的な運用が可能となる。 ・ 主体的な意思決定が可能となり、創意工夫を発揮する余地が増加する。 ・ 発生主義会計に基づくコスト計算及びその開示が要請される。	・ 法人の長（大学長）に権限と責任が集中するため、強いリーダーシップを発揮する長がいない場合、制度趣旨を十分に達成し得ない。 ・ 制度の移行に際し、諸体制の整備、システム変更及び承継資産の評価等、多大な事務作業を要する。
③ 民営化 (私立大学への移管)	・ 県の直接的な負担が低減される。 ・ 既存の私立大学との統合される場合、種々のスケール・メリットが想定される。	・ 県の意向を直接的に反映させにくい。また、県の意思に沿った施策の実施を求めた場合、補助金等の交付が必要となる可能性がある。 ・ 授業料等の値上げが予想される。 ・ 受け皿となる既存の私立大学が無い場合、単独での民営化には困難が伴う。

平成 14 年度
包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出す
る意見書

財団法人秋田県林業公社の収支並びに秋田県の
公社に対する貸付金等について

秋田県包括外部監査人
澤田祐治

平成14年度包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見書
財団法人秋田県林業公社の収支並びに秋田県の公社に対する貸付金等について

目 次

第1 林業公社及び（財）林業労働対策基金を取り巻く経営環境等.....	1
1. 木材市況等.....	1
2. 環境問題等.....	1
3. 最近の森林面積の増減状況等.....	3
4. 国有林野事業等.....	5
5. 県行造林等.....	6
6. 林業就業者数の推移.....	6
第2 林業公社について.....	7
1. 会計処理及び決算について.....	7
（1）修正貸借対照表の検討について.....	7
（2）支払利息の原価性について.....	9
（3）受託事業の収支及び森林組合との取引について.....	9
2. 長期経営計画の見直しについて.....	10
（1）前提条件等について.....	10
（2）県「林業開発基金」の返済等の見込みについて.....	11
（3）見直し長期経営計画の要約.....	12
3. 分収林の資産評価について.....	13
4. 分収林の原価管理について.....	16
5. 職員互助会会計について.....	16
6. 経営の効率性及び公益性について.....	17
7. 林業公社の短期借入金及び県の歳入・歳出の処理について.....	18
8. 県行造林の普通財産管理上の面積について.....	18
第3 （財）林業労働対策基金について.....	19
1. 「担い手育成基金」の運用収入の使途等について.....	19
2. 所管する農林政策課の認識について.....	20
3. 経営の効率性及び公益性について.....	20
第4 公社の県債所有について.....	22
1. 基本財産等により県債を所有する公社の会計処理について.....	22
2. 運用収入等について.....	22
3. 発行条件等について.....	22
意見資料.....	24

第1 林業公社及び(財)林業労働対策基金を取り巻く経営環境等

1. 木材市況等

農林水産省の統計情報や県内の業界紙によると、平成 14 年 10 月の木材価格（すぎ中丸太径 14.0～22.0 cm 全国価格 14,500 円/m³）はある程度落ち着きを見せているものの、平成 10 年以降の下落傾向は大きく変わらず、平成 13 年度の平均価格水準を下回っている厳しい状況にある。

意見資料 1 ④は農林水産部発行「木材情報あきた」により、すぎ中丸太径 14.0～28.0 cm 平均価格 15,800 円/m³を掲載しているが平成 14 年 3 月は 14,400 円/m³である。

県内の 12 月の木材流通センター及び原木市場における杉の売行きは、秋田杉の高齢樹（80～100 年生前後）が材質の吟味などで鈍かったものの、それ以外はやや順調と報道されている。

しかし、この水準は森林組合の土場着の杉丸太平均価格が 1 万円/m³を切る状態で、民有林の新規伐採は一時停止される動向があるといわれる。林業木材業界が低迷を脱するような次元ではなく、木材の需要は極めて深刻な状況にある。県は、秋田杉の地元消費を促すために 2,200 万円の予算で木造住宅を新築する県民に、スギの柱材を 100 戸（一戸あたり 90 本以内）に無償で提供する事業を行っている。

2. 環境問題等

日本の森林面積は全国土の 67%を占め、数字の上では「森林大国」といえるが、国内ではコストが高く、外国材に依存する割合は 81%になっている。日本の森林の実態は手入れがされず、森林大国にはほど遠い状況になっているといわれる。

また、地球温暖化対策の京都議定書で、日本は温室効果ガスを 1990 年比で 6%削減することが義務づけられているが、そのうち 3.9%分を森林の CO²吸収機能に由来することが予定されている。これについて、12 月の「林政審議会」は間伐などによる健全な森林整備や保安林の適切な管理・保全などで、吸収機能の向上や維持・確保ができるようにすることを答申している。農林水産省の「地球温暖化防止森林吸収源十カ年対策」では、現状水準の森林整備では確保できる CO²吸収量が 3.9%を大幅に下回る恐れがあるとし、国内の森林の 7 割にあたる 1,750 万 ha の適切な整備や保全・管理が必要と指摘している。

平成 14 年 3 月の新聞報道によると、県内においても山の荒廃を防ぐため手入れが必要な杉の人工林は、平成 12 年度で 3 万 ha（県内の民有人工林が 25 万 ha であるので 12%に相当する。）があり、間伐の促進（5 年間で 1 万 5 千 ha）について国の補助に県単独で上乗せする森林機能保全対策費 9,100 万円が予算化されている。

県内では地方公共団体に義務づけられている地球温暖化対策実施計画の策定が進んでいない旨も報道されており、森林の CO²吸収機能は一層重要性をもつと考えられる。

企業においては、製紙会社は従来から原料確保のため海外植林事業に取り組んでいるが、異業種企業も、地球温暖化対策で CO²などの温暖化ガス排出量の制限を受け、「排出量取引」への先行投資的な面から積極的に海外植林事業に共同出資する例が増えていると報道されている。

また、自然の保護と林業経営の両立を狙った森林認証制度が広がりを見せて、消費者が認証マークの付いた商品を選択することを通じて保護を支援できるようになっている。認証制度は、長期にわたり木材を収獲できるように植林や手入れができていないか、除草剤が多用されていないか、林道整備によって土壌浸食が起きていないかなど生態系や周辺環境への配慮が継続的にチェックされることによって行われる。

さらに、雑木と呼ばれてきた広葉樹についても、床材や家具などの用途として需要が増えて先端的企業も現れている。木材価格についても広葉樹は平成 11 年以降も安定しているので、針葉樹との逆転現象もみられるといわれる。ブナ原生林保護運動をきっかけにブナ林の価値が見直され、伐採量は 1967 年（昭和 42 年）の最盛期の後は年々減少し、1998 年（平成 10 年）は、最盛期の 6%程度になっている。

平成 9 年の「林政審議会」の最終答申は、企業、個人、自治体等が所有する民有林について「国土保全のため公益的機能を重視すべきだ」と指摘し、①河川の流域ごとに森林を管理するため、上流と下流の自治体や企業が出資する「基金」を設ける、②民有林の整備計画の策定権を国から地方自治体に移すなどの提言をしている。

平成 10 年の国有林野事業改革関連 2 法によって、国有林野事業の独立採算性からの転換とともに、国土保全、水資源涵養、自然環境保全などの公益的機能を 5 割から 8 割にするなどの大改革を行っている。

水質の環境保全についても、水質悪化を懸念させる兆候も指摘され未然防止の視点が重要であるといわれている。

平成 10 年度の林務部「林業関係施策の概要」に掲載されている「森林の公益的機能整備の変遷」をみると、水源地域緊急整備や保安林整備、治山事業、災害復旧等の施策が重点的に行われてきている。

外部監査のため、林業公社の新植現場と県行造林伐採（皆伐）跡地を一カ所視察し、説明を受けたが、伐採跡地のすべてが直ちに危険でないとしても、皆伐跡地が増加し続ける場合には、集中豪雨などによる被害が生ずる危険性が高まることは当然なことで実感した。

「森林資源に関する基本計画」や重要な林産物の需要、供給に関する長期の見通しについては、平成 7 年を基準とした目標が示されており、抜粋すると以下のとおりである。

【森林資源整備の目標】

（面積単位：百万 ha）

区 分		平成 7 年 (1995 年)	目標とする森林整備の状態			指向する森林 整備の状態
			平 17 年	平 27 年	平 37 年	
面 積	育成単層林	1,043	1,041	1,011	957	888
	育成複層林	68	161	274	404	532
	天然生林	1,409	1,320	1,237	1,161	1,102
	合計	2,520	2,522	2,522	2,522	2,522
蓄 積	総蓄積(百万 m ³)	3,483	3,970	4,320	4,440	4,630
	ha 当たり蓄積 (m ³)	138	157	171	176	184

(注 1) 林野庁編 2002「林業統計要覧」より抜粋したものである。内容は、平成 8 年 11 月 29 日閣議決定の農林水産省「森林資源に関する基本計画」等の資料に基づく数値を要約している。

(注 2) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業を行う。

育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持していく施業を行う。

天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持していく施業を行う。この事業には、国土の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

3. 最近の森林面積の増減状況等

最近は森林の公益的機能が重視されるようになっているが、森林面積の増減は以下のとおりであり、決して公益的機能が十分確保されているとはいえない状況にある。

【造林及び伐採面積の比較】

(単位：ha)

年度 平成	再造林、拡大人工造林面積			伐 採 面 積			差 引 A－B
	総数 A	国有林	民有林	総数 B	国有林	民有林	
3	58,256	9,899	48,357	234,684	96,486	138,198	△176,428
4	54,006	8,069	45,937	209,531	93,524	116,007	△155,525
5	55,301	7,847	47,454	199,003	86,880	112,123	△143,702
6	49,586	8,619	40,967	188,580	78,445	110,135	△138,994
7	52,160	6,919	45,241	158,229	69,028	89,201	△106,069
8	42,800	5,331	37,469	146,374	68,568	77,806	△103,574
9	39,313	4,743	34,570	135,211	57,692	77,519	△95,898
10	40,969	5,507	35,462	108,155	42,755	65,400	△67,186
11	35,146	5,239	29,907	89,401	30,859	58,542	△54,255
12	33,072	4,592	28,480	67,239	25,088	42,151	△34,167
計	460,609	66,765	393,844	1,536,407	649,325	887,082	△1,075,798

【民有林人工造林面積】

(単位：ha)

年度 平成	総 数	公 営						私 営
		計	都道府県	市町村	造林公社	%	緑資源公団	
3	48,357	24,308	5,261	4,572	7,878	16.3	6,597	24,049
4	45,937	23,506	5,753	4,386	6,837	14.9	6,530	22,431
5	47,454	22,651	5,052	4,220	6,536	13.8	6,843	24,803
6	40,967	19,909	4,662	3,900	5,250	12.8	6,097	21,058
7	45,241	21,074	4,716	3,760	5,744	12.7	6,854	24,167
8	37,469	18,787	4,371	3,482	4,376	11.7	6,558	18,682
9	34,570	16,466	3,841	2,908	4,010	11.6	5,707	18,104
10	35,462	17,636	3,748	3,021	3,695	10.4	7,172	17,826
11	29,907	15,519	3,883	2,695	2,513	8.4	6,428	14,388
12	28,480	14,064	2,976	2,364	2,184	7.7	6,540	14,416
計	393,844	193,920	44,263	35,308	49,023	12.4	65,326	199,924

(注1) 造林面積等は、林野庁編 2002「林業統計要覧」より抜粋したもので、差引は外部監査人が計算している。伐採面積には天然生林が含み、国土利用計画に基づく道路など林地以外の用途のための面積を含むので、単純な差引面積は厳密には適切ではないが、概ね年平均10万haの森林面積が減少していることは分かる。また、このうち民有林についても、同じような事情があるものの、年5万ha近い面積が減少していることが分かる。

(注2) 平成7年3月31日現在の全国の森林面積は、25,146千ha(うち、人工林10,398

千 ha、天然林 13,382 千 ha、無立木地 1,214 千 ha 等) で、秋田県の森林面積は、838 千 ha (うち、人工林 410 千 ha、天然林 407 千 ha、無立木地 21 千 ha 等) である。

平成 15 年度の各省庁重点施策のうち、森林・林業施策をみると、①【地球温暖化防止等に資する森林整備・保全の推進】、②【地域材・木質バイオマスの利活用による循環型社会の構築】、③【都市と山村の共生・対流】が課題として掲げられている。

このうち、①については、「森林所有者等の自助努力によっては適切な整備が期待されない森林について、市町村等による多様な森林整備を推進」、「公益的機能が低下した保安林を対象に、機能が高度かつ持続的に発揮されるよう複層林への誘導・造成を積極的に推進」等が示されている。

これらの状況をみると、森林のあるべき姿を目標とする施策は強力に打ち出されているものの、日本経済の抱える高コスト等の問題及び国、地方自治体の財政負担の制約から容易に解決できない事態になっている。

4. 国有林野事業等

国有林野事業は、特別会計の事業として行われていたが、平成 10 年 10 月に、「国有林野事業の改革のための特別措置法」等の成立により、危機的な経営状況に対処するため、累積債務の本格的処理や一般会計からの繰入れを前提とした特別会計制度へ移行している。

従来は、木材生産林 58%、公益林 42%として林野事業を行っていたが、公益林 77% (水土保持 54%、森林と人との共生 23%)、資源の循環利用 23%と公益的機能重視の管理経営へと大変革をしている。

この変革は、平成 15 年度までの期間を集中改革期間として実施することとされ、伐採、造林並びに林道の開設及び改良の実施行為を民間事業者に委託して緊急に推進することになっている。

このため、職員数の適正化を緊急に行い、集中改革期間終了後早い時期に職員数を業務に応じた最小限のものとする事になっている。

分収造林についても、国有林野を契約により、国以外の者に造林させ、その収益を国及び造林者が分収することができるよう改正されていて、従来の事業者としての立場(官行造林)から逆転している。国有林についての、最近の造林面積及び伐採面積は、いずれも急激に減少していることが分かる。

5. 県行造林等

県行造林は、県が行う分収造林のことであるが、林業公社が分収造林事業を行ってから、新たな事業は行っていない。したがって、現在は分収契約期間が終了するものについて、土地所有者の意向等を尊重し、順次売却している状況にあり、長期伐採への契約変更はほとんど行われていない。

「財産に関する調書」によると、普通財産である県有林及び県行造林の面積の推移は、以下のとおりである。

【県有林、県行造林の面積】

(単位：ha)

区 分	平 8 年度末	平 9 年度末	平 10 年度末	平 11 年度末	平 12 年度末	平 13 年度末
県有林	4,113	4,260	4,472	4,604	4,652	4,652
県行造林	5,124	5,076	4,873	4,822	4,780	4,726
計	9,237	9,336	9,345	9,426	9,432	9,378
県行造林減少	省略	△48	△203	△51	△42	△54

(注) 県行造林の面積は、地上権設定の登記上の面積である。したがって、実際には売却されているが、契約上の伐採猶予期間等の事情で、登記上の地上権設定の解除が行われていない面積 228ha (平成 13 年度末) を含んでいる。

6. 林業就業者数の推移

平成 13 年度版秋田県林業統計に掲載されている林業就業者数(総理府統計局の国勢調査資料)は、以下のとおりである。

【年齢層別林業就業者数】

(単位：人)

年次	総数	15 ～ 19 才	20 ～ 24 才	25 ～ 29 才	30 ～ 34 才	35 ～ 44 才	45 ～ 54 才	55 才以上
昭和 45	10,708	122	370	735	1,576	4,471	2,497	937
50	10,076	49	134	355	705	3,982	3,611	1,240
55	10,159	33	125	202	392	2,543	4,903	1,961
60	8,015	17	105	93	194	1,142	3,963	2,501
平成 2	6,113	18	36	86	114	619	2,334	2,906
7	4,011	12	45	52	111	346	1,088	2,357
12	2,682	16	67	64	76	264	656	1,539

(注) 「林業就業者」とは主として 9 月末の 1 週間に 1 日でも林業作業を行い収入になる仕事を行った人であり、平成 12 年度の就業上の地位別内訳は、雇用人 2,141 人、自営業主 401 人及び家族従業者 140 人となっている。

第2 林業公社について

1. 会計処理及び決算について

(1) 修正貸借対照表の検討について

監査の結果に記載した事項のうち、借入金利息及び国庫補助金の分収林勘定からの減額、並びにそれ以外に修正することが妥当と認められる事項について、平成13年度末の貸借対照表を修正すると以下のとおりである。

修正するにあたっては、正味財産に計上されている国庫補助金を分収林勘定から減額し、正味財産を基本財産の1千万円とすることを前提とすることから始めた。それ以外の科目については、企業会計方式から公益法人会計基準方式への移行の資料をもとに設立からの勘定分析を行った。また、公益法人会計基準移行後についても、正味財産増減計算書等をもとに勘定分析を行い不合理な点を修正事項とした。

その結果の資産、負債の残高が事業費、管理費等のすべてを分収林勘定に計上した場合（収入が一切ないと仮定した場合）のあるべき貸借対照表と考えた。

事業運営引当金 447,313,605 円は、費用性引当金ではなく、利益性の引当金であり分収林勘定から減額した。退職給与引当金については、自己都合要支給額に対して 286,210,697 円の引当不足であるので、分収林勘定に加算した。

分収林勘定の費目別についても、誤りを訂正して集計したが、原価管理台帳がすべての事業費、管理費等を網羅できていないため費目別に台帳と突合ができず、資料の正確性を確かめる結果にとどまった。

再修正については、県借入金の未払利息だけを計上し、監査結果に記載した全地契約解除、無償受入造林等については、概数により実態を検討する目的からは必ずしも重要でなく、煩雑さと重要性を考慮して除いてある。

支払利息の原価性等の検討については、別に（2）にまとめて記載している。

【平成14年修月31現在の貸借】

(単位：円)

科	決算金額	修正額	修正後	金再修正	再修正額
現金・預	44,520	0	44,520		44,520
未収金	21,566	0	21,566		21,566
基本財産	10,000	0	10,000		10,000
分収林勘	47,090,287	-15,411,891	31,678,396		31,678,396
車両及び運搬	14,443	0	14,443		14,443
器具及び備品	45,957	0	45,957		45,957
減価償却累計	-43,806	0	-43,806		-43,806
電話加入権	560	0	560		560
退職給与引当	50,713	0	50,713		50,713
事業運営引当	447,314	0	447,314		447,314
資産合計	47,681,554	-15,411,891	32,269,663		32,269,663
未払金	12,426	0	12,426		12,426
未払費用	0	266,615	266,615		266,615
預り金	1,684	0	1,684		1,684
短期借入金	3,550,000	0	3,550,000		3,550,000
長期未払費用				4,280,477	4,280,477
長期借入金	28,092,014	0	28,092,014		28,092,014
退職給与引当	50,713	286,211	336,924		336,924
事業運営引当	447,314	-447,314	0		0
負債合計	32,154,151	105,512	32,259,663		32,259,663
正味財産	15,527,403	-15,517,403	10,000	-4,280,477	-4,270,477
負債正味財産	47,681,554	-15,411,891	32,269,663		32,269,663

分収林勘定

(単位：円)

科	累計金額	修正額	修正後
事業費	32,222,077		32,222,077
管理費	5,601,703	0	5,601,703
支払利息	10,362,949	266,615	10,629,564
退職給与引当	229,486	286,211	515,697
事業運営引当	938,568	-938,568	0
固定資産減価	114,155	0	114,155
固定資産除却	14,084	0	14,084
立木伐倒処理	85,236	0	85,236
小計	49,568,258	-385,742	49,182,516
基本財産運用	651	0	651
造林事業補助	0	15,517,403	15,517,403
事務室補助金	175,968	0	175,968
立木調査収入	1,284	0	1,284
立木伐倒処理	97,519	0	97,519
雑収入	398,805	0	398,805
退職給与引当	178,773	0	178,773
事業運営引当	491,254	-491,254	0
固定資産売却	1,636	0	1,636
小計	1,345,890	15,026,149	16,372,039
差引①	48,222,368	-15,411,891	32,810,477
分収林販売収	388,484	0	388,484
立木損失補償	1,185,509	0	1,185,509
保険金収入	34,344	0	34,344
小計	1,608,337	0	1,608,337
分収支出	476,256	0	476,256
差引②	1,132,081	0	1,132,081
差引合計	47,090,287	-15,411,891	31,678,396

(2) 支払利息の原価性について

支払利子は、「原価計算基準」では非原価項目となっており、「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」においても原則として原価に含めないことになっている。ただし、「不動産開発業を行う場合の支払利子の監査上の取扱いについて」（昭和 49.8.20 日本公認会計士協会業種別調査研究部会等）等にあるように、長期かつ金額の重要なプロジェクト等で特別の資金調達が行われ、開発工事等の支出金と支払利子との間に密接な因果関係がある場合は正常な期間について支払利子の原価算入が認められてきた経緯がある。

分収造林事業は、これらの条件にあてはまるとともに、分収の精算結果を正確に把握するためには支払利子についても考慮する考え方は合理性がある。しかし、分収造林契約の精算は、伐採収入から伐採費用だけを控除して計算するので、事業の特殊性としては必ずしも絶対的なものではない。

現在は、「販売用不動産の強制評価減の要否の判断に関する監査上の取扱い」（平成 12.7.6 日本公認会計士協会）により、時価の著しい下落については強制評価減が求められている。

したがって、全国的な会計慣行があったとしても、支払利息を無条件に原価に算入できるとすべきではなく、一定の範囲に限定することが適当と考えられる。公表された「緑資源公団」の平成 13 年度の損益計算書でも、期間費用として処理されている。

考えられる方法として、農林漁業金融公庫の制度資金の利息については原価算入とし、借換資金及び運転資金である県及び金融機関からの借入金利息については、費用処理することがあげられる。

林業公社が県行造林事業の移管組織であることを考慮すると、県行造林の場合にはそれに係る利息が原価になるということはないので、会計処理が一貫しないものの費用とする方法が妥当と考えられる。

(3) 受託事業の収支及び森林組合との取引について

受託事業の収支については、毎年度収支をゼロとしているが、必ずしも事業の実態を表していないので、実態に即した決算処理が望まれる。受託事業は、林業公社の事業量不足分の補完、自助努力として固定費を補う財源等の意味で重要である。ただし、それは助成事業として認識すべきではなく、採算性を前提に競争力を向上させなければその受託事業の確保も困難となると考える。

森林組合に対しては、分収造林事業及び受託事業について相当な（99%

以上) 委託作業を発注しているが、会計情報としてその取引総額等を注記することは有用であり、開示が望まれる。

2. 長期経営計画の見直しについて

(1) 前提条件等について

第6次長期経営計画では、主に木材価格を平成6年から平成10年までのやや安定した平均価格(それ以前と同じ手法とされる。)を用いているため、県への元利金の全額が償還可能としている。しかし、市場価格は平成10年度以降も下落し続け、平成13年度は大きく下落しているので、長期計画の根拠は既になくなっている。

第6次長期経営計画は、長期の収支計画を明らかにするローリングシステムを確立させたもので、そのシステムは優れているが前提条件等の不十分なことから生かしきれていないといえる。

間伐材の収穫事業は、平成11年度以降は補助金に依存しないと赤字になる状況になっている。林業の専門的集団であり、業界の指導的役割を期待される林業公社として、重要な判断を避けて過去の平均価格を用いた手法は、問題の表面化を避けてきたと思わざるを得ない。

事業の推移からみても、拡大造林から再造林へ転換した後は、市場価格の低迷と新植費用等の上昇から、新規契約もすくなくなり、公益性が認められる緊急に整備が必要な伐採跡地に限定して事業を行わざるを得なくなっている。その意味で、林業公社の存続のありかたが議論される状況になっていることは理解できる。

第6次長期経営計画をみると、県借入金については、平成60年度以降に減少する計画である。しかし、借入金の返済は、平成52年度からの常勤役員がいない嘱託5人だけの体制の時期と重なり、現実性の乏しい計算上の計画の印象はぬぐえない。また、林業公社の公益性等についての将来展望を明らかにできない限界も感じられる。

結果的に、分収造林の契約期間満了により、ほとんどが伐採される前提であり、その跡地の環境問題等には全く考慮していない矛盾がある。

見直しにあたっては、木材価格を平成13年度の平均価格(意見資料1④参照)とするほか、人件費については嘱託であっても責任がとれるような給与水準としたこと、契約満了後の事務所家賃を見込んだこと、今

後、事業が減少するため相対的に負担増となる管理費についても考慮したことである。

しかし、見直しの前提条件は、将来構想が明確になっていないため、決して十分なものではない。基本的には、分収造林のほとんどすべてを伐採して清算しその跡地の環境問題等には全く考慮していないこと、大胆なリスクも判断できないことなどの前提は第 6 次長期経営計画と同じである。

具体的な条件についても、例えば、今後の市場価格の下落リスクを考慮していないこと、管理費のための受託収入の確保を見込んでいること、資金の不足については県に依存しその不足分についての利息は考慮していないことなどの弱点がある。

ただし、林業公社も対象となる平成 14 年度からの 30ha 以上のまとまりを有する森林についての「森林整備地域活動支援交付金」(助成金)については、収入に計上しておらず、多少の幅はもっている。また、不足資金について利息を計算しない理由は、約定どおり償還する場合の償還不能額及び結果的に県が負担しなければならなくなる最大負担額が明確になるという考えによるものである。

(2) 県「林業開発基金」の返済等の見込みについて

第 6 次長期経営計画では、県からの借入金は、平成 27 年度に 300 億円を超え平成 65 年度まで 300 億円台が続くが、平成 56～59 年度の 362 億円をピークに減少し、完済することになっている。

見直した長期収支予測では、県からの借入金は、平成 27 年度に 300 億円を超えた後、平成 54 年度に 517 億円(不足資金 299 億円を含む。)のピークになり、最終的に 190 億円が償還できないことになる。また、約定どおりに償還することができなくなるのは、平成 22 年度から始まり、その累積金額は、平成 27 年度で 5 億 6 千万円、平成 37 年度で 54 億円、平成 47 年度で 174 億円、平成 54 年度で 299 億円、平成 60 年度で 317 億円と試算される。(意見資料 1 ①、②、③参照)

ただし、県への償還については、条例に定める利息を支払うことを前提にしており、その金額は総額 292 億円である。したがって、利息が全額免除されると仮定すれば、最終的に資金が 102 億円(292 億円-190 億円)残ることになる。

この金額について、どのように評価するかは議論が分かれるところで

あるが、基本的な構想がない平成 93 年までの長期予測であり、前提条件にも重要な問題が解消されていないことを考慮すると、リスクとして理解することが妥当と考える。特に木材の平均価格が 10%下落すると、分収金を差引いた実質収入は 64 億円 $((103,835-39,554) \times 0.1)$ の減収となる。木材価格については、意見書 1 ページに記載のとおり、最近の市況は前提とした平成 13 年度の平均価格よりも低い水準が続いている。

したがって、元本についてはある程度の償還可能性があるものの、価格リスク等を考慮すると、県の最大負担額は 600 億円程度（517 億円＋64 億円＝581 億円）となり、利息についての支払能力はないということになる。

「林業開発基金」の貸付金利息については、条例により利率が定められているので、減免等については厳格な手続きが必要と解されるが、林業公社の経営の実態、長期見通し等を考慮すると免除が望ましいと考える。

長期収支予測による県の最大負担額 600 億円は、観点を変えると森林資源の循環利用のための負担額でもある。林業公社の分収林面積は 2 万 4 千 ha であるが、森林機能としては水土保持林 68%、資源循環利用林 32% であり、伐採跡地については当然に何らかの対策が必要となり、償還される資金についてもその意味の制約がついていると考えられる。資源の循環利用期間を単純に 80 年とすると、林業公社の場合は年 300ha の新植、伐採となり、現状の財政負担では無理があると認められる。可能な限り秋田杉を残すとともに、望ましいとされる広葉樹との複層林をすすめることが必要と思われる。

林業を巡る問題は個別の法人だけでは解決できる状況ではなく、県の基本構想等を明らかにし、林業公社のあるべき方向を示すことが望まれる。

(3) 見直し長期経営計画の要約

見直し長期経営計画を要約すると以下のとおりである。なお、林業公社に作成を求め、検討した収支予測の年度別推移及び県借入金残高の推計の資料は、別紙意見資料 1 ①～⑥に掲げている。

【見直し長期経営計画の要約】

(単位：百万円)

区 分	第 6 次計画	見直し計画、予測	うち 14 年度まで	うち 15 年度以降
目 標 造 林 面 積 ha	24,537	24,414		
造林期間	(39 年間)	(37 年間)		
事業期間	(118 年間)	(116 年間)		
伐採収入	166,285	104,263	428	103,835
補助金	18,825	19,527	16,027	3,500
公庫借入金	17,267	16,293	15,607	686
県借入金	51,276	37,055	18,525	18,530
その他収入	3,923	4,142	3,842	300
収入合計	257,576	181,280	54,429	126,851
直接事業費	42,157	41,797	32,890	8,907
間接費	12,497	12,425	6,357	6,068
公庫返済元金	17,267	16,292	1,673	14,619
公庫支払利息	22,062	21,243	10,810	10,433
県返済元金	51,276	37,055	3	37,052
県支払利息	32,539	29,217	-	29,217
分収金(支払)	64,270	39,640	86	39,554
その他支出	2,622	2,610	2,610	-
支出合計	244,690	200,279	54,429	145,850
収支差額	12,886	△18,999	0	△18,999

3. 分収林の資産評価について

分収林の現在の資産価値は、植林後 10 年間の植林費等、地代、金利の合計（「費用価」といわれる。）が、杉の 35～40 年生程度の市場価格よりも高いため時価による評価が困難な状況にあるので、不動産鑑定士の解説書等を参考に公社と議論を重ねて、長期伐採計画を前提にして一般に認められている「グラーゼル方式」の評価方法を利用した独自の計算式を検討し、その計算の結果の妥当性を検討した。

一般に、評価方法として、費用性に着目した費用価法、市場性に着目した売買価法、市場価逆算法、収益性に着目した期望価法、還元価法、費用と収益に着目したグラーゼル法またはグラーゼル近似法がある。

評価方法としては、絶対的なものはないが、実務上は、市場価格のある立木については市場価逆算法、市場価格のない立木については、10年生以下は費用価法、11年生以上は期望価法またはグラーゼル法が採用されることが多いといわれる。

林業公社は昭和41年の設立であり、市場価格のないものや市場価格が正常でないものが多く、現在、市場価格として採用しているのは、31年生以上のものだけである。

評価方法を検討するにあたって議論した点は、10年生以下の費用価は、3,536千円/haであり、スギ林の標準伐期齢50年生の評価1,932千円/haを上回り、グラーゼル法が利用できないということと、林業公社が事業方針として、長伐期契約への転換をしたことをどのように評価するかということである。秋田杉は標準伐期齢を過ぎてからも成育が続き、高い価格（評価額5,368千円/ha）になるという特徴があり、実際に80～100年生のスギが市場で取引されている。

どのような方法を採用するとしても、10年の費用価は高すぎるとの判断から、以下の「費用価」表のうち投資経費と管理費だけを10年生以下について適用することに結論づけた。

【人工林 10 年生以下の費用価】

年利4.5%

(単位：千円)

年次	投資経費	管理費	地代	計		前残+当年度	費用価累計
1	1,167	35	26	1,228			1,283
2	126	35	26	187		1,471	1,537
3	126	35	26	187		1,724	1,802
4	126	35	26	187		1,989	2,079
5	125	35	27	187		2,266	2,368
6	126	35	27	188		2,556	2,671
7		35	27	62		2,732	2,855
8		35	27	62		2,917	3,048
9		35	27	62		3,110	3,250
10	72	35	27	134		3,384	3,536
計	1,868	350	266	2,484			端数は調整処理

10年目費用価 グラーゼル法近似式 2,218千円

1年目費用価 グラーゼル法 1,202千円

長伐期スギ（80年生）の評価額 5,368 千円は、以下の前提で計算されている。

(県標準立木材積 730m³/ha)

区分	市場価格	採材%	価格	調整率	伐出費	利用率	立木価格
30cm 上	19,600	36%	7,056	資本回収			
14～28 cm	15,800	58%	9,164	収益率			
13cm 下	7,580	6%	455				
計			16,675	0.926	6,250	80%	7,353円 (/m ³)

以上の条件で、グラーゼル法近似式及びグラーゼル法（最小自乗法で計算する方法）の計算したものが、それぞれ意見資料 2 ①、同資料 2 ②、③である。図の比較により、意見資料 2 ②が民間保険の評価額と近似し、また、50 年生の評価額が 80 年生の 50%程度で実態に近いと判断したものである。

その結果、23,710ha についての評価額は 373 億円となった。
(意見資料 2 ③の 20 年生 1,462 千円を例にすると、以下のとおりである。)
($(5,368-1,202) \cdot (20-0)^2 / (80-0)^2 + 1,202 = 1,462$)

なお、一般に、近似式の適用が多いといわれるが、図の曲線の比較ではグラーゼル法の方が分かりやすく、また、費用価の部分是一種の再調達価額であり、初年度の投資経費等に限定した方が見積の要素を小さくすることができるので、より適切と考えた。

この評価額 373 億円は、分収林勘定の決算額 471 億円よりも 98 億円小さく、修正後貸借対照表の金額 317 億円（県の「林業開発基金」からの借入金利息は含んでいない。）よりも 56 億円大きくなっている。

また、この評価額に分収割合 60%を乗ずると 224 億円となり、修正後 317 億円と比較すると 93 億円の含み損（ただし、林地所有者に対して支払う分収金を控除した後の損益の意味である。）があることになる。分収割合については少なくとも林業公社分を 85%以上（317 億円 ÷ 373 億円 = 0.8499）にしないと収支はとれないことになる。

年金制度改革により、確定給付型から確定拠出型へ移行が行われているが、確定給付型と確定拠出型の特性を併せ有する方法が考えられている。分収造林事業の精算についても、一定以上の売却収入がある場合には林地所有者に還元できるような条件を付けることにより、分収割合を見直し、林業公社の損失を小さくする方法の検討も望まれる。

会計処理においても、事業費、管理費、利息等のすべてを原価とする考え方の見直しが必要である。その上で、林業公社の財務内容の実態を明確にし、林業公社の自助努力分、分収収益精算の適正化分（林地所有者の利益の見直し分）、県の負担分についての説明ができるようにすべきである。ただし、県は債務負担行為をしているので、最終的な責任は免れない。

なお、上記の評価方法も絶対的なものではなく、専門家等の意見を求めて精度を上げることが必要であるとともに、従来の現地調査に基づく市場価格評価を定期的に行い、信頼性を検証することも望まれる。

4. 分収林の原価管理について

分収林の原価管理については、費目別の集計を正確にすることにより原価管理台帳との照合が可能になると考え、設立からのデータを分析したが、管理台帳で個別に把握できるのは会計上の分収林勘定のうち、事業費の中の直接事業費等であることが判明した。

分収林事業を実際に管理する立場からは、会計処理上の原価を個別に把握することは不可能に近く、必要性もないということになる。

したがって、管理費等の間接費を会計上の決算額から配賦するのではなく、作業からみた合理的な基準を定めて配賦し、その合計額を会計上の金額と照合する方法（予定原価の考え方）が現実的な方法と考えられる。

また、事業量が減少している現状や今後の長期見通しから判断すると、人件費等の固定費、金利費用がすべて資産計上される会計処理は、極めて不適切であり、速やかに見直しを行うことが望まれる。

5. 職員互助会会計について

職員互助会については、県職員互助会を参考にその運営が行われているが、県職員互助会は「秋田県職員の共済制度に関する条例」に基づくものであり、その方法を林業公社が準用できる根拠はないので運営方法について見直しを行う必要がある。県においても平成11年度の行政改革で、職員互助会への補助は縮小されている。

具体的には、互助会の経費を林業公社からの交付金で支弁することは適当ではないと考えられる。健康診断、生命共済等で林業公社から支出できるものは直接支出し、補助が必要なものについては、できるだけその都度、承認を得て行うことが望まれる。

平成 14 年 3 月 31 日の財産については、職員の負担によるものを除いて、できるだけ早急に林業公社の会計へ繰入れることが望まれる。

6. 経営の効率性及び公益性について

平成 14 年度からは、県北、県南の事業所を廃止し、本部への統合を行い、①事務、事業管理の効率化のためのサーバー導入、②情報伝達の迅速化、③作業工程の見直し、④交通費の節減、⑤金利軽減の工夫等が行われているので、効率化についての努力はされているとみられる。

しかし、事業所が廃止されても同じ面積の保安管理が必要などの理由から人員は変わっていない。新植事業量等の減少傾向からみると、効率化は必ずしも十分とはいえない状況であり、民間企業であれば、人員削減や給与水準の見直しをするような経営状態である。県の全額出資法人であり、大胆なリストラは行えない事情にあると思われるが、可能な限り早期退職制度や他の公社等との統合の検討も望まれる。ただし、組織の統合については、分収造林という特殊な分野であり、特別会計が必要なため統合の長所、短所を慎重に検討する必要があると思われる。

公益性については、設立趣旨にあるように、分収造林事業を通じて農山村地域の雇用創出など地域経済の振興に貢献してきた事実は認められるものであり、計画造林の先導的役割を担い民有人工林の約 10%を造林し、県土の緑化、保全等に寄与してきたことは高く評価されるべきものである。ただし、これらの公益性は林業公社の事業の収益力を前提としてきたものであり、経済社会の構造的変化に対応できず、結果として県の財政負担を重くし、見直しが求められている現状と切り離して評価することはできないと考える。

また、最近における環境の問題から、森林の多面的機能の評価が行われ、林業公社の人工林 24,093ha についても 668 億円の評価があるとされる。

これについても、林業公社は事業として、山村地域等の未利用地または伐採跡地で自力により造林事業を行うことが困難なものについて、補助金や制度資金の活用により行うことを目的としていて、直接には環境問題のための事業を行っているものでない。環境面についての公益性が一般社会からみて高く評価されるものであっても、独立採算（ただし、林業公社の場合は補助金や有利な融資制度を活用した上での採算性。）を前提とする事業法人の直接的な存在理由にはならないものと思われる。

むしろ、当面は伐採跡地の災害防止等の面から、県の財政負担との均衡の中で必要性（公益性）が評価されることになると思われる。

また、国有林野事業、県行造林等が伐期を迎えて、つぎつぎと伐採が行われており、その後の林業の担い手は地方、民間として位置づけられている。県の施策をみると、担い手の中心は森林組合となっているように思われるが、林業の状況は設立当時よりも深刻であり、林業公社が持っている専門的知識、技術等は民間指導等に有効に活用されることが望まれる。

7. 林業公社の短期借入金及び県の歳入・歳出の処理について

林業公社が毎年度末に銀行から借入れる 3,550,000,000 円は、結果報告書 21 ページ、27 ページに記載のとおり、本来、昭和 55 年度から昭和 61 年度の「林業開発基金」として処理されるべきものであった。

しかし、県の財政等の都合で毎年度初めに貸付けし、年度末に銀行から借入れした資金で償還している。この資金繰りのため、林業公社は銀行からの手形借入及び県からの金銭消費貸借契約書に毎年 60 万円の印紙税と銀行の借入利息を負担している。さらに、県の歳入及び歳出も同額だけ膨らみ、林業公社に対する事業費が異常な金額として公表されている。

過年度における財政上の操作が長期に続いている点については、県財政の現状から直ちに解消することは困難としても、林業公社においては多額の借入金について個人保証を行うなど好ましくない状況になっており、可能な限り今後の財政計画において解消されることが望まれる。

8. 県行造林の普通財産管理上の面積について

県行造林の管理については、規程上は、「地上権等の台帳」と立木台帳（第 19 号）があるが、実務においては立木台帳だけで管理されており、「地上権等の台帳」についてはそれが現存するか、しないかを含めて不明になっている。

「地上権等の台帳」の記載例によると、登記上の面積と契約上の面積とが一致することが前提となっているが、実務における有用性が低くなっているとみられる。規程と実務との整合性が保たれるような措置が望まれる。

また、普通財産としての面積は、契約上で有効な面積が重要であり、実務上の管理として登記面積によらざるを得ないとすれば、普通財産管理として、有効な面積を注記等で開示することが必要である。

第3 (財)林業労働対策基金について

1. 「担い手育成基金」の運用収入の用途等について

(財)林業労働対策基金は、「担い手育成基金」の運用収入が生じることにより、4年間で1億4千万円の資金を有するようになっている。これについて、平成14年度当初予算をもとに5年間で事業に充当する見通し資料を提出されたが、従来からの予算と決算との推移からみて現実的でないと認められる。

これとは別に、業務方法書等により、従来の助成事業の見直しと新たな助成事業についての検討が行われ、平成14年度の事業計画においては、一部、支援センターの補助事業の減額部分について独自事業（基幹林業就業者等養成事業6,070千円）としての対応がみられる。

しかし、これ以外の新たな事業（県から移管された助成事業以外で、機械、設備等を対象とする助成事業。）は、基本的に出えん(捐)事業体に対して行う助成事業であり、県の支援としての「担い手育成基金」の資金運用収入を財源とする事業として適切かについて疑問が残る。

(財)林業労働対策基金は、寄付行為をみる限りにおいて基本的に林業従事者を対象として助成事業を行っており、県は林業改善資金等として、別に高度な機械等について有利な融資制度を整備しているとみられる。

また、新たな事業については、業務方法書によると寄付行為第4条の(1)、(2)及び(3)に複合して該当する旨記載されているものが多いが、「しおり」や業務方法書の前文をみると、労働法第11条の支援センター指定の要件と寄付行為第4条(4)に記載した労働法第12条の事業とを混同しているとみられる説明等があり、寄付行為の事業と「担い手育成基金」による県の支援等についての区分の認識が十分でないように思われる。

設立から寄付行為の事業(1)、(2)、(3)は変わっておらず、新たな事業については、(5)のその他に該当するとも考えられる。貸付要綱等では(5)の事業についての充当は認めておらず、寄付行為の事業についての判断が重要である。事業を拡大するのであれば寄付行為を改正するとともに、従来からの出えん(捐)事業体の自主的運営（基金助成方式）が適切であるかについても検討が求められると考える。

(財)林業労働対策基金における、県からの実質的な助成である「担い手育成基金」の運用収入を財源とする事業は、ほとんど出えん(捐)事業体に対する助成事業である。県は、奨励的な趣旨の補助金については削減の方針を立てているので、新たな事業についてはこの面からも妥当性を検討することが望まれる。

2. 所管する農林政策課の認識について

平成 10 年度の林務部の「林業関係施策の概要」によると、森林整備担い手育成基金貸付事業〈新規〉の目的について、「林業労働力確保法に基づき、林業労働力支援センターに指定された(財)秋田県林業労働対策基金の機能を強化するとともに、林業労働力対策を効率的に推進するため、県と財団がそれぞれ行っている就労条件改善の助成事業を当該財団に統合することとし、これに必要な資金として森林整備担い手育成基金を当該財団に長期にわたって貸し付ける。」と記載されている。

この記載によると、当該資金は、労働法に基づく(財)林業労働対策基金の機能強化のためのものであることと、統合される就労条件改善の助成事業のためのものであると理解することになると思われる。

農林政策課は、条例と労働法との関係については、「条例第 1 条に定める基金の貸付先法人の 1 要件として労働法第 11 条第 1 項の指定法人であることとしているのみであり、条例を労働法に基づくものと位置づけてはおりません。」とし、貸付先法人を(財)林業労働対策基金と特定する意味しかないと説明し、その旨回答している。また、新たな事業については、林務部長通知の「要綱第 2 条に掲げる使途の範囲において、事前に県との協議を経た後、新たな事業を行うことができる」(結果報告書 29 ページ参照)ことを根拠に問題がないとしている。

この考え方に立てば、上記林業関係施策に記載されている、「---支援センターに指定された---」も重要な意味がないことになるとともに、林務部長通知は単なる予算書、決算書の形式上の表示を求めているに過ぎず、充当調書のような計算しか行われないことになり、運用収入は実質的に(財)林業労働対策基金の自由財源ということになる。

しかし、条例における資金の目的外使用についての規定の趣旨、無利子貸付金の根拠となる「より高い公益性」についての支援センター以外の理由、事業体(森林組合、企業等)の出えん(捐)額が約 1 億円で自主的運営を行っている財団法人に 40 億円の追加出えん(捐)と同じような自由財源としての支援を行うことになることを考えると理解ができないといわざるを得ないものである。新たな事業についての林務部長通知も、助成事業の内容の見直し、運用の改善を前提にしており、それ以上の事業の拡大は、支援センターとしての事業と理解すべきであると考ええる。

(財)林業労働対策基金に多額の資金が留保されている要因は、平成 10 年度前後から、林業経営自体が著しく縮小されてきたためであり、結果的に、県からの移管事業及び基金本来の助成事業の不足分の補填に充当した残額が資金として留保されていることは明白である。

3. 経営の効率性及び公益性について

経営については、規模が小さく特に非効率とみられるものはないが、事業の拡充に伴い、管理費も増加している。県からの移管された助成事業については、その運用収入を管理費に充当してはならない規定があるが、それに伴う管理費はある程度必要であり、合理的な範囲については認められる余地があると考ええる。

労災保険については、平成 10 年度までは財団本来の助成事業としては、上限を 23,500 円としていたが、県からの移管事業（県直営事業では上限 35 歳以下 98,000 円）と一体的に行ってから、上限を平成 11 年度 35,000 円、平成 13 年度 68,900 円に引上げ（ただし、移管前の県直営事業対象の 35 歳以下は引下げ。）をしている。平成 13 年度の労災保険掛金助成事業費が増加している要因は、助成の基準額を上げたことによるものである。退職共済掛金助成事業費の増加についても、ほぼ同じ事情によるものである。

出えん(捐)事業体等の経営状況が厳しいため、高い労災保険料について手厚く助成する傾向にあり、助成の趣旨が若年林業従事者の育成、確保から出えん(捐)事業体等の救済的性格に一部変化しているように思われる。

平成 13 年 12 月 14 日改訂の「農林水産省政策評価の考え方」によると、林業労働力の確保、育成は「効率的かつ安定的な林業経営の育成」の一つの政策であり、林業経営体の育成、森林組合の経営基盤の強化等と一体的にすすめられるものと考えられる。また、平成 14 年 3 月 29 日公表の「林業への新規就業者について」の統計調査によると、研修、社会保険制度の充実と同等あるいはそれ以上に「労働条件の向上に資する就業先の経営基盤の強化（事業量の拡大、機械化等）」を希望しているとなっている。

(財)林業労働対策基金がこれらの役割を担っていくとすれば、現在の寄付行為の改正等を行ったうえで、その事業目的を明確にすることが必要と思われる。

国においては、平成 12 年 12 月 1 日に「行政改革大綱」を閣議決定し、平成 13 年 7 月 23 日に「行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針」が定められ、国からの補助金等に依拠している公益法人について、----交付された補助金等の半分以上を他の者に分配しているもの、法人の年間収入の 3 分の 2 以上を補助金等が占めているものを対象に、必要性のない補助金等を廃止。必要な場合でもより効率的な方法による事務・事業の実施に向けて措置。----の方針が示されている。この面からも、「担い手育成基金」について、そのあり方を見直すことが望まれる。

第4 公社の県債所有について

1. 基本財産等により県債を所有する公社の会計処理等について

地方債（県債）については、公社債市場で流通することを前提にした証券形式により発行されるものと、当事者間において金銭消費貸借契約による証書借入の形式によるものがある。

企業会計審議会の「金融商品に係る会計基準の意見書」（平成 11 年 1 月 22 日）等によると、証券形式の地方債は、有価証券として「売買目的」、「満期保有目的」、「その他有価証券」のいずれかに区分されることになり、「売買目的」及び「その他有価証券」については、時価評価の対象となる。証書借入については「金銭債権」に区分されるため、「満期保有目的」と同じく償却原価法により評価することになる。

秋田県においては「民間等資金」の「その他」については公募債を発行しておらず、公社が所有する県債は、すべて「金銭債権」すなわち長期貸付金であり有価証券には該当しない。

公社等の中には、投資有価証券あるいは単に県債として決算書に表示しているものがある。科目については金銭債権であることを明示するよう求めるべきである。その上で、基本財産としての運用が適切か公社等に自主的に判断をさせることが望まれる。

2. 運用収入等について

公社の収支予算を閲覧、質問したところ、すべての法人が必ずしも困窮しているとは限らないので、自主的な運営を支援することの必要性を見直すことが望まれる。

例えば、甲財団法人では、福祉施設・整備助成金に 9 百万円の予算を計上しながら、2 年間の事業実績はゼロである。

乙財団法人では、出えん(捐)企業、団体が県債の運用に同意せず、一つの基金の資金運用が出えん(捐)母体の意向により分散している。このため、複数の基金の資金が部分的にいくつかの県債に合算されて、決算書等だけでは適正性が確かめられなくなっている。財団法人の自主的運営からみれば、出えん(捐)母体の意向が異なり意思統一ができず、決算書等の明瞭性に影響を与えるような状況は、好ましいものとはいえないと考える。

3. 発行条件等について

公社に対する県債の条件は、地方公募債の10年債の応募者利回りに0.01%を上乗せした利率になっているが、実際には3年の借換えであり、通常利回りの2〜3倍以上の利率となっている。平成14年4月1日の改正では、経過措置で10年債の応募者利回りを適用することが明示されているが、それ以前は県債要綱で規定されておらず、改正後の発行については5年債を適用することになっているので、平成13年度までの県債利息については少なくとも8億円程度（1,606,823千円の50%。ただし、林業労働対策基金の40億円分を含む。）は余分に支払っていると考えられる。10年債の応募者利回りを適用する必要があるとすれば、公社に対する支援という意味にとどまらず、県がその資金を長期に必要としていることを認めていることにもなりかねないとする。

総務省の平成14年度「公益法人に関する年次報告」をみると、財団法人であってもすべて財産運用収入だけに依存しておらず、会費収入等も必要な財源（都道府県所管10,070法人についての財産運用収入は1,808億円、会費収入1,336億円）になっている。したがって、財産運用収入の利回り低下を県が責任を負わなければ、その公益事業が絶対に行えなくなるものとは考えられない。

また、一般法人、団体、個人等は、ペイオフ対策と低金利に悩んでおり、その意味で県は、特定の縁故者に対して二重の恩恵を与えており、不公平、不透明の批判は免れないとする。

国債については、安全性を求めて多額の資金が流入しているといわれている。しかし、最近の金融機関は金利見直し（引き上げ）による経営改善に迫られており、国債のリスクが高まるといわれるが、有識者の意見の中には、景気が好転し民間資金の需要が増えたときに国債の暴落の危険性が高いという指摘もある。

地方債についても、新聞報道によると、ミニ公募債等が現実のものになりつつあり、市場性を持つようになるのも遠い将来ではないはずである。その場合には、市場の選別化は厳しいものが予想されることは確実であり、市場性を前提とする場合には、少なくとも明瞭性、透明性の高い手続と情報開示が望まれる。

◆収支計画										(単位：千円)									
木材価格：(H13年度平均価格)																			
年度	西暦	収入	支出	繰上金	繰入金	繰入金	繰入金	繰入金	繰入金	収入	支出	繰上金	繰入金	繰入金	繰入金	繰入金	繰入金	繰入金	繰入金
1	541	1866	18,813	28,138	8,750	815	50,408	37,746	12,662										
2	42	1957	15,378	24,328	23,480	748	54,996	55,254	8,507										
3	43	1968	16,937	39,249	29,220	744	86,141	70,658	14,972										
4	44	1969	24,758	52,880	35,320	873	114,078	99,759	11,010	7,896									
5	45	1970	38,366	66,575	50,320	1,463	156,724	124,540	25,062										
6	46	1971	58,445	86,140	70,800	2,317	235,993	185,855	28,849	1,764									
7	47	1972	52,824	116,427	88,140	2,162	309,693	255,535	34,637	703									
8	48	1973	144,774	126,888	111,240	2,741	382,844	313,387	58,956										
9	49	1974	179,826	246,184	122,590	2,612	551,012	450,805	74,270										
10	50	1975	205,235	373,850	140,800	2,411	721,436	641,335	83,618										
11	51	1976	229,567	313,350	170,000	2,932	715,839	597,801	92,095	1,364									
12	52	1977	280,426	521,686	271,221	4,072	1,017,485	842,241	89,076	5,680									
13	53	1978	445,537	645,108	357,468	4,416	1,362,530	1,153,203	106,248	5,184									
14	54	1979	591,007	863,740	214,743	4,620	1,573,910	1,287,155	136,941	25,335									
15	55	1980	455,557	651,524	383,135	7,244	1,637,460	1,349,628	153,563	36,884									
16	56	1981	458,200	858,983	421,782	7,937	1,839,822	1,441,015	159,110	32,585									
17	57	1982	395,716	1,006,684	495,158	10,948	1,917,938	1,491,088	189,170	337									
18	58	1983	397,923	1,004,032	572,986	12,634	1,967,240	1,486,182	185,713	4,836									
19	59	1984	431,103	974,028	572,986	31,884	2,054,212	1,491,315	180,735	8,785									
20	60	1985	467,833	739,109	591,637	35,154	1,853,792	1,290,922	182,013	5,570									
21	61	1986	8,329	624,154	533,687	354,192	1,582,835	1,358,878	237,738	3,286									
22	62	1987	10,333	678,972	583,877	271,735	2,083,504	1,216,219	286,520	10,719									
23	63	1988	5,672	747,058	458,937	769,192	247,455	2,768,414	1,288,119	250,927	6,035								
24	64	1989	4,930	680,481	411,252	751,372	274,250	2,092,395	1,138,177	246,531	15,628								
25	2	1990	5,893	688,822	390,477	753,634	270,374	2,109,160	1,131,542	251,948	16,032								
26	3	1991	8,511	632,564	363,106	662,475	252,917	2,059,674	1,033,632	281,721	26,572								
27	4	1992	9,660	619,783	456,886	842,857	243,056	2,172,431	1,121,259	267,384	29,027								
28	5	1993	15,482	732,540	493,410	849,523	275,038	2,407,063	1,232,446	284,397	35,618								
29	6	1994	34,554	775,993	553,516	881,858	269,787	2,518,788	1,373,679	290,656	34,168								
30	7	1995	37,725	764,744	492,445	830,519	283,760	2,439,183	1,247,967	284,706	75,091								
31	8	1996	57,527	804,259	427,872	877,848	274,878	2,238,484	1,074,676	291,056	95,123								
32	9	1997	35,510	590,273	421,380	907,849	283,432	2,219,144	1,049,423	271,630	124,101								
33	10	1998	36,923	549,402	368,056	965,674	213,059	2,245,132	1,010,830	324,434	186,200								
34	11	1999	42,479	531,886	235,148	948,787	89,194	1,972,094	840,323	258,388	176,983								
35	12	2000	44,722	584,285	192,795	877,275	137,640	1,895,728	783,650	285,544	222,451								
36	13	2001	35,884	547,626	171,810	816,411	136,156	1,710,087	718,777	285,107	209,097								
37	14	2002	39,612	582,987	131,223	818,885	95,152	1,553,779	633,563	251,888	188,997								
小計			438,646	16,027,289	15,605,548	18,324,426	3,842,323	32,839,846	5,157,451	1,672,926	1,672,926								
38	15	2003	36,421	488,592	108,753	871,840	30,800	1,456,614	587,395	235,854	142,931								
39	16	2004	41,376	382,107	104,040	854,181	30,800	1,429,744	512,251	226,958	146,938								

◇収支計画										木材価格：(H13年度平均価格)										(単位：千円)									
年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	入										出									
										伐採収入	補助金	公債借入金	金借入金	その他収入	合計	経費	事業費	賃借費	公債元金	元金	公債利息	株利	配当金	その他支出	合計	差引	差引	差引	差引
40	17	2065	44,710	383,352	92,918	658,586	30,000	1,399,104	472,321	225,484	103,755	531,558	5,676	1,398,904	0	1,398,904	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	18	2066	68,555	327,778	76,838	896,102	30,000	1,393,411	475,782	235,939	206,725	545,391	12,334	1,393,411	0	1,393,411	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	19	2067	95,885	301,423	65,422	931,559	30,000	1,393,831	484,150	214,931	240,127	515,554	18,059	1,393,831	0	1,393,831	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	20	2068	100,137	230,676	38,575	891,316	30,000	1,291,104	312,772	202,038	250,231	595,297	26,486	1,291,104	0	1,291,104	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	21	2069	115,853	232,202	33,880	885,186	30,000	1,237,331	316,095	202,137	258,811	684,898	24,290	1,237,331	0	1,237,331	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	22	2070	141,334	200,442	32,163	861,900	30,000	1,237,829	290,168	171,295	288,584	684,454	24,290	1,237,829	0	1,237,829	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	23	2071	138,845	180,491	23,735	874,128	30,000	1,259,839	286,797	175,681	318,556	702,290	21,327	1,259,839	0	1,259,839	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	24	2072	154,153	154,939	20,491	852,954	30,000	1,252,439	255,624	176,100	376,516	728,460	44,331	1,252,439	0	1,252,439	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	25	2073	203,884	154,747	18,331	845,544		1,222,586	252,759	144,787	344,173	65,640	42,100	1,222,586	0	1,222,586	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	26	2074	211,165	111,950	14,509	824,568		1,182,125	215,896	133,588	349,412	70,000	413,235	1,182,125	0	1,182,125	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	27	2075	388,190	180,348	12,810	831,038		1,342,484	222,844	122,788	479,182	111,240	375,235	1,342,484	0	1,342,484	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	28	2076	414,132	72,316	10,919	876,198		1,357,685	195,843	117,911	568,581	98,140	395,039	1,357,685	0	1,357,685	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	29	2077	465,648	88,847	9,035	877,384		1,421,914	186,438	116,907	669,918	112,530	354,061	1,421,914	0	1,421,914	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
53	30	2078	505,335	57,280	7,357	804,319		1,474,823	178,247	116,907	669,918	140,000	330,887	1,474,823	0	1,474,823	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54	31	2079	517,048	32,281	2,301	813,419		1,465,645	165,535	116,770	657,797	170,000	307,264	1,465,645	0	1,465,645	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55	32	2080	739,160	24,614	2,582	864,816		1,430,374	158,548	116,734	599,141	170,000	307,264	1,430,374	0	1,430,374	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	33	2081	802,182	28,981	1,701	857,142		1,392,385	158,132	116,590	550,964	211,231	284,076	1,392,385	0	1,392,385	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57	34	2082	863,547	15,751	1,325	456,328		1,376,831	155,618	117,218	545,407	237,488	282,722	1,376,831	0	1,376,831	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58	35	2083	937,423	16,054	1,324	474,237		1,419,092	154,758	117,700	584,227	314,743	248,623	1,419,092	0	1,419,092	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
59	36	2084	912,372	15,136	1,269	502,852		1,430,340	150,581	118,659	625,834	380,118	217,748	1,430,340	0	1,430,340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60	37	2085	974,713	2,276	61	429,585		1,399,536	152,627	118,858	603,774	473,792	193,776	1,399,536	0	1,399,536	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61	38	2086	946,688	2,731	57	362,881		1,312,977	134,527	149,164	540,182	499,756	171,283	1,312,977	0	1,312,977	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62	39	2087	1,193,282	3,192	60	187,837		1,273,194	156,253	95,348	500,800	572,905	133,156	1,273,194	0	1,273,194	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63	40	2088	1,147,878	2,433	45	121,038		1,264,439	147,829	95,908	476,890	591,697	116,277	1,264,439	0	1,264,439	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64	41	2089	1,261,895	2,598	35			1,303,388	137,484	91,628	355,235	531,097	103,495	1,303,388	0	1,303,388	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65	42	2090	1,501,220	2,136	30			1,342,284	137,921	91,817	380,927	628,592	90,432	1,342,284	0	1,342,284	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
66	43	2091	1,341,200	1,852	32			1,340,702	128,179	91,395	359,710	705,292	78,182	1,340,702	0	1,340,702	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67	44	2092	1,340,702					1,391,553	125,581	92,105	347,318	771,372	66,343	1,391,553	0	1,391,553	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
68	45	2093	1,391,553					1,175,251	99,884	67,411	321,085	752,634	54,897	1,175,251	0	1,175,251	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69	46	2094	1,175,251					1,297,024	103,171	88,872	291,367	802,476	43,690	1,297,024	0	1,297,024	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70	47	2095	1,297,024					1,182,149	91,150	57,542	262,709	842,557	32,974	1,182,149	0	1,182,149	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
71	48	2096	1,182,149					1,289,482	88,748	55,722	193,186	889,523	23,035	1,289,482	0	1,289,482	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
72	49	2097	1,289,482					1,184,064	75,364	55,656	150,940	841,858	15,998	1,184,064	0	1,184,064	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
73	50	2098	1,184,064					1,229,269	77,212	83,379	91,950	880,519	15,352	1,229,269	0	1,229,269	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
74	51	2099	1,229,269					1,136,709	64,800	38,069	73,936	877,848	7,036	1,136,709	0	1,136,709	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75	52	2040	1,136,709					1,102,750	55,745	38,161	90,220	987,948	4,518	1,102,750	0	1,102,750	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
76	53	2041	1,102,750					1,244,135	56,065	36,159	36,508	981,674	2,857	1,244,135	0	1,244,135	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
77	54	2042	1,244,135					1,285,511	56,018	36,812	30,854	984,767	2,151	1,285,511	0	1,285,511	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
78	55	2043	1,285,511					1,317,772				877,275	1,723	1,317,772	0	1,317,772	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
79	56	2044	1,317,772									877,275	1,723	1,317,772	0	1,317,772	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

◇収支計画										木材価格：(H13年度平均価格)										(単位：千円)										
年度別										収 入										支 出										
年度	80	81	82	83	84	85	86	87	88	年度	80	81	82	83	84	85	86	87	88	年度	80	81	82	83	84	85	86	87	88	年度
80	57	2445	1,684,946	43,175	38,179	20,263	811,411	1,386	380,122	856,469	1,829,102	1,829,102	1,829,102	1,829,102	1,829,102	1,829,102	1,829,102	1,829,102	1,829,102	80	57	2445	1,684,946	43,175	38,179	20,263	811,411	1,386	380,122	856,469
81	58	2446	1,791,133	45,109	38,592	16,309	811,805	1,110	380,295	859,236	1,979,116	1,979,116	1,979,116	1,979,116	1,979,116	1,979,116	1,979,116	1,979,116	1,979,116	81	58	2446	1,791,133	45,109	38,592	16,309	811,805	1,110	380,295	859,236
82	59	2447	2,077,275	48,429	32,572	12,563	871,848	880	381,635	811,514	2,161,476	2,161,476	2,161,476	2,161,476	2,161,476	2,161,476	2,161,476	2,161,476	2,161,476	82	59	2447	2,077,275	48,429	32,572	12,563	871,848	880	381,635	811,514
83	60	2448	2,125,944	44,548	32,440	9,376	851,181	707	377,621	834,163	2,158,136	2,158,136	2,158,136	2,158,136	2,158,136	2,158,136	2,158,136	2,158,136	2,158,136	83	60	2448	2,125,944	44,548	32,440	9,376	851,181	707	377,621	834,163
84	61	2449	2,311,117	42,359	33,163	8,315	861,885	570	382,332	910,317	2,246,172	2,246,172	2,246,172	2,246,172	2,246,172	2,246,172	2,246,172	2,246,172	2,246,172	84	61	2449	2,311,117	42,359	33,163	8,315	861,885	570	382,332	910,317
85	62	2450	2,689,242	42,078	34,150	6,390	891,102	452	384,208	1,057,864	2,432,144	2,432,144	2,432,144	2,432,144	2,432,144	2,432,144	2,432,144	2,432,144	2,432,144	85	62	2450	2,689,242	42,078	34,150	6,390	891,102	452	384,208	1,057,864
86	63	2451	2,716,727	37,602	34,191	5,636	901,698	353	386,771	1,095,165	2,471,378	2,471,378	2,471,378	2,471,378	2,471,378	2,471,378	2,471,378	2,471,378	2,471,378	86	63	2451	2,716,727	37,602	34,191	5,636	901,698	353	386,771	1,095,165
87	64	2452	3,013,203	37,353	36,693	4,622	882,316	272	382,642	1,180,217	2,553,105	2,553,105	2,553,105	2,553,105	2,553,105	2,553,105	2,553,105	2,553,105	2,553,105	87	64	2452	3,013,203	37,353	36,693	4,622	882,316	272	382,642	1,180,217
88	65	2453	3,740,707	36,786	36,383	3,724	885,609	207	389,729	1,381,365	2,633,150	2,633,150	2,633,150	2,633,150	2,633,150	2,633,150	2,633,150	2,633,150	2,633,150	88	65	2453	3,740,707	36,786	36,383	3,724	885,609	207	389,729	1,381,365
89	66	2454	3,084,306	35,918	31,368	3,016	881,990	153	382,818	1,320,154	2,541,411	2,541,411	2,541,411	2,541,411	2,541,411	2,541,411	2,541,411	2,541,411	2,541,411	89	66	2454	3,084,306	35,918	31,368	3,016	881,990	153	382,818	1,320,154
90	67	2455	2,800,205	35,610	31,409	2,398	871,828	108	385,827	1,141,817	2,464,417	2,464,417	2,464,417	2,464,417	2,464,417	2,464,417	2,464,417	2,464,417	2,464,417	90	67	2455	2,800,205	35,610	31,409	2,398	871,828	108	385,827	1,141,817
91	68	2456	2,964,317	34,844	32,812	1,889	851,956	75	375,222	1,136,146	2,442,146	2,442,146	2,442,146	2,442,146	2,442,146	2,442,146	2,442,146	2,442,146	2,442,146	91	68	2456	2,964,317	34,844	32,812	1,889	851,956	75	375,222	1,136,146
92	69	2457	3,527,484	33,132	27,651	1,342	845,544	49	372,041	1,439,719	2,714,728	2,714,728	2,714,728	2,714,728	2,714,728	2,714,728	2,714,728	2,714,728	2,714,728	92	69	2457	3,527,484	33,132	27,651	1,342	845,544	49	372,041	1,439,719
93	70	2458	3,487,442	26,000	28,153	911	824,500	29	382,827	1,344,543	2,827,103	2,827,103	2,827,103	2,827,103	2,827,103	2,827,103	2,827,103	2,827,103	2,827,103	93	70	2458	3,487,442	26,000	28,153	911	824,500	29	382,827	1,344,543
94	71	2459	3,774,275	27,152	28,281	525	831,036	19	385,677	1,438,547	2,731,936	2,731,936	2,731,936	2,731,936	2,731,936	2,731,936	2,731,936	2,731,936	2,731,936	94	71	2459	3,774,275	27,152	28,281	525	831,036	19	385,677	1,438,547
95	72	2460	3,532,766	27,118	28,405	401	810,408	10	383,041	1,432,257	2,711,730	2,711,730	2,711,730	2,711,730	2,711,730	2,711,730	2,711,730	2,711,730	2,711,730	95	72	2460	3,532,766	27,118	28,405	401	810,408	10	383,041	1,432,257
96	73	2461	3,536,474	28,433	29,027	259	877,584	6	386,153	1,428,913	2,749,481	2,749,481	2,749,481	2,749,481	2,749,481	2,749,481	2,749,481	2,749,481	2,749,481	96	73	2461	3,536,474	28,433	29,027	259	877,584	6	386,153	1,428,913
97	74	2462	3,590,367	28,145	28,737	188	904,919	3	358,187	1,424,817	2,785,066	2,785,066	2,785,066	2,785,066	2,785,066	2,785,066	2,785,066	2,785,066	2,785,066	97	74	2462	3,590,367	28,145	28,737	188	904,919	3	358,187	1,424,817
98	75	2463	3,558,105	27,460	28,668	131	811,419	357,955	1,452,246	2,839,181	2,839,181	2,839,181	2,839,181	2,839,181	2,839,181	2,839,181	2,839,181	2,839,181	2,839,181	98	75	2463	3,558,105	27,460	28,668	131	811,419	357,955	1,452,246	2,839,181
99	76	2464	2,764,785	27,664	24,691	69	664,018	232,185	1,497,300	2,939,181	2,939,181	2,939,181	2,939,181	2,939,181	2,939,181	2,939,181	2,939,181	2,939,181	2,939,181	99	76	2464	2,764,785	27,664	24,691	69	664,018	232,185	1,497,300	2,939,181
100	77	2465	2,785,884	18,140	24,287	11	557,542	245,332	1,472,695	2,979,105	2,979,105	2,979,105	2,979,105	2,979,105	2,979,105	2,979,105	2,979,105	2,979,105	2,979,105	100	77	2465	2,785,884	18,140	24,287	11	557,542	245,332	1,472,695	2,979,105
101	78	2466	2,143,209	14,100	24,355	7	456,028	218,285	853,291	1,406,146	1,406,146	1,406,146	1,406,146	1,406,146	1,406,146	1,406,146	1,406,146	1,406,146	1,406,146	101	78	2466	2,143,209	14,100	24,355	7	456,028	218,285	853,291	1,406,146
102	79	2467	2,133,507	13,145	24,429	6	474,287	208,688	859,544	1,479,487	1,479,487	1,479,487	1,479,487	1,479,487	1,479,487	1,479,487	1,479,487	1,479,487	1,479,487	102	79	2467	2,133,507	13,145	24,429	6	474,287	208,688	859,544	1,479,487
103	80	2468	1,520,456	1,626,456	24,497	12	501,063	270,970	644,231	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	103	80	2468	1,520,456	1,626,456	24,497	12	501,063	270,970	644,231	1,481,401
104	81	2469	1,538,580	1,591,580	24,580	6	428,586	185,068	635,541	1,475,487	1,475,487	1,475,487	1,475,487	1,475,487	1,475,487	1,475,487	1,475,487	1,475,487	1,475,487	104	81	2469	1,538,580	1,591,580	24,580	6	428,586	185,068	635,541	1,475,487
105	82	2470	115,453	125,453	24,628	2	367,681	159,539	49,010	1,473,154	1,473,154	1,473,154	1,473,154	1,473,154	1,473,154	1,473,154	1,473,154	1,473,154	1,473,154	105	82	2470	115,453	125,453	24,628	2	367,681	159,539	49,010	1,473,154
106	83	2471	99,850	99,850	24,682	2	167,607	82,679	38,788	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	106	83	2471	99,850	99,850	24,682	2	167,607	82,679	38,788	1,481,401
107	84	2472	77,636	77,636	24,750	121,038	121,038	54,139	28,385	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	107	84	2472	77,636	77,636	24,750	121,038	121,038	54,139	28,385	1,481,401
108	85	2473	77,636	77,636	24,750	121,038	121,038	54,139	28,385	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	108	85	2473	77,636	77,636	24,750	121,038	121,038	54,139	28,385	1,481,401
109	86	2474	77,636	77,636	24,750	121,038	121,038	54,139	28,385	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	1,481,401	109	86	2474	77,636	77,636	24,750	121,038	121,			

◇ 一般材・原木価格調査表

単位:円

区 分	ス ギ ー 絨 材 (L=3.65m)			スギ(L=4.0m) φ=13cmF	アカマツ φ=14上 L=4.0m	広 葉 樹 φ=30cm上 L=2.1m	キ リ φ=30cm上 L=3.0m	備 考
	φ=30cm上	φ=30cm上(A)	φ=14~28cm					
平成6年	36,400		23,800			30,500		
平成7年	35,100		23,100			30,800		
平成8年	35,200		23,300			32,700		
平成9年	33,100		22,600			33,500		
平成10年	29,000		18,900			32,200		
平成11年	29,000		19,000			32,200		
平成12年	28,300		17,200			32,900		
平成13年4月	27,500		15,800	9,700		39,000		
5月	27,500		15,700	9,700		41,000	36,855	H14キリ 40,397円
6月	27,500		15,700	9,700		40,000		
7月	27,500		16,000	9,700		44,000		
8月	27,500		16,300	9,700		43,000		
9月	27,500		16,300	9,000		43,000		
10月	27,500		16,400	9,000		44,000		
11月	27,500		16,400	9,000		44,000		スギ30cm上(A)(B)に分類
12月		20,000	16,400	9,500	9,000	44,000		
平成14年1月		19,800	15,900	9,000	9,000	33,000		
2月		19,300	14,400	9,000	9,000	29,000		
3月		19,300	14,400	9,000	9,000	34,000		
13年度平均価格		19,600	15,800	9,330	9,000	39,160	36,850	
H11計画価格	33,760		22,340	12,000	12,000	31,940	50,000	
比 較 増 減		▲14,160	▲6,540	▲2,670	▲3,000	7,220	▲13,150	

※木材情報あきた(県農林水産部発行)

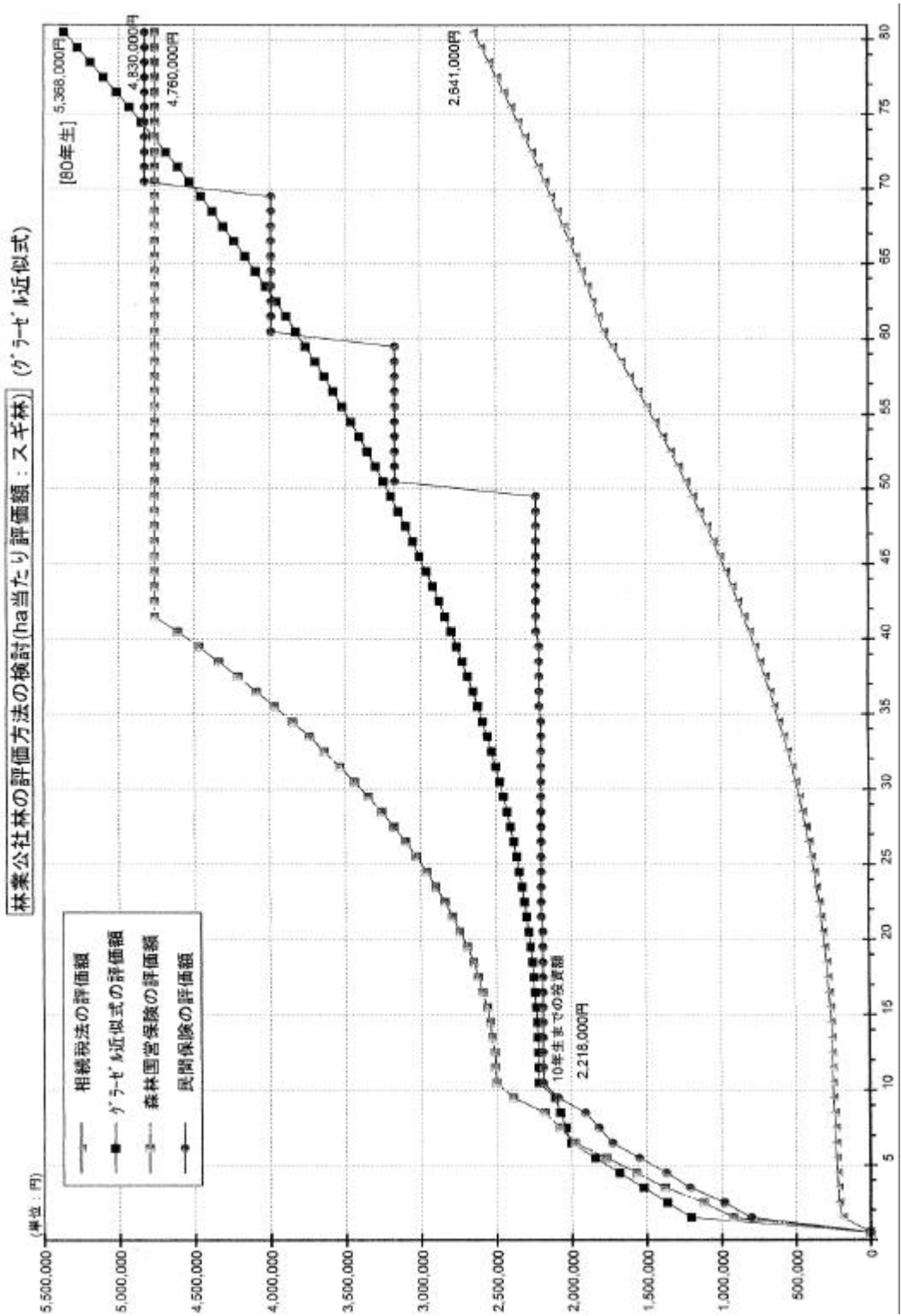
※スギ4m材及びアカマツの価格については盛岡市場の価格

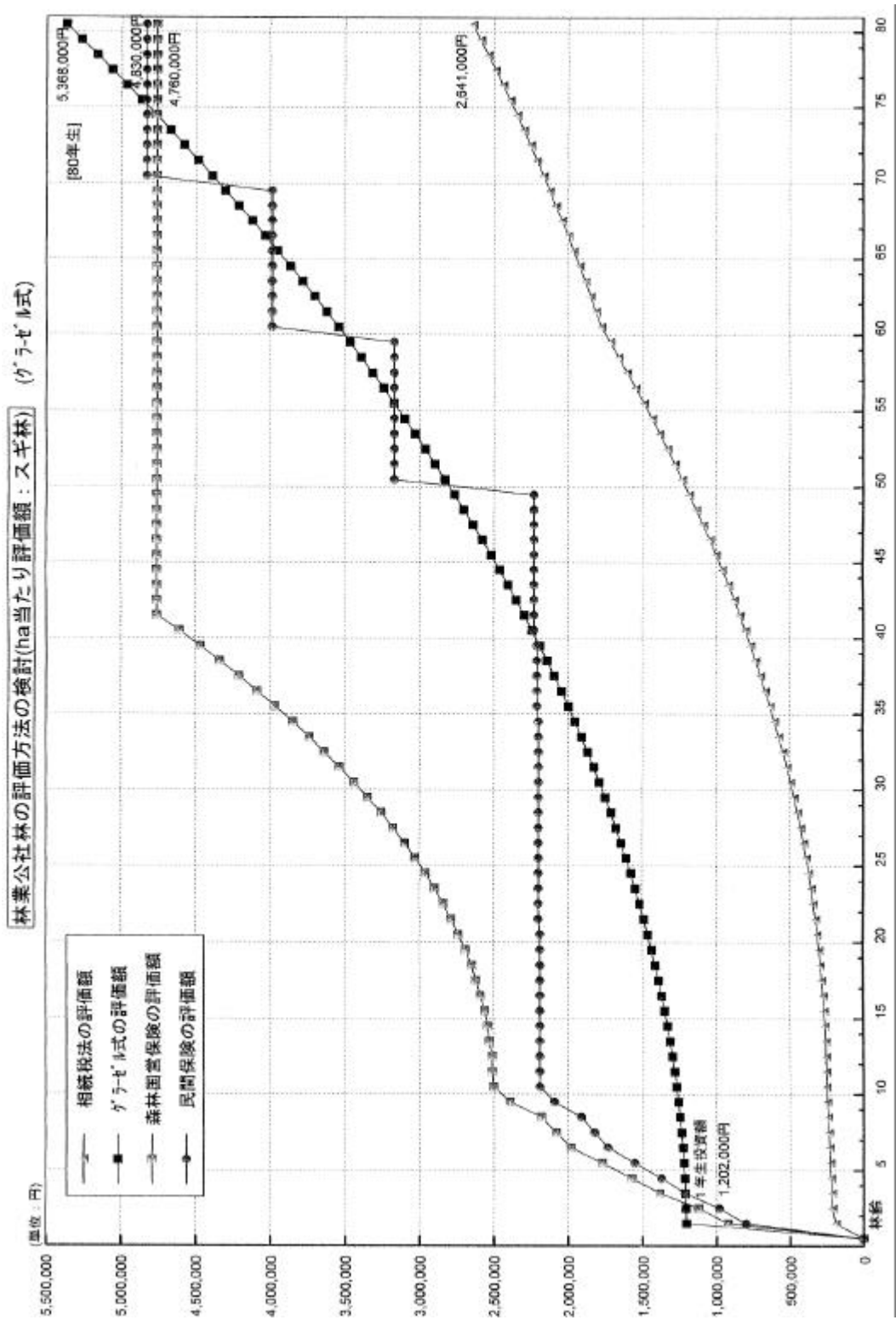
意見資料 1 ⑤

借入残高の推移						(Ⅲ3年度平均額)						(単位：千円)			
年次	年度	借入金	償還元金	借入残高	不足分	県借入残高 (不足分含む)	公庫借入金	公庫償還元金	公庫借入残高	県・公庫残高	県・公庫残高 (不足分含む)				
1	541	9,750		9,750		9,750	29,130		29,130	38,880	38,880				
2	42	23,490		33,240		33,240	24,220		53,350	86,560	86,560				
3	43	29,220		62,460		62,460	39,240		92,590	155,020	155,020				
4	44	36,320		98,780		98,780	52,080	7,830	134,840	235,590	235,590				
5	45	59,320		149,070		149,070	66,575		203,415	352,485	352,485				
6	46	79,000		219,070		219,070	96,140	1,768	297,787	516,857	516,857				
7	47	98,140		317,210		317,210	116,627	700	413,714	730,924	730,924				
8	48	111,240		428,450		428,450	126,089		539,803	968,253	968,253				
9	49	122,590		551,040		551,040	246,184		785,967	1,337,027	1,337,027				
10	50	149,000		691,040		691,040	373,950		1,159,937	1,950,977	1,950,977				
11	51	179,000		861,040		861,040	383,350	1,354	1,471,833	2,332,873	2,332,873				
12	52	211,221		1,072,261		1,072,261	521,686	5,660	1,987,859	3,060,120	3,060,120				
13	53	247,468		1,339,729		1,339,729	645,109	9,104	2,623,864	3,963,593	3,963,593				
14	54	314,743		1,654,472		1,654,472	683,740	25,325	3,282,279	4,916,751	4,916,751				
15	55	383,135		2,037,607		2,037,607	891,624	36,894	4,076,909	6,114,516	6,114,516				
16	56	421,792		2,459,399		2,459,399	950,983	33,585	4,994,307	7,453,706	7,453,706				
17	57	499,756		2,959,155		2,959,155	1,006,684	337	6,000,654	8,959,809	8,959,809				
18	58	552,634		3,511,789		3,511,789	1,004,032	4,836	6,999,850	10,511,639	10,511,639				
19	59	572,906		4,084,695		4,084,695	974,020	8,785	7,985,085	12,049,780	12,049,780				
20	60	581,697		4,676,392		4,676,392	739,189	5,570	8,698,624	13,375,016	13,375,016				
21	61	531,097		5,207,489		5,207,489	665,024	3,296	9,380,352	14,567,841	14,567,841				
22	62	620,547		5,828,036		5,828,036	503,677	10,719	9,853,510	15,681,566	15,681,566				
23	63	709,252		6,537,288		6,537,288	456,937	8,035	10,396,412	16,843,760	16,843,760				
24	64	721,372		7,258,720		7,258,720	411,352	15,628	10,792,136	17,960,856	17,960,856				
25	2	752,634		8,012,354		8,012,354	390,427	16,032	11,076,531	19,088,885	19,088,885				
26	3	802,476		8,814,830		8,814,830	362,106	28,572	11,411,095	20,225,895	20,225,895				
27	4	842,957		9,657,787		9,657,787	456,986	29,027	11,839,034	21,496,821	21,496,821				
28	5	885,523		10,543,310		10,543,310	493,410	93,678	12,338,826	22,786,136	22,786,136				
29	6	861,858	3,017	11,406,151		11,406,151	562,616	94,166	12,708,276	24,114,427	24,114,427				
30	7	886,519		12,286,670		12,286,670	492,445	75,091	13,125,630	25,412,300	25,412,300				
31	8	877,848		13,164,518		13,164,518	427,572	99,123	13,454,479	26,618,967	26,618,967				
32	9	907,949		14,072,467		14,072,467	421,980	124,103	13,752,356	27,824,823	27,824,823				
33	10	985,674		15,058,141		15,058,141	360,058	108,250	13,924,154	28,982,295	28,982,295				
34	11	948,787		16,006,928		16,006,928	255,148	176,993	14,006,139	30,013,287	30,013,287				
35	12	877,275		16,884,203		16,884,203	192,795	222,451	13,876,103	30,660,886	30,660,886				
36	13	818,411		17,702,514		17,702,514	171,810	269,897	13,836,196	31,642,010	31,642,010				
37	14	818,805		18,521,419		18,521,419	133,223	138,897	13,833,822	32,455,041	32,455,041				
38	15	871,848		19,393,267		19,393,267	109,752	143,931	13,899,444	33,292,711	33,292,711				
39	16	858,181		20,251,448		20,251,448	108,080	146,878	13,860,546	34,111,994	34,111,994				
40	17	888,086		21,120,334		21,120,334	92,918	163,755	13,789,707	34,910,841	34,910,841				
41	18	886,102		22,016,436		22,016,436	76,838	206,725	13,659,818	35,676,254	35,676,254				
42	19	901,699		22,918,135		22,918,135	66,422	240,127	13,485,113	36,403,248	36,403,248				
43	20	892,316		23,810,451		23,810,451	38,575	250,291	13,273,397	37,083,848	37,083,848				
44	21	885,696		24,696,147		24,696,147	33,580	258,811	13,048,166	37,744,313	37,744,313				
45	22	869,990	9,460	25,556,677	19,786	25,576,463	32,163	288,594	12,791,735	38,348,412	38,368,198				
46	23	876,828	20,290	26,413,215	46,903	26,479,984	23,735	318,956	12,486,514	38,969,729	38,976,418				
47	24	852,956	26,460	27,237,711	67,281	27,371,681	20,491	326,916	12,190,089	39,427,800	39,561,770				
48	25	845,544	25,220	28,058,035	57,533	28,249,338	18,321	334,173	11,874,247	39,932,282	40,123,585				
49	26	824,560	65,640	28,816,955	159,580	29,167,838	14,509	349,413	11,529,343	40,356,298	40,707,181				
50	27	831,036	70,080	29,577,991	170,010	30,098,884	12,610	470,192	11,081,361	40,959,952	41,180,845				
51	28	879,488	96,140	30,350,349	241,852	31,113,064	16,939	540,581	10,552,319	40,907,668	41,685,413				
52	29	877,584	111,240	31,116,693	275,745	32,155,183	9,035	601,363	9,959,991	41,076,584	42,116,174				
53	30	904,919	122,590	31,899,072	304,681	33,242,193	7,357	669,918	9,297,430	41,166,452	42,539,623				
54	31	813,419	140,000	32,572,441	345,772	34,261,244	7,901	857,791	8,642,574	41,214,975	42,903,918				
55	32	664,918	170,000	33,066,459	421,972	35,172,274	7,582	599,141	8,646,975	41,112,434	43,273,349				
56	33	557,542	211,221	33,412,780	527,219	35,050,614	1,701	550,964	7,496,712	40,989,492	43,547,626				
57	34	496,028	267,468	33,641,340	670,886	35,949,560	1,325	545,447	6,952,590	40,583,930	43,602,150				
58	35	474,287	314,743	33,800,884	780,195	37,895,236	1,324	584,227	6,369,687	40,170,571	44,266,986				
59	36	502,063	380,116	33,922,879	560,895	38,582,136	1,269	626,834	5,744,122	39,666,951	44,226,251				
60	37	420,586	421,792	33,921,623	623,406	39,204,336	61	603,774	5,146,409	39,062,012	44,344,748				
61	38	382,681	499,756	33,784,548	740,362	39,807,816	57	580,162	4,606,306	38,364,852	44,387,920				

意見資料 1 ⑥

○借入残高の推移						(単位: 千円)					
年次	年度	借入金	借入元金	借入残高	不足分	借入残高 (不足分含む)	公庫借入金	公庫借入元金	公庫借入残高	県・公庫残高 (不足分含む)	
62	33	187,897	552,634	32,419,811	819,689	40,762,548	50	529,934	4,940,438	31,450,241	44,302,819
63	40	123,038	572,906	32,999,943	852,087	40,845,487	45	500,880	3,933,879	36,589,618	44,205,362
64	41		591,637	32,378,246	841,085	40,916,815	35	416,890	3,122,826	35,581,066	44,832,635
65	42		531,087	31,847,149	879,981	41,063,729	38	395,235	2,727,815	34,574,764	43,791,344
66	43		620,567	31,226,582	1,408,845	41,852,007	32	380,027	2,347,628	33,574,202	44,196,827
67	44		709,292	30,517,290	1,536,938	42,139,652		359,710	1,987,818	32,595,200	44,721,563
68	45		721,372	29,795,918	1,572,011	43,580,292		347,339	1,648,571	31,436,469	45,238,663
69	46		753,634	29,042,284	1,708,125	44,544,782		321,886	1,318,485	30,361,769	45,854,258
70	47		802,475	28,239,808	1,748,589	45,490,896		291,357	1,028,128	29,287,938	46,519,024
71	48		842,957	27,396,851	1,845,543	46,493,482		262,708	765,419	28,182,278	47,258,981
72	49		889,523	26,507,328	1,819,527	47,423,586		193,388	572,033	27,079,361	47,995,619
73	50		881,858	25,645,478	1,755,878	48,317,404		150,948	421,083	26,056,563	48,738,457
74	51		880,519	24,764,959	1,712,858	49,148,735		91,959	329,124	25,094,885	49,478,869
75	52		877,848	23,887,103	1,703,391	49,875,278		73,836	255,758	24,142,401	50,238,576
76	53		907,649	22,979,454	1,782,268	50,848,558		60,220	195,078	23,174,232	51,044,678
77	54		986,874	21,992,680	1,848,002	51,711,925		39,608	155,478	22,148,950	51,867,296
78	55		948,787	21,044,893	698,222	51,462,461		30,864	124,606	21,189,259	51,887,867
79	56		872,275	20,167,418	568,842	51,156,029		24,838	99,768	20,281,186	51,253,796
80	57		818,411	19,349,007	252,818	50,886,235		20,263	78,505	19,428,512	50,667,748
81	58		816,895	18,530,282	185,895	49,554,525		16,589	62,996	18,583,198	50,017,821
82	59		871,848	17,658,434	82,563	49,155,248		12,983	58,433	17,708,787	49,215,673
83	60		856,181	16,800,173	26,434	48,333,493		8,976	48,457	16,840,830	48,373,958
84	61		868,886	15,931,287	-73,683	47,390,824		8,315	32,142	15,963,428	47,423,066
85	62		896,102	15,035,185	-258,756	46,236,066		6,990	25,152	15,080,337	46,291,218
86	63		901,699	14,133,486	-305,887	45,028,480		5,634	19,516	14,153,802	45,047,958
87	64		892,316	13,241,170	-461,236	43,674,828		4,822	14,854	13,255,654	43,689,822
88	65		886,698	12,355,474	-607,955	42,181,277		3,724	11,170	12,366,644	42,192,467
89	66		869,990	11,485,484	-543,987	40,767,200		2,010	8,160	11,493,644	40,775,468
90	67		876,828	10,608,556	-416,889	39,473,592		2,398	5,762	10,614,418	39,479,354
91	68		852,956	9,755,700	-443,062	38,177,673		1,889	3,873	9,759,673	38,181,445
92	69		845,544	8,910,156	-911,302	35,418,727		1,342	2,531	8,912,687	36,421,258
93	70		824,660	8,085,596	-869,885	34,733,282		911	1,820	8,087,216	34,734,902
94	71		821,836	7,264,560	-1,022,983	32,879,263		625	1,894	7,255,654	32,880,357
95	72		878,698	6,384,862	-851,582	31,157,183		481	593	6,384,755	31,157,876
96	73		877,684	5,506,478	-848,539	29,430,050		259	434	5,506,912	29,430,854
97	74		904,919	4,601,559	-805,847	27,719,294		188	246	4,601,805	27,719,540
98	75		813,419	3,788,140	-978,582	25,927,288		131	116	3,788,255	25,927,358
99	76		864,018	3,124,122	-865,084	24,598,181		89	46	3,124,168	24,598,227
100	77		557,542	2,566,580	-787,876	23,252,763		11	35	2,566,615	23,252,798
101	78		496,028	2,070,552	-543,063	22,213,672		7	28	2,070,580	22,213,700
102	79		474,287	1,586,265	-680,368	21,158,687		6	22	1,586,287	21,158,689
103	80		502,063	1,084,202	-216,065	20,434,659		12	10	1,084,212	20,434,679
104	81		420,586	673,618	-323,093	19,894,390		6	4	673,620	19,894,394
105	82		362,681	310,335	473,354	19,805,083		2	2	210,937	19,805,085
106	83		187,497	123,838	237,207	19,854,373		2	0	123,838	19,854,373
107	84		123,838	0	158,358	19,898,693				0	19,898,693
108	85				-24,133	19,866,560				0	19,866,560
109	86				-22,825	19,842,728				0	19,842,725
110	87				-105,212	19,737,513				0	19,737,513
111	88				-282,152	19,455,361				0	19,455,361
112	89				-258,388	19,280,953				0	19,280,953
113	90				-207,614	18,992,239				0	18,992,239
114	91				-105,088	18,887,151				0	18,887,151
115	92				-117,166	18,769,985				0	18,769,985
116	93				-22,021	18,747,964				0	18,747,964
合 計		37,054,638	37,054,638		18,747,964		18,292,802	18,292,802			





意見資料2③

☆グラーゼル式による評価

平成14年度現在

植栽年度	林齢	樹種	面積 (ha)	ha当り 立木標準価格(円)	立木評価額 (千円)	摘 要
H14	1	スギ	20.36	1,202,000	24,473	
H13	2	"	45.00	1,205,000	54,225	
H12	3	"	53.76	1,208,000	64,942	
H11	4	"	50.78	1,212,000	61,545	
H10	5	"	68.00	1,218,000	82,824	
H9	6	"	57.73	1,225,000	70,719	
H8	7	"	43.85	1,234,000	54,111	
H7	8	"	224.88	1,244,000	279,751	
H6	9	"	223.00	1,255,000	279,865	
H5	10	"	224.63	1,267,000	284,606	
H4	11	"	296.45	1,281,000	379,752	
H3	12	"	383.30	1,296,000	496,757	
H2	13	"	588.49	1,312,000	772,099	
H1	14	"	596.29	1,329,000	792,469	
S63	15	"	796.33	1,349,000	1,074,249	
S62	16	"	795.27	1,369,000	1,088,725	
S61	17	"	990.51	1,390,000	1,376,809	
S60	18	"	983.68	1,413,000	1,389,940	
S59	19	"	1,304.71	1,437,000	1,874,868	
S58	20	"	1,280.24	1,462,000	1,871,711	
S57	21	"	1,268.02	1,489,000	1,888,082	
S56	22	"	1,267.97	1,517,000	1,923,510	
S55	23	"	1,329.77	1,547,000	2,057,154	
S54	24	"	1,226.76	1,577,000	1,934,601	
S53	25	"	1,253.02	1,609,000	2,016,109	
S52	26	"	971.90	1,642,000	1,595,860	
S51	27	"	956.49	1,677,000	1,604,034	
S50	28	"	939.20	1,712,000	1,607,910	
S49	29	"	965.21	1,749,000	1,688,152	
S48	30	"	857.56	1,788,000	1,533,317	
S47	31	"	758.88	1,828,000	1,387,233	
S46	32	"	692.91	1,869,000	1,295,049	
S45	33	"	534.94	1,911,000	1,022,270	
S44	34	"	427.38	1,954,000	835,101	
S43	35	"	380.69	1,999,000	760,999	
S42	36	"	294.60	2,046,000	602,752	
S41	37	"	269.62	2,093,000	564,315	
S40	38	"	69.52	2,142,000	148,912	
S39	39	"	35.20	2,192,000	77,158	
S38	40	"	44.84	2,244,000	100,621	
S37	41	"	58.59	2,296,000	134,523	
S36	42	"	27.28	2,350,000	64,108	
S35	43	"	4.83	2,406,000	11,621	
S34	44	"	0.68	2,462,000	1,674	
S33	45	"	7.95	2,520,000	20,034	
S32	46	"	11.18	2,579,000	28,833	
S31	47	"	7.85	2,640,000	20,724	
S30	48	"	11.12	2,702,000	30,046	
S29	49	"	0.90	2,765,000	2,489	
S28	50	"		2,829,000		
S27	51	"		2,895,000		
S26	52	"	2.21	2,962,000	6,546	
S25	53	"	2.39	3,030,000	7,242	
S24	54	"	3.98	3,100,000	12,338	
計			23,710.70		37,357,757	

1～30年生	20,063	30,223	百万円
31年生以上	3,648	7,135	百万円
合 計	23,711	37,358	百万円